

特 許 ・ 実 用 新 案

審査ハンドブック

特 許 庁
調整課 審査基準室

序

審査官が日々の審査業務を行うにあたっては、特許法等の関係法令をまとめた特許関係法規集はもちろんのこと、これらの法令の適用についての基本的考え方をまとめた特許・実用新案 審査基準が活用されている。また、平成17年9月に、審査業務の遂行にあたって必要となる手続的事項や留意事項を体系的にまとめたものとして、この「特許・実用新案 審査ハンドブック」を作成し、審査官の日常審査業務の円滑な遂行に役立てられてきたところである。

しかしながら、この審査ハンドブックはその作成から約7年が経過しており、その間の制度改正や審査施策の実施等に伴って更新が必要な事項が生ずるとともに、新たな手続的事項や留意事項も発生してきた。これらの事項については、その都度審査官に周知され、審査ハンドブックの更新を行ってきたものの、一方で、審査業務の遂行に直接関連しない内容が掲載されている等の課題があった。

そこで、審査ハンドブックの全ての項目について見直しを行い、その内容を取捨選択あるいは更新するとともに、新たに盛り込むべき事項についても加入する改訂を行った。併せて、各項目間及び引用する各法令・審査基準、各裁判例等へリンクを設け、利便性の向上を図った。

なお、審査ハンドブックは、制度改正や審査業務の変更に応じて、また審査官の利便性に配慮して、適宜、改訂を行っていくことを予定している。

平成25年3月

特許庁 調整課 審査基準室

審査ハンドブック分類表

0 0 一般	1 0 出願一般	3 0 審査関連 施策一般	5 0 実体審査 (審査基準関連)	6 0 実体審査 (その他)	9 0 その他
0 1 審査官	1 1 情報提供	3 1 面接等	5 1 明細書等	6 1 審査一般	9 1 審査資料
0 2 審査に関する規定等		3 2 優先審査	5 2 特許要件		
		3 3 早期審査	5 3 明細書等の 補正	6 3 拒絶理由通知	
		3 4 公開前審査	5 4 優先権	6 4 特許査定	
0 5 分担		3 5 登録調査 機関による先行技術文献調査	5 5 特殊な出願	6 5 拒絶査定	
			5 6 特許権の存続期間の延長	6 6 前置審査	
			5 7 特定技術分野	6 7 審査のために必要な書類その他の物件の提出の求め	
			5 8 外国語書面 出願	6 8 P C T 関連	
			5 9 実用新案		

目 次

0 1 審査官

- [01.01](#) 審査官の資格
- [01.02](#) 審査長、審査監理官、審査官及び審査官補の職務等に関する規定
- [01.03](#) 審査官の秘密保持

0 2 審査に関する規定等

- [02.01](#) 審査に関する規定

0 5 分担

- [05.01](#) 審査官の担当の指定及び変更
- [05.02](#) 他の技術単位案件の審査
- [05.03](#) 審査に差し戻された事件の審査官の指定
- [05.04](#) 前置審査における審査官の指定
- [05.05](#) 特許出願の接受、分担の変更

1 0 出願一般

- [10.01](#) 方式審査便覧
- [10.02](#) 行政不服審査法に基づく不服申立て

1 1 情報提供

- [11.01](#) 特許出願に対する情報提供

3 1 面接等

- [31.01](#) 面接等

3 2 優先審査

- [32.01](#) 優先審査

3 3 早期審査

- [33.01](#) 早期審査

3 4 公開前審査

- [34.01](#) 公開前審査

3 5 登録調査機関による先行技術文献調査

- [35.01](#) 登録調査機関による先行技術文献調査

5 1 明細書等

- [51.01](#) 明細書、特許請求の範囲又は図面に拒絶理由に該当しない記載不備のある案件への対応について
- [51.02](#) 明細書、特許請求の範囲又は図面に商標名が記載されている場合の取扱い

5 3 明細書等の補正

- [53.01](#) 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正の制限
- [53.02](#) 補正の却下の決定起案時の注意

5 6 特許権の存続期間の延長

- [56.01](#) 特許権の存続期間の延長登録の出願において、政令で定める処分を受けるのに必要であった試験が1の処分について複数ある場合の延長期間について
- [56.02](#) 延長登録出願と処分の数との関係についての取扱い

5 7 特定技術分野

- [57.01](#) マイコプラズマに汚染されていることを理由として動物細胞が寄託機関に受託されなかった場合の審査上の取扱い

5 9 実用新案

- [59.01](#) 実用新案技術評価書の作成
- [59.02](#) 実用新案登録出願に関する公序良俗違反の取扱い

6 1 審査一般

- [61.01](#) 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願の取扱い
- [61.02](#) 発明の単一性の要件及び第17条の2第4項の要件の審査における「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明」について
- [61.03](#) 一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が複数ある場合の審査対象の決定の手順について
- [61.04](#) 審査用メモ
- [61.05](#) 職権取消通知等について

6 3 拒絶理由通知

- [63.01](#) 拒絶をすべき特許出願
- [63.02](#) 先行技術文献調査結果の記録
- [63.03](#) 出願日の遡及の認められない分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し拒絶の理由を通知する場合の取扱い
- [63.04](#) 特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項
- [63.05](#) 拒絶理由通知書中に誤記がある場合の取扱い

- [63.06](#) 拒絶の理由を発見しない請求項の明示について
- [63.07](#) 第 50 条の 2 の通知を起案する際の留意事項
- [63.08](#) 第 50 条の 2 の通知を行う場合において、他の特許出願の拒絶理由通知の内容を、出願人が知り得る状態であったと判断する際の留意事項
- [63.10](#) 特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許（実用新案）に係る発明（考案）と同一である場合の、拒絶理由通知時に行う特許（実用新案）権者等への通知について

6 4 特許査定

- [64.01](#) 特許査定起案時の注意
- [64.02](#) 特許査定の謄本の送達及び特許査定の確定
- [64.03](#) 特許メモ

6 5 拒絶査定

- [65.01](#) 拒絶査定起案時の注意
- [65.02](#) 拒絶査定の確定

6 7 審査のために必要な書類その他の物件の提出の求め

- [67.01](#) 第 194 条第 1 項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合

6 8 P C T 関連

- [68.01](#) 国際出願において先の国内出願の調査結果の利用の請求がある場合における当該国内出願の着手について
- [68.02](#) D O 出願の審査における非公式コメントの取扱い
- [68.03](#) 引用補充がされた国際出願に基づく D O 出願の取扱い

9 1 審査資料

- [91.01](#) 特許出願技術動向調査
- [91.02](#) 標準技術集

附属書

- [附属書 1](#) 実用新案技術評価書作成のためのハンドブック

01. 01

審査官の資格

審査官の資格は、特許法第 47 条第 2 項の規定に基づく同法施行令第 4 条に規定されている。

特許法

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

2 審査官の資格は、政令で定める。

特許法施行令

(審査官の資格)

第四条 審査官の資格を有する者は、職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ行政職俸給表（一）（以下単に「行政職俸給表（一）」という。）による二級以上の者又は同項第二号専門行政職俸給表（以下単に「専門行政職俸給表」という。）若しくは同項第十一号指定職俸給表（以下単に「指定職俸給表」という。）の適用を受ける者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとする。

- 一 四年以上特許庁において審査の事務に従事した者
- 二 産業行政又は科学技術に関する事務（研究を含む。以下「産業行政等の事務」という。）に通算して五年以上従事した者であつて、うち三年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 三 産業行政等の事務に通算して六年以上従事した者であつて、うち二年以上特許庁において審査の事務に従事したもの
- 四 産業行政等の事務に通算して八年以上従事した者であつて、前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められるもの

附則（平成二七年一月二三日政令第二六号）

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

01. 02

審査長、審査監理官、審査官及び審査官補の職務等に関する規定

経済産業省組織令（抄）（平成12年6月7日政令第254号）

（審査第一部の所掌事務）

第百三十八条 審査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農林畜水産物の採取及び加工、建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品に関する発明の審査（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第百四十二条までにおいて同じ。）並びに実用新案技術評価書の作成に関すること。
- 二 発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務で他部の所掌に属しないものに関すること。
- 三 意匠の審査に関すること。

（審査第二部の所掌事務）

第百三十九条 審査第二部は、機械に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（審査第三部の所掌事務）

第百四十条 審査第三部は、化学に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

（審査第四部の所掌事務）

第百四十一条 審査第四部は、電気及び通信に関する発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務をつかさどる。

（特許庁の課等の数）

第百四十三条 次の各号に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（略）

2 次の各号に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 審査業務部 四人
- 二 審査第一部 八人
- 三 審査第二部 七人
- 四 審査第三部 七人

五 審査第四部 七人

六 審判部 百二十九人

経済産業省組織規則（抄）（平成13年1月6日経済産業省令第1号）

（審査第一部に置く課等）

第三百十八条 審査第一部に、次の二課及び審査長八人を置く。

調整課

意匠課

（審査長の職務）

第三百二十条の二 審査長のうち五人は、命を受けて、審査第一部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を、他の三人は、命を受けて、意匠の審査に関する事務を分掌する。

（審査長）

第三百二十一条 審査第二部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第二部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

（審査長）

第三百二十二条 審査第三部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第三部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

（審査長）

第三百二十三条 審査第四部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第四部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。

（審査官及び審査官補）

第三百二十五条 総務部、審査業務部、審査第一部、審査第二部、審査第三部及び審査第四部に、審査官及び審査官補を置く。

2 審査官は、命を受けて、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

3 審査官補は、命を受けて、審査官を補佐し、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

（審査監理官）

第三百二十七条 審査業務部に審査監理官一人を、審査第一部に審査監理官四人を、審査第二部に審査監理官三人を、審査第三部に審査監理官三人を、審査第四部に審査監理官二人を置く。

2 （略）

- 3 審査第一部、審査第二部、審査第三部又は審査第四部に置かれる審査監理官は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを助ける。

01.03

審査官の秘密保持

1. 国家公務員の守秘義務に関しては、国家公務員法に規定がある。また、特許出願中の発明に関する秘密の保持については、特許法に次の規定があるので、審査官は特に注意する必要がある。
2. 特許権の設定の登録又は出願公開がされた特許出願については、国家公務員法上の秘密にわたらない限り、その特許出願の内容等を公表することは差し支えないが、これ以外の特許出願については、その特許出願の内容はもとより、特許出願の有無、処分の有無についても秘密を守らなければならない。

国家公務員法第100条第1項

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

特許法第200条

特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

02. 01

審査に関する規定

審査に関する規定は、特許法、特許法施行規則などによって定められている。そのうちで特に日常の審査に当たり関係の深いものを挙げると、次のとおりである。

1. 一般的なもの

特許法第 47 条第 1 項

特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

同第 48 条

第 139 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定は、審査官に準用する。

(参考)

同第 139 条

審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき、又はあつたとき。
- 二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
- 三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
- 五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき、又はあつたとき。
- 六 (略)
- 七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

同第 48 条の 2

特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

同第 48 条の 6

特許庁長官は、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

同第 54 条第 1 項

審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

同第 54 条第 2 項

訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

同第 5 条第 1 項

特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

同第 160 条第 2 項

前項の審決〔拒絶査定不服審判において査定を取り消すときの、さらに審査に付すべき旨の審決〕があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

2. 補正、拒絶理由の通知などの中間処分に関するもの

特許法 [第 17 条](#) (手続の補正)、[第 17 条の 2](#) (願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)、[第 48 条の 7](#) (文献公知発明に係る情報の記載についての通知)、[第 50 条](#) (拒絶理由の通知)、[第 50 条の 2](#) (既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)、[第 53 条](#) (補正の却下)、[第 126 条第 7 項](#) (独立特許要件)、[第 194 条](#) (書類の提出等)

特許法施行規則 [第 33 条](#) (補正の却下の決定の記載事項)

3. 査定に関するもの

特許法 [第 49 条](#) (拒絶の査定)、[第 51 条](#) (特許査定)、[第 52 条](#) (査定の方式)

特許法施行規則 [第 35 条](#) (査定の記載事項)

4. 前置審査に関するもの

特許法 [第 162 条](#)、[第 163 条](#)、[第 164 条](#)

特許法施行規則 [第 50 条の 15 第 3 項](#) (審査の規定等の準用)

05. 01

審査官の担当の指定及び変更

1. 各特許出願につき、その審査を担当すべき審査官は、審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長又は審査第四部長がそれぞれの主管するところに応じてこれを指定する。なお、必要がある場合は、前記各部長が互いに協議してこれを指定する。
2. しかし、通常の場合は、事務能率上、主管審査長が主管部長の指示により各分類記号につき担当官を端末で指定する。
3. 特別の理由により、通常の指定による分担が不適當と認められる特許出願については、主管審査長は、主管部長の指示によりその分担を変更することができる。
4. 審査官、審査官補の人事異動（昇任、退職、配置換えその他）、機構改革、分類改正などの理由により、所定の担当を変更する必要があるときは、主管審査長は、主管部長の指示により新担当官を端末で指定する。

05. 02

他の技術単位案件の審査

1. 審査長・室長は、業務量や処理の進捗上必要と認められるときは、関係審査長・室長と協議の上、主管部長の指示により、他の技術単位が所管する案件をその技術分野に精通している審査官（スマート審査官¹）に審査させることができる。
2. 上記審査によって処理される案件の進捗は、当該案件を所管する技術単位の管理職が管理するとともに品質管理も当該技術単位の下で行われる。
3. 出願人への連絡先の表示は以下の要領で行う。

所属は、同一審査長単位内で他の技術単位の案件を処理する場合は審査長単位名まで記載し、同一部内で他の審査長単位に属する技術単位の案件を処理する場合は部名まで記載する。

連絡先電話番号等は、上記審査によって処理される案件を所管する技術単位の代表番号を記載し、当該技術単位の管理職は、出願人等からスマート審査官の案件に問い合わせがあった場合に、円滑に対応できるようにしておく。

¹ 複数技術単位担当審査官：SMART(Skillful in Multiple ARTs)examiner

05. 03

審査に差し戻された事件の審査官の指定

拒絶査定不服審判において、「原査定を取り消し、更に審査に付す。」旨の審決があり、審査に差し戻された事件については、通常の特許出願の審査の場合と同様に当該分類の担当官に審査させるものとする。

なお、この場合、担当審査官が原査定をした審査官であっても、除外されることはない（[特 48 条](#)参照）。

05. 04

前置審査における審査官の指定

前置審査に付すべき審判請求については、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならない（[特 162 条](#)）。

その場合は、当該請求に係る特許出願の発明の属する産業分野の審査を所掌する審査長に仮包袋を送付し、当該審査長は、原則として原査定をした審査官又は当該査定に関し審査官を補佐した審査官補を担当官として指定する。ただし、当該担当官が当該請求を審査することができないときは、審査長が主管部長の指示により適当と認める担当官を指定する。

05. 05

特許出願の接受、分担の変更**1. 特許出願の接受**

担当官は、出願審査の請求があった特許出願の書類を受け取った場合、特許出願の内容を調べ、特許出願に係る発明が自己の担当する分類項目に属するものであるか否かを判断する。そして、自己の担当する分類項目に属しない場合には、新担当官に確実に引き継ぐ。新担当官は、速やかに端末で個別分担変更の手続を行う。

2. 指定分類の変更に伴う分担の変更

出願審査の請求があった特許出願を接受した後、指定分類の誤りを発見した場合、又は審査中に特許請求の範囲、その他の記載事項に補正があった結果、指定分類が不適当となった場合に、指定分類の変更が生ずる。指定分類の変更には、多くの場合分担変更を伴う。

新担当官は、端末で個別分担変更の手続を行う。

10. 01

方式審査便覧

方式審査便覧（http://www.jpo.go.jp/shiryou/kiyun/kiyun2/binran_mokuji.htm）には、特許・実用新案の実体審査の参考になるものも含まれている。以下にそれらを抜粋する。

01. 当事者	
01. 23	相互主義に基づく権利能力
01. 50	複数当事者の相互代表について
01. 60	無国籍人の権利能力の取扱い
01. 61	パリ条約（リスボン改正条約）第16条の2(1)の通告又はパリ条約（ストックホルム改正条約）第24条(1)の宣言若しくは通告がされた領域が独立国となった場合の取扱い
01. 62	清算中の会社が出願する場合の取扱い
01. 90	国有財産法と国有特許権等について
01. 91	各省庁の長の出願、審判請求等の手続について
02. 代理	
02. 20	未成年者等の手続の代理人の選任について
02. 21	特許法第11条の代理権の不消滅に関する規定の解釈及び取扱い
02. 22	代理人を選任する行為を他人に委任した場合において、その委任に基づいて選任された代理人の地位についての取扱い
02. 23	共同して手続をする場合において手続をする者のうち一部の者にのみ代理人がある場合の取扱い
02. 24	代理人の選任届等について
02. 25	委任による代理人が死亡した場合の取扱い
02. 26	委任による代理人が死亡した場合における復代理人の地位について
02. 27	特許管理人が死亡又は辞任した場合の取扱い
02. 28	復代理人が更に復代理人を選任する場合の取扱い
02. 29	特許出願等に基づく優先権主張に関する代理権の取扱い（特・実）
02. 90	国の出願で指定代理人が変更した場合の取扱い
02. 91	国の特許出願における代理権を証明する書面の省略について
03. 書類の提出の効力発生時期	
03. 10	郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭な場合の取扱い
04. 期間	
04. 04	その責めに帰すことができない理由による期間徒過後の救済について
04. 05	正当な理由による期間徒過後の救済について
04. 09	主要期間一覧表
04. 10	法定期間及び指定期間の取扱い
04. 11	特許法第3条第2項に規定する特許出願、審判請求等の手続についての期間の解釈について
04. 12	期間延長をした場合の期間計算について
05. 中断・中止	

05. 10	会社更生法に基づく更生手続開始の決定等があった場合の取扱い
05. 11	中断又は中止中に行われた手続の取扱い
05. 12	出願人が死亡した場合の取扱い

06. 送達	
06. 10	出願人名義変更の届出後に、拒絶理由通知又は査定の際本が旧名義人宛に発送された場合の取扱い
07. 手数料・特許料及び登録料	
07. 03	出願審査の請求の手数料の返還請求の取扱い（特）
07. 14	出願審査の請求及び審判の請求の手数料について（特）
07. 15	過誤納等の手数料又は特許（登録）料の返還についての取扱い
07. 30	手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い（特・実・商）
07. 31	特許法又は及び実用新案法の規定により出願審査の請求若しくは実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書について（特・実）
07. 32	特許法又は実用新案法の規定による手数料等の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予について（特・実）
07. 33	大学等技術移転促進法の規定による手数料等の軽減について（特）
07. 35	産業技術力強化法の規定による大学等研究者及び大学等を対象とした手数料等の軽減について（特）
07. 36	産業技術力強化法の規定による試験研究独立行政法人等を対象とした手数料等の軽減について（特）
07. 37	産業技術力強化法の規定による公設試験研究機関を設置する者を対象とした手数料等の軽減について（特）
07. 38	産業技術力強化法の規定による試験研究地方独立行政法人を対象とした手数料等の軽減について（特）
07. 39	産業技術力強化法の規定による研究開発型中小企業等を対象とした手数料等の軽減について（特）
07. 40	中小ものづくり高度化法の規定による手数料等の軽減について（特）
07. 41	アジア拠点化推進法の規定による手数料等の軽減について（特）
07. 43	産業競争力強化法の規定による手数料等の軽減について（特）
11. 手続者の表示方式	
11. 51	共同出願又は共同審判における出願人等の表示が甲「ほか何名」である場合の取扱い
11. 52	願書、審判請求書等の住所又は居所の表示方法及び同一性の判断について
11. 53	願書、審判請求書等の住所又は居所、氏名又は名称中の区切り記号及び連字符についての取扱い
11. 54	台湾の国籍及び住所の表示について
11. 55	受刑者の出願、審判請求、登録申請について
11. 56	印鑑登録証明書をもって手続者の同一性を証明した後の印鑑の取扱い
11. 58	願書、審判請求書等の氏名又は名称の表示において外国語の読み方に起因する表音のみが相違する場合の取扱い
13. 証明書の提出・提出書面の省略	
13. 20	外国語で記載された証明書等における国内法人名称の記載について
13. 23	押印に代えて識別ラベルを貼付した証明書の取扱い

13. 30	証明書返還請求による証明書返還の取扱い
15. 受理・却下	
15. 20	不適法な出願書類等に係る手続の却下の取扱い

16. 方式違背・却下	
16. 06	設定登録の特許（登録）料納付書の却下等の取扱い
16. 07	設定登録後の特許（登録）料納付書の却下等の取扱い
21. 願書	
21. 50	発明者等の補正について（特・実・意）
21. 51	発明者等の住所の記載について（特・実・意）
21. 52	出願人の表示の訂正について
21. 53	出願人の氏名又は名称が不明な出願の取扱い
21. 54	個人事業者が商号等の名義により出願したときの出願人の補正について
23. 明細書（特・実）	
23. 20	明細書、特許請求の範囲又は図面に関する手続の補正について（特・実）
23. 21	平成15年7月1日以後にされた出願に際して願書に改正前の方式で作成された明細書が添付されている場合等の取扱い（特・実）
24. 図面（特・実）	
24. 10	図面中に記入された「図面に関する説明」の取扱い（特・実）
24. 11	図面に代えて願書等に添付された写真の取扱い（特・実）
28. 優先権・新規性の喪失の例外等	
28. 02	パリ条約による優先権等の主張の取下げ・放棄の取扱い
28. 10	パリ条約第4条A(2)の正規の国内出願を基礎とする優先権主張の手続の取扱い
28. 11	優先権主張に係る表示に関する取扱い
28. 12	特許法第17条の4又は実用新案法第2条の2第1項の規定に基づく優先権主張書の補正の取扱い（特・実）
28. 41	方式上の不備がある特許出願等に基づく優先権主張の無効の取扱い（特・実）
31. 特殊出願（分割・変更・補正却下）	
31. 32	拒絶査定があった特許出願について拒絶査定不服審判の請求とともに出願の変更が行われた場合の取扱い（特・実・意）
43. 手続の補正	
43. 20	特許庁長官による補正指令に対し出願人が行った補正が、要旨を変更するものとして審査官の決定により却下された場合の取扱い（特・意・商）
43. 21	出願却下処分 of 謄本の到達前に差し出された手続補正書の取扱い
43. 22	方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合の取扱い
43. 24	二以上の事項について補正を命じた場合に複数の手続補正書をもって補正が行われたときの手続補正書の取扱い
43. 25	公開公報を引用して、補正箇所を特定した手続補正書の取扱い（特）
45. 名義変更	
45. 20	出願人名義変更届の取扱い
45. 21	共同出願人のうち一部の者が持分を放棄した場合の取扱い
45. 23	数次の譲渡がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が

	提出した出願人名義変更届の取扱い
45. 25	確認判決書を添付した出願人名義変更届の取扱い
48. 出願取下げ・出願放棄	
48. 20	出願の方式上の方式的な不備が解消されていないときになされた出願の取下げ及び放棄の手続に関する取扱い

54. 公報	
54. 50	特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合の取扱い
54. 51	出願公開又は実用新案登録前に出願が取下げ、放棄若しくは却下され又は拒絶査定が確定している場合の公報の取扱い（特・実・商）
54. 54	微生物の受託番号等の変更の公開（特許）公報掲載について（特）
58. 閲覧・証明	
58. 20	書類、ひな形及び見本の閲覧等について
85. 査定系審判請求	
85. 20	特許を受ける権利が共有に係る出願について共有者のうちの「代表者」によってなされた審判請求の取扱い
126. 補正の手続方法	
126. 01	平成15年7月1日以後の出願の際願書に添付した明細書等の補正に係る手続補正書の作成例（特・実）
126. 02	平成21年1月1日以後の出願の際願書に添付した明細書の補正に係る手続補正書の作成例（特・実）
126. 10	願書等の補正に係る手続補正書の作成例
126. 20	平成15年6月30日以前の出願の際願書に添付した明細書の補正に係る手続補正書の作成例（特・実）
126. 30	特許・実用新案図面の補正に係る手続補正書の作成例（特・実）
126. 40	代理権を証明する書面その他の物件の提出を内容とする補正に係る手続補正書の作成例
126. 50	「手続を行ったことの申出」の補正に係る手続補正書の作成例
126. 60	手数料の補正に係る手続補正書の作成例
126. 70	電子情報処理組織を使用して、発明者等の補正又は出願人の表示の訂正を行う場合の手続補正書の作成例
126. 80	願書の出願人の欄に識別番号の表示がある場合において、当該欄の氏名（名称）と識別番号に係る氏名（名称）を一致させる訂正等の取扱い

10. 02

行政不服審査法に基づく不服申立て

行政庁の処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服の申立てをすることができる（[行政不服審査法第4条](#)）。

ただし、特許庁における処分のうち、査定、取消決定又は審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は特許法120条の5第2項若しくは[特許法134条の2第1項](#)の訂正の請求書の却下の決定並びに特許法の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない（[特195条の4](#)）。

また、手続補正命令、拒絶理由通知、出願日の遡及を認めない旨の通知等は、権利又は利益に直接影響を及ぼすものではない点で行政処分ではないので、行政不服審査法による不服を申し立てることはできないと解する。

行政不服審査法の対象となる特許庁における処分としては、却下処分（[特13条](#)・[18条](#)・[18条の2](#)・[133条](#)・[133条の2](#)・[184条の5](#)・[特例法7条](#)）などがあり、これらの処分に対する不服申立ては特許庁長官に対して申し立てられ、その審理は審査業務課で行われる。

[特許法195条の4](#)（行政不服審査法による不服申立ての制限）

- | | | |
|--|---|-----------------------------------|
| (1) 特許査定（ 特51条 ） | → | 特許無効審判（ 特123条 ） |
| (2) 拒絶査定（ 特49条 ） | → | 拒絶査定不服審判（ 特121条 ） |
| (3) 取消決定（ 特114条3項 ） | } | 訴訟（ 特178条 ） |
| (4) 審決（ 特157条 ） | | |
| (5) 特許異議申立書の却下の決定（ 特120条の8 → 特133条 ） | | |
| (6) 審判請求書の却下の決定（ 特133条 ） | | |
| (7) 特許法120条の5第2項の訂正の請求書の却下の決定
（ 特120条の8 → 特133条 ・ 特133条の2 ） | | |
| (8) 特許法134条の2第1項の訂正の請求書の却下の決定
（ 特133条 ・ 特133条の2 ） | | |
| (9) 再審請求書の却下の決定
（ 特174条1項～4項 → 特133条 ） | | |

特許法の規定により、不服を申し立てることができないとされている処分

- (1) 補正の却下の決定（[特53条3項](#)）
- (2) 判定の求めに対する却下の決定（[特71条4項](#)）
- (3) 裁定で定めた対価の額について（[特91条の2](#)）
- (4) 特許異議の申立てに対するその特許を維持すべき旨の決定（[特114条5項](#)）

- (5) 無効審判の請求の理由の補正許可決定 ([特 131 条の 2 第 4 項](#))
- (6) 審判官の除斥又は忌避の申立てについての決定 ([特 143 条 3 項](#))
- (7) 無効審判等の参加申請の許否決定 ([特 149 条 5 項](#))

11. 01

特許出願に対する情報提供

[特許法施行規則第 13 条の 2](#)に規定する特許出願に対する情報提供制度は、特許庁に係属している特許出願に対して、当該特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していないことなどについての情報を提供することができる制度である。以下、[特許法施行規則第 13 条の 2](#)に規定する特許出願に対する情報提供の具体的運用について記載する。

なお、特許付与後においては、[特許法施行規則第 13 条の 3](#)の規定に基づく情報提供が可能となっている。また、実用新案登録出願及び実用新案登録に対しても、[実用新案法施行規則第 22 条](#)、[実用新案法施行規則第 22 条の 2](#)の規定に基づく情報提供が可能となっている。

(参考)特許庁ホームページ「情報提供制度について」

http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/tt1210-037_sanko2.htm

1. 情報提供者

何人も情報提供をすることができる。

なお、【提出者】の欄における氏名等の記入を省略してもよい。ただし、その場合には【住所又は居所】及び【氏名又は名称】の欄に「省略」と記載する（様式第 20 備考 4 参照）。

2. 情報提供の対象

[特許法施行規則第 13 条の 2](#)の規定に基づく情報提供は、特許出願であって特許庁に係属しているものについてのみすることができる。特許庁に係属しなくなった特許出願（例えば、拒絶査定が確定した特許出願、放棄され、取り下げられ、若しくは却下された特許出願又は既に特許権の設定登録がされた特許出願）については、[特許法施行規則第 13 条の 2](#)の規定に基づく情報提供をすることはできない。なお、審査請求の有無は問わない。

3. 提出することができる情報

- (1) 対象出願の請求項に係る発明が、[第 29 条第 1 項各号](#)の規定（新規性）により特許を受けることができない旨の情報（頒布刊行物又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報に係るものに加え、公知発明又は公用発明に基づくものを含む）
- (2) 対象出願の請求項に係る発明が、[第 29 条第 2 項](#)（進歩性）の規定により特許を受けることができない旨の情報
- (3) 対象出願の請求項に係る発明が、[第 29 条の 2](#)の規定により特許を受けることができない旨の情報

- (4) 対象出願の請求項に係る発明が、[第 39 条第 1 項](#)から[第 4 項](#)までの規定により特許を受けることができない旨の情報
- (5) 対象出願の請求項に係る発明が、[第 29 条第 1 項柱書](#)の発明でない又は産業上利用できる発明でない旨の情報
- (6) 対象出願が、[第 36 条第 4 項](#)又は[第 6 項](#)に規定する記載要件を満たしていない旨の情報（ただし、[第 36 条第 6 項第 4 号](#)に係るものは除かれる）
- (7) 対象出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正が、[第 17 条の 2 第 3 項](#)に規定する要件を満たしていない（新規事項）旨の情報（ただし、外国語書面出願及び外国語特許出願等（特許出願とみなされた国際出願であって外国語でされたものを含む。以下同じ。）における翻訳文新規事項に係るものは含まれない）
- (8) 外国語書面出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にない（原文新規事項）旨の情報
- (9) 外国語特許出願等の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が、国際出願日等（みなし国際出願日を含む。）における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にない（外国語特許出願等における原文新規事項）旨の情報

（注）拒絶理由のうち、[第 17 条の 2 第 4 項](#)（発明の特別な技術的特徴を変更する補正）、[第 25 条](#)（権利の享有）、[第 32 条](#)（公序良俗）、[第 36 条第 6 項第 4 号](#)（請求項の記載形式）、[第 37 条](#)（単一性）、[第 38 条](#)（共同出願人）、[第 49 条第 3 号](#)（条約違反）、[第 49 条第 7 号](#)（冒認）並びに外国語書面出願及び外国語特許出願等に係る[第 17 条の 2 第 3 項](#)（[第 184 条の 12 第 2 項](#)で読み替える場合及び[184 条の 20 第 6 項](#)で準用する場合を含む）の翻訳文新規事項に関しては、情報提供をすることができない。

4. 提出可能な資料

情報提供者は、提供しようとする情報が正しいものであることを証明するために、「書類」を提出することができる。提出できる「書類」には、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しのほか、実験報告書等の証明書類等が含まれる。「書類」に該当しないもの、例えば装置の動作を撮影したビデオテープ等を提出することはできない。

刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写し以外の「書類」が提出される場合とは、例えば以下の場合である。

- (1) 対象出願の請求項に係る発明が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明である旨の情報を提供し、当該発明が出願前に電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったことを示す、インター

ネット等の電子的技術情報の内容をプリントアウトして提出する場合

この場合において、提出された情報のプリントアウトには、その情報の内容、その情報の掲載日時
の表示とともに、その情報を取得したアドレス、その情報に関する問い合わせ先を含む必要がある。
その際、その情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書類を添付することが
望ましい。（「[特許・実用新案 審査基準](#)」第Ⅱ部第5章3.参照）

- (2) 対象出願の請求項に係る発明が公然知られた発明である旨の情報を提供し、当該発明が出願前に行
われた講演・説明会等において説明されたことを示す講演用原稿等を提出する場合
- (3) 対象出願の請求項に係る発明が公然実施された発明である旨の情報を提供し、出願前に公然知られ
る状況又は公然知られるおそれがある状況において実施された当該発明に係る機械装置、システムな
どについて記載した書類を提出する場合
- (4) 対象出願の請求項に係る発明について当業者が実施できるように発明の詳細な説明が記載されてい
ない旨の情報を提供し、それを説明するための実験報告書等を提出する場合
- (5) 対象出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載し
た事項の範囲内のものでない（原文新規事項）旨の情報を提供し、それを説明するために、該当箇所
の適正な翻訳を記した証明書類及び必要に応じて明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が誤訳であ
ることを明らかにするための技術用語辞典等の写し等を提出する場合
- (6) 対象出願の請求項が作用、機能、性質又は特性で物を特定しようとする記載を含む場合において、
その作用・性質等が当業者に慣用されておらず、しかもその定義や試験・測定方法が当業者に理解で
きないものであるために[第36条第6項第2号](#)違反である旨や、請求項に係る発明が出願前に頒布さ
れた刊行物に記載された発明である旨の情報を提供し、それを説明するために実験報告書等を提出す
る場合

5. 提供された情報の取扱い

審査官は、提供された情報については、原則、その内容を確認し、審査において有効活用を図ることとする。

6. 提出資料が、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しや刊行物以外の書類である場合の取扱い

提供された情報及び当該提出資料についての証拠調べ（証人尋問、検証、当事者尋問、鑑定及び書証）
をすることなく、その提出書類により証明しようとしている事実の存在について確信を得ることができ
る場合に限り、その書類を採用し、拒絶理由の有無を審査する。そして、拒絶の理由があると認めた場
合には、拒絶の理由を通知する。

ただし、出願人が拒絶理由通知に対する意見書等によりその事実の存在について反論し、当該提出書

類に基づき認定される事実を根拠とした拒絶理由により拒絶査定を行うことが正当であると判断するためには証拠調べを要すると認められることとなった場合は、当該拒絶理由を根拠とした拒絶査定を行わないこととする。

(説明)

特許法では、特許出願の審査において証拠調べの規定を置いていないので、特許出願の審査においては証拠調べを行うことができないと解される。したがって、情報提供制度において提供された情報及び提出資料に基づいて特許出願の審査を行う場合においても、証拠調べは行わない。そのため、提出資料について証拠調べを行わなければその提出資料により証明しようとしている事実の存在についての心証形成が行えず、したがって拒絶理由がある旨の心証形成ができない場合には、その提出資料を採用して拒絶理由の通知をすることはできない。

他方、出願の審査は職権探知主義を採っており、拒絶理由の存否は職権調査事項であるから、情報提供がなされた場合も、特許出願の審査において通常行っている職権探知の範囲内で審査を行うことが必要である。したがって、提供された情報及び提出資料に基づいて、証拠調べを行うことなく、拒絶の理由がある旨の心証形成をすることができる場合には、それに基づく拒絶理由の通知をすることが安定な権利付与の観点から適切である。

ただし、情報提供に基づく拒絶理由通知をした場合においても、通常の拒絶理由通知の場合と同様にその後の出願人の反論をも考慮し、その拒絶理由に基づいて拒絶査定をすることが適正といえるか否かを再度検討する必要がある。そして、出願人の反論等を考慮した結果、適正な拒絶査定をするためには証拠調べによる心証形成が必要であると認められることとなった場合には、証拠調べなしに拒絶査定を行うことは適切でない。ところが、特許出願の審査においては証拠調べができないから、結局のところ上記の場合においては拒絶査定をすることはできない。

なお、刊行物の受入日についての国会図書館への問い合わせや、公文書の真否についての官公庁への問い合わせ等、特許出願の審査において通常行われる職権探知の範囲内で証拠調べと同様の審査を行うことが可能であることは言うまでもない。

6. 情報提供者へのフィードバック

提供された情報の利用状況については、情報提供者の希望によりフィードバックを行う（フィードバック希望の旨は刊行物等提出書の【提出の理由】の欄に記載されている）。

審査官は、下記の情報提供フィードバック作成フォームに必要事項を記入し、審査官名を自署した後、調整課に提出する。調整課は、庁内書類としてイメージ取り込みをした後、封書で郵送する。

(記入時の留意点)

- (1) あて先欄には情報提供者（代理人がいる場合には代理人）の住所・氏名を記入する。
- (2) 刊行物提出書に、住所・氏名が省略されていて、識別番号が記載されている場合、識別番号から住所・氏名を調べて記入する。この場合、住所・氏名は、「業務共通メニュー」→「照会業務」→「申請人登録照会」から、識別番号を入力することで確認できる。

特許権の設定登録前に提出された情報であっても、特許査定後に審査官に利用可能となった情報については、審査官はこれを考慮しない。また、拒絶査定確定前に提出された情報であっても、拒絶査定後に審査官に利用可能となった情報提供については、審査官はこれを考慮しない（ただし、当該情報が審査官に利用可能となった後に前置審査に係属した場合はこの限りでない。）。

3 1 . 0 1

面接等

「面接」とは、審査官と代理人等（代理人が選任されていない場合は、原則出願人本人。ただし、出願人が法人の場合であって、当該法人の知的財産部員等が責任ある応対をなし得る者である場合に限り、知的財産部員等も可能。）とが、特許出願の審査に関する意思疎通を図るための面談を意味する。「面接」には、審査官の技術理解を容易にすることを意図した技術説明やテレビ会議システムを用いた面談を含む。

また、上記意思疎通を図るための「電話・ファクシミリ等による連絡」も、上記「面接」に準ずるものとして取り扱う。

※面接等の詳細については、「面接ガイドライン【特許審査編】」参照
(http://www.jpo.go.jp/shiryou/ki_jun/ki_jun2/mensetu_guide_index.htm)

32. 01

優先審査

1. 優先審査の要件

優先審査を行うためには、次の四要件を満たしていることを要する。

- (1) 特許出願について出願審査の請求があったこと
 - (2) 特許出願が出願公開後・特許査定前であること
 - (3) 第三者が出願公開後・特許査定前に特許出願に係る発明を業として実施していること
- (説明)

- ① 「特許出願に係る発明」とは特許請求の範囲に記載された各請求項に係る発明をいう。
- ② 実施の事実の有無の判断は次の資料に基づいて行う。

- a. 優先審査に関する事情説明書 ([特施 31 条の 3](#)に定める様式による) に添付された第三者の実施に係る物又は方法を記載した説明書及び必要な図面
- b. 警告状の写し
- c. 商品・カタログ・見本・写真などの物件
- d. 第三者が実施している事実を証明する書類

- (4) 緊急に審査をする必要があること

(説明)

緊急に審査をする必要があるか否かは、出願公開制度に伴う弊害(※)を除去してその円滑な運用を図る趣旨に鑑み、次の事項を総合勘案して判断する。

- a. 第三者（実施者）が特許出願人と取引関係・人的関係・資本的关系を有するときは、その関係
- b. 生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額
- c. 実施の場所及び時期
- d. 実施に関して行われた特許出願人と第三者との折衝の経過及びその結果
- e. 事情説明書の提出者が特許出願人の場合は、第三者の実施によって特許出願人が受けている影響
- f. 事情説明書の提出者が第三者の場合は、特許出願人の警告等によって第三者が受けている影響

(※) 出願公開制度に伴う弊害は、例えば、以下のような場合に発生する。

- ・ 出願公開後、その特許出願が審査されるまでの期間が長いと、その間の第三者の実施によって特許出願人が予想外の影響を受け、補償金ではカバーできない場合。
- ・ 特許出願に係る発明が明らかに特許要件を欠いているにもかかわらず、実施をしている第三者が特許出願人から [特許法第 65 条](#)の規定による警告を受けた場合。

2. 優先審査をする必要がない主な場合

- (1) 実施の許諾等により実施されている場合
- (2) 事情説明書の提出者が第三者の場合において、特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類が提出されていない場合

- (3) 優先審査の制度を悪用する意図が認められる場合（例えば①なれあいによる紛争と認められる場合。②「発明の詳細な説明」の記載に比べて特許請求の範囲を過度に広く記載して、第三者の実施技術が含まれるようにした場合）

3. 優先審査の要否の選別

- (1) 優先審査の要件を満たしているかどうかの判断は、事情説明書の提出があった場合に行う。
- (2) 優先審査をするか否かは、選別会議によって判断する。
選別会議は、その特許出願の主管審査長、室長及び必要があるときは担当審査官によって構成し、会議の議事は主管審査長が主宰する。
- (3) 優先審査の要件を満たしているかどうかの判断は、原則として、事情説明書の記載内容及びそれに添付された書類又は物件に基づいて行うものとし、事情説明書の提出者に釈明を求めて追加の資料を提出する機会を与えることはしない。

4. 選別会議を開く必要のない場合

優先審査の事情説明書の内容等から、その出願が優先審査を行うための要件を一応満たしていると主管審査長が判断した場合であって、その出願の審査着手時期が特に審査の順番を狂わせる必要がないと認められる程度に早いものについては、選別会議にかけることなく早急に審査に着手することとする。

5. 不服申立ての可否

事情説明書の提出は、特許庁長官の職権の発動を促す行為にとどまり、優先審査をするかしないかは特許庁長官の自由裁量による。

したがって、事情説明書の提出に対して優先審査の取扱いをしない場合であっても不服申立てをすることはできない。

33. 01

早期審査

1. 早期審査制度は、一定の要件の下、出願人からの事情説明書による申請を受けて審査を通常に比べて早期に行うようにするものであり、昭和61年2月より運用が開始され、以後、申請要件である実施関連出願の定義の明確化、中小企業・大学等の出願や外国関連出願への適用範囲拡大、中小企業・大学等が申請する場合の先行技術調査の軽減等、これまで数次の運用の見直しを図ってきたところである。

※早期審査の詳細については、「早期審査・早期審理ガイドライン」参照

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf)

2. 審査長・室長は、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった場合、早期審査に付するか否かの選定を行う。選定の結果、早期審査の対象となった案件については、担当審査官は通常の案件に優先して、速やかに審査を開始する。

34. 01

公開前審査

出願公開前に審査した時点で拒絶理由が存在した場合は拒絶理由を通知しているが、後に出願公開されると[特許法第 29 条の 2](#)の先願となる未公開出願を発見した場合は、当該先願となる未公開出願の出願公開を待って拒絶理由の通知を行う。この場合は審査を一時保留している旨の通知書を審査官名で出願人に通知する（以下の記載例を参照）。

<記載例 1>

通知書

特許出願の番号	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇
	平成〇〇年〇月〇日
特許庁審査官	〇〇 〇〇
特許出願人代理人	〇〇 〇〇 様

標記の特許出願に関する先行技術文献の調査を行ったところ、後に出願公開されると特許法第 29 条の 2 の先願となる未公開の出願を発見しました。このため、現在、審査を一時保留していることを参考までに通知します。

なお、当該未公開の出願が出願公開された後（平成〇〇年〇月頃の予定）に、改めて拒絶の理由を通知します。

この通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官（補）名】

TEL. 03－3581－1101 内線

FAX. 03－

<記載例2>

通知書

特許出願の番号 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇
 平成〇〇年〇月〇日
 特許庁審査官 〇〇 〇〇
 特許出願人代理人 〇〇 〇〇 様

標記の特許出願に関する先行技術文献の調査を行ったところ、特許法第184条の4第1項の外国語特許出願であって、のちに同項の明細書の翻訳文及び同項又は同条第2項の請求の範囲の翻訳文が提出されると同法第29条の2の先願となる出願を発見しました(下記参照)。このため、現在、審査を一時保留していることを参考までに通知します。

なお、上記翻訳文が提出された後に、改めて拒絶の理由を通知します。

記

国際公開第20〇〇／〇〇〇〇〇〇〇号参照（特に第〇頁参照）

この通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官（補）名】

TEL. 03-3581-1101 内線

FAX. 03- -

35. 01

登録調査機関による先行技術文献調査

1. 概要

「登録調査機関による先行技術文献調査」は、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関に下調査させることにより審査の迅速化を図ることを目的とした調査事業である。

本調査事業は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）[第36条](#)の規定に基づくものであり、本調査事業を実施可能な登録調査機関は、[同法第37条](#)の規定に基づき、調査業務区分（区分1～39）（[同法施行規則第56条](#)において規定）ごとに登録されていなければならない。

2. 登録調査機関による先行技術文献調査の調査範囲

登録調査機関による先行技術文献調査の調査範囲は、多くの案件では、内国特許文献に加えて外国特許文献までとなっており、また、一部の分野においてはS T N等の商用ツールを用いて非特許文献まで併せて調査することも行われている。

3. 登録調査機関による先行技術文献調査の報告

登録調査機関による先行技術文献調査の報告は、調査業務実施者と審査官が直接面談して、本願の技術内容、検索方針、検索結果及び提示文献の技術内容等の説明を口頭で受けることにより行われる。

また、平成26年9月より、Webシステムを介して面談を行う「オンライン対話」も行われている。

4. 検索報告書のセキュリティ管理

審査着手前の検索報告書は未公開情報であるため、審査官は、施錠可能な場所に保管する等のセキュリティ対策をとる必要がある。

なお、審査着手後の検索報告書は公開情報となり、[特許法第186条](#)に規定される特許に関する書類とされていることから、閲覧の対象である。また、平成15年7月以降に納品された検索報告書は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat、旧 [I P D L](#)）で閲覧可能である。

5. 審査官による評価

審査官は、登録調査機関による先行技術文献調査の結果について、評価票を用いて評価を行う。

評価結果は、各登録調査機関にフィードバックされる。

5 1 . 0 1

明細書、特許請求の範囲又は図面に拒絶理由に該当しない 記載不備のある案件への対応について

1. 拒絶理由には該当しない明細書、特許請求の範囲又は図面（以下、「明細書等」という）の記載不備がある場合は、以下により対応することができる。

他に拒絶理由を発見したときは、他の拒絶理由を通知し、拒絶理由通知の「なお書き」において、明細書等に不備のある箇所を指摘する。

他に拒絶理由を発見しないときは、以下のいずれかにより対応することができる。

- (1) 最初の拒絶理由の通知前においては、出願人又は代理人に電話連絡し、自発補正による不備の解消を促す。
- (2) 明細書等を職権訂正する（下記 2. 参照）。
- (3) 方式審査室に連絡し、不備について長官名により手続補正命令を通知するよう依頼する（下記 3. 参照）。

2. 明細書等の職権訂正

2.1 以下の場合には審査官は特許査定に先立って職権訂正を行うことができる。

- (1) その不備に対する訂正が、下記に示すように、表現、内容ともに一に帰する場合

- | | |
|-----------------|--------------|
| (a) 特許庁 | →特許庁 |
| (b) リニアーター | →リニアモーター |
| (c) 3…歯車 3…モーター | →3…歯車 4…モーター |
| (d) 特許庁特許庁は | →特許庁は |

- (2) その不備に対する訂正が、下記に示すように、表現は一に帰するものではないが、内容が一に帰する場合であって、表現上の差が問題にならない場合

- (a) 商標名である旨の付記
- (b) 次のような誤字、脱字の修正

…こと○する。 →…こととする。又は…ことにする。

（○は、誤字又は脱字）

- (c) 特許請求の範囲と明らかに相違している発明の名称の修正

(例) 発明の名称 ○○装置及び△△方法 → ○○装置
特許請求の範囲 …○○装置

- (d) 従来例として記載された出願の公開番号等の加入

(例) 特願昭 5 0 - 1 2 3 4 5 号 → 特願昭 5 0 - 1 2 3 4 5 号 (特開昭 5 1 - 5 4 3 2 1 号)

2.2 職権訂正の要領

- (1) 原則として、職権訂正は他に拒絶の理由がない場合に限り行う。

- (2) 原則として、職権訂正に先立って電話等により出願人又は代理人に訂正内容についての確認を行う。
- (3) 明細書等の職権訂正は、特実審査周辺システムのWindowManager(審査官)の「庁内書類作成」ボタンから「職権訂正データ」を選択することで行う。
- (4) 発明の名称の職権訂正は、特実審査周辺システムの特許査定／登録査定設定画面の発明／考案の名称の「変更」ボタンから行う。この場合は、併せて、特実審査周辺システムのWindowManager(審査官)の「庁内書類作成」ボタンから「審査用メモ」を選択し、下記の要領でメモを作成する。

(文例)

<<発明の名称の職権訂正データ>>

【訂正対象書類】明細書

【訂正対象項目】発明の名称

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【発明の名称】

〇〇〇・・・

3. 記載不備に係る事項の長官名による手続補正指令

記載不備に係る事項（不鮮明な図面等の不備であって、新規事項の追加等にかかわらない事項等（方式審査の対象から除かれる事項も含む））がある場合であって、審査官が特に必要があると認めるときは、方式審査室に連絡し、不備について長官名により手続補正指令を通知するよう依頼することができる。

記載不備に係る事項の例としては、以下のものが挙げられる。

(明細書、特許請求の範囲共通)

- (1) 明細書又は特許請求の範囲の一部が外国語で書かれているとき（一般的な用語、技術用語をその日本名の次に括弧書きでその原語を記載した場合及び[特許法第 36 条の 2 第 1 項](#)の規定による英語での外国語書面出願の場合を除く。）
- (2) 明細書又は特許請求の範囲中に図が描かれているとき

(発明の名称)

- (1) 発明の名称が記載されていないとき
- (2) 【発明の名称】の欄が複数設けられているとき

(図面の簡単な説明)

- (1) 図番号が 1 から始まる連続番号でないとき
- (2) 図面の図番号・分図番号と、図面の簡単な説明の図番号・分図番号とが一致していないとき
- (3) すべての図・分図の説明が記載されていないとき
- (4) 【図面の簡単な説明】の欄が複数設けられているとき

(図面)

- (1) 2以上の図がある場合において、図番号が記載されていないとき
- (2) 図番号が1から始まる連続番号で付されていないとき
- (3) 1の図番号を付した図が複数ページに描かれているとき
- (4) 他の線と明確に区別することができない引出線が引かれているとき
- (5) 図が不鮮明なとき
- (6) 図面中の文字が極めて小さいとき
- (7) 図面に関する説明が外国語（一般的な用語、技術用語をその日本名の次に括弧書きでその原語を記載した場合及び[特許法第36条の2第1項](#)の規定による英語での外国語書面出願の場合を除く。）で記載されているとき
- (8) 各図に図番号が重複して記載されている場合において、同一の図に対して同一の図番号で記載されていないとき（例．同一の図に対して【図2】とFig3が記載されているとき）
- (9) 分図番号が連続番号（記号）で付されていないとき

5 1 . 0 2

明細書、特許請求の範囲又は図面に商標名が記載されている場合の取扱い

明細書、特許請求の範囲又は図面に商標名（登録商標名を含む。以下同じ。）が記載されている場合は、次のように取り扱う。

1. 特許請求の範囲、又は明細書若しくは図面のうち請求項に係る発明について記載された部分に商標名が記載されている場合には、[特許法第 36 条第 4 項第 1 号](#)又は[第 6 項第 2 号](#)に規定する要件を満たしていないことを理由として、原則として、その特許出願に拒絶の理由を通知するものとする。

ただし、(a)その商標名が物質又は物品の普通名称となっていると認められるとき、又は(b)物質又は物品の普通名称となっていなくても、次の三つの条件を同時に満たしていると認定できるときは、この限りでない(注 1, 2)。

- (1) 類似品のうちから特にその商標名のものを選定したことに、発明としての十分な意義が認められること
- (2) 商標名が記載されていても、その発明が不明確とならないこと（例えば、その商標は、少なくともその発明の特許出願以前から出願当時にかけて、常に一定の品質、組成、構成などのもののみに付されていたことが明瞭であること）
- (3) 商標名で記載されていても、その発明の技術が十分に公開されていると認めることができること（例えば、その商標名の商品の市販が、何らかの理由で停止されても、その発明と実質上同一の発明を、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に実施することができること）

(注 1) 登録商標名については上記(a)の認定をしてはならない。

(注 2) 上記(b)の認定ができる場合は、實際上ほとんどない。

(説明)

商標は、一定の限られた商品にだけ使用されるとは限らない。また、一定の商品について使用される場合であっても、同一の商標でありながら、製造の時期などによって商品の品質、組成、構成などが一定でないことが多く、特に、技術の進歩速度が速くなれば、この傾向が著しい。更に、一定の商標を付した商品についてその商品が他の類似商品などに比して特徴のあるものである場合には、その製造方法、組成などの技術面が秘密にされていて、公開されていないのが普通である。

したがって、特許請求の範囲、又は明細書若しくは図面のうち請求項に係る発明について記載された部分に商標名の記載がある場合には、通常、特許を受けようとする発明が明確ではない、あるいは、その発明に関する技術が十分に公開されていないため、発明の詳細な説明の記載が、当業者が請求項に係る発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載されていないことに帰着するので、上記のように取り扱うものとする。

2. 商標名が記載されていても拒絶の理由に該当しない場合には、学術用語による表現への補正を出願人へ促す。適当な学術用語のない場合は商標名の記載を認めてもよいが、そのときには、その商標が登録商標であれば、商標名の次に「(登録商標)」を、また未登録商標であれば、商標名の次に「(商標)」を記載させる（特許法施行規則様式第 29 備考 7, 9）。なお、商標名である旨の付記は職権訂正により行ってもよい（[5 1 . 0 1](#) 参照）。

（説明）

商標名をそのまま明細書に記載しておくと、物品や物質の普通名称と商標名とが混同をきたすようになり、不都合であるばかりでなく、その商標名を商品の普通名称であるかのように誤認させ、商標が本来有している商品の出所表示の機能を弱める結果を生じ、商標権者や商標の使用者に不慮の不利益を与えることとなる。

したがって、学術用語に補正させずに商標名をそのまま明細書に記載しておく場合には、その名称が商標名であることを明細書中で明確にしておく必要があるので、上記のように取り扱うものとする。

53. 01

明細書、特許請求の範囲又は図面の補正の制限

1. 補正の時期的制限

1.1 平成7年7月1日以降の出願

- (1) 出願の日から特許査定の際本送達前まで（拒絶理由通知を最初に受けた後を除く）
（[特 17 条の 2 第 1 項](#)）
- (2) 拒絶理由通知の指定期間内（同上）
- (3) 拒絶理由通知を受けた後、[第 48 条の 7](#)の規定による通知に対する指定期間内（同上）
（平成 14 年 9 月 1 日以降の出願のみ）
- (4) 拒絶査定不服審判の請求と同時（同上）

1.2 平成7年6月30日以前の出願

- (1) 出願の日から1年3月以内（国内優先権又はパリ優先権を主張している場合は先の出願から起算する）（[特 17 条 1 項](#)）
- (2) 審査請求と同時（[特 17 条の 2 第 1 項](#)）
- (3) 第三者の審査請求の通知から3月以内（同上）
- (4) 拒絶理由通知の指定期間内（同上）
- (5) 拒絶査定不服審判の請求と同時（同上）

2. 補正の内容的制限

2.1 平成6年1月1日以降の出願（下記「表 1」を参照）

2.1.1 最初の拒絶理由通知に対する補正

新規事項の追加不可、及び発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止（H19.4.1 以降の出願について適用）

（注）違反した場合は拒絶理由（[特 49 条](#)、[特 50 条](#)）

2.1.2 最後の拒絶理由通知に対する補正（※）

- (1) 新規事項の追加不可、及び発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止（H19.4.1 以降の出願について適用）
- (2) 特許請求の範囲の補正
 - a. 請求項の削除
 - b. 特許請求の範囲の限定的減縮
 - c. 誤記の訂正
 - d. 明りょうでない記載の釈明
- (3) 上記 b の場合は独立して特許可能であること

(注) 違反した場合は補正却下 ([特 53 条 1 項](#)、[特 159 条 1 項](#)、[特 163 条 1 項](#))

(※) 拒絶理由通知と併せて[特 50 条の 2](#)の規定による通知を受けた場合においてする補正及び拒絶査定不服審判の請求時においてする補正についても同様である。

2.2 平成 5 年 12 月 31 日以前の出願

明細書の要旨変更不可 (特 41 条)

旧審査基準 (平成 5 年 6 月) 第Ⅲ部第 1 章(出願公告決定前の補正)参照

表 1 関連条文一覧

	H5 年法 (H6. 1. 1～H7. 6. 30)	H15 年法 (H7. 7. 1～H19. 3. 31)	H23 年法 (H19. 4. 1～)
<拒絶理由通知>	特 49 条 1 号		
(1) 新規事項	特 17 条 2 項 (出願から 1 年 3 月以内の補正) 特 17 条の 2 第 2 項において準用する特 17 条 2 項 (上記以外)	特 17 条の 2 第 3 項	
(2) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正			特 17 条の 2 第 4 項
<最後の拒絶理由通知後の補正却下>	特 53 条 1 項		
(1) 新規事項	特 17 条の 2 第 2 項において準用する特 17 条 2 項 (上記以外)	特 17 条の 2 第 3 項	
(2) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正			特 17 条の 2 第 4 項
(3) 目的外	特 17 条の 2 第 3 項	特 17 条の 2 第 4 項	特 17 条の 2 第 5 項
(4) 限定的減縮・独立特許要件	特 17 条の 2 第 4 項において準用する特 126 条 3 項	特 17 条の 2 第 5 項において準用する特 126 条 5 項	特 17 条の 2 第 6 項 において準用する 特 126 条 7 項

53. 02

補正の却下の決定起案時の注意

1. 発明の名称あるいは出願人名等が長い場合の対処

発明の名称の欄や出願人・代理人の欄に表示できる文字数には制限がある。起案書を確認したときに、これらの欄の記載が途中で切れていた場合（文字数の制限数を超えている場合）には、起案書本文の「理由」欄の最後等に備考欄を設け、「備考 発明の名称の続き：○△…」等と記載して、切れている部分を記載するか、または「備考 発明の名称：X X○△…」等と記載して、発明の名称等を全部記載する。

2. 発明の名称が補正されている補正書に対する補正の却下

発明の名称が補正されている補正書に関して補正の却下の決定をする場合は、その補正の却下の決定には、その補正書により補正された発明の名称を記載しないで、補正前の発明の名称を記載することとする。

（説明）

補正の却下の決定は、補正書に記載している補正事項全体についてされるものとして、上記のように取り扱うものとする。

56. 01

特許権の存続期間の延長登録の出願において、政令で定める処分を受けるのに必要であった試験が1の処分について複数ある場合の延長期間について

[「特許・実用新案 審査基準」第Ⅵ部 3.1.3](#)に記載の「処分を受けるために必要な試験を開始した日」は、その試験を行う期間を「特許発明の実施をすることができなかった期間」に含めることができる試験 ([3.1.3\(1\)](#)参照) が、1の処分について複数あることを出願人が示した場合には、当該複数の試験のうち、出願書類からみて、最先に行われたと認められる試験を開始した日であるものとする。

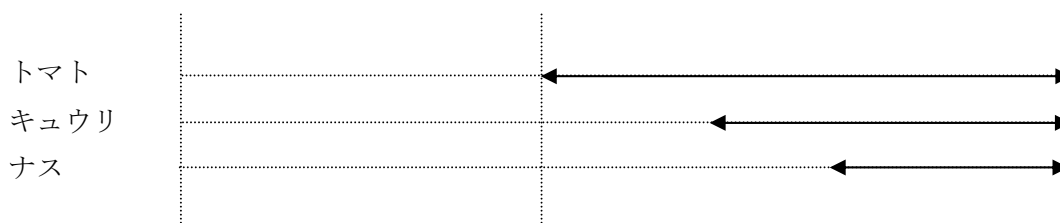
(説明)

- (1) 農薬の委託圃場試験は、作物及び適用病害虫等ごとにそれぞれ異なる日に開始されることが多く、そして、それらの試験結果をまとめて農薬の登録申請をし、まとめて登録されることがある。

参 考 例

特許発明 「有効成分Aを含有する殺虫剤」

特許権の
設定登録



(注) 実線は有効成分Aの下位概念であるa1について、アブラムシに対する試験を開始した日から、登録が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実これを了知し又は了知得た状態におかれた日までの期間

- (2) 上記参考例では、トマトについて農薬の試験を開始した日から、登録が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実これを了知し又は了知得た状態におかれた日の前日までの期間が「特許発明の実施をすることができなかった期間」とされ、この期間を超えない「延長を求める期間」(5年以下であることが必要) が特許権の存続期間の延長の期間とされる。

56. 02

延長登録出願と処分の数との関係についての取扱い

一の延長登録出願は一の処分ごとに行われなければならないこととする。

(説明)

[特許法第 67 条の 3](#)は、「特許発明の実施に……処分を受けることが必要であったとは認められないとき」(第 1 項第 1 号)、延長登録出願を拒絶すべき旨規定している。すなわち「処分」を受けることの要否により「延長登録出願」を拒絶すべきか否かを判断すべき旨定めている。

特許権の存続期間の延長登録をするための要因は処分ごとに発生し、その特許権に係る特許発明の実施をすることができなかった期間及び存続期間延長後の特許権の効力は個々の処分に基づいて判断されるものであるから、一の延長登録出願は一の処分ごとに行うべき性格のものである。また、同一特許権に係る複数処分をある時期にまとめて受けた出願人のみに当該複数処分に基づいて一の延長登録出願をすることを許容し、一の延長登録出願によって複数処分に基づく延長登録の利益を享受できるように取り扱うことは、他の出願人とのバランスを著しく欠くものである。

このようなことから、延長登録出願と処分の数との関係については、上記のように取り扱うこととする。

57. 01

マイコプラズマに汚染されていることを理由として動物細胞が寄託機関に 受託されなかった場合の審査上の取扱い

- (1) マイコプラズマ汚染を理由として受託されなかった動物細胞は、原則として、「[審査基準 第Ⅶ部 第2章 生物関連発明 5.1\(ii\) 寄託義務から除外される微生物](#)」には相当しないものとする。
- (2) ただし、寄託機関がマイコプラズマ汚染を理由に動物細胞の受託を拒否した場合であっても、マイコプラズマ汚染細胞からマイコプラズマが技術的に除外し得ず、かつ、当該細胞に係る発明の作用効果上及びその細胞の生存能力上、その細胞がマイコプラズマに汚染されていることが問題とならないことが明らかな場合には、その細胞は、寄託義務から除外される微生物に相当するものとして取り扱う。

(説明)

微生物の寄託においては、発明の作用効果を奏するための微生物の機能及び生存能力の維持のために、本来汚染のない純粋なものを提出することが必要である。通常の微生物の場合、微生物の汚染のない純粋なものにすることは技術的に可能であるから、他の微生物等による汚染を理由に寄託機関によりその受託が拒否されたときに、その微生物について寄託義務の除外の取扱いをすることはしていない。

マイコプラズマ汚染細胞の場合においても、通常その汚染を避けることが技術的に可能であるから、寄託機関によりその受託が拒否されたときでも、寄託者の責に帰すことができない場合を除き、その細胞について寄託義務の除外の取扱いをしない。

59. 01

実用新案技術評価書の作成

実用新案法第12条第4項

特許庁長官は、第一項の規定による請求〔実用新案技術評価の請求〕があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新案技術評価書」という。）を作成させなければならない。

実用新案技術評価書の作成については、[附属書1「実用新案技術評価書作成のためのハンドブック」](#)参照。

59. 02

実用新案登録出願に関する公序良俗違反の取扱い

実用新案登録の基礎的要件の審査の際、実用新案登録出願に添付した明細書等に、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生（以下「公序良俗等」という。）を害する記載を発見したときは、以下のように取り扱う。

1. 請求項に係る考案が公序良俗等を害するものであることが明らかな場合

[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づき補正をすべきことを命ずる。

2. 明細書又は図面に公序良俗を明らかに害する記載がある場合

[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づく補正指令は行わず、出願人へ連絡し、当該事項に対して職権訂正を行う。

また、図面に対して職権訂正を行ったことにより、全ての図面が削除される場合、図面を補充すべき旨の補正指令を行う。

（説明）

[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づく補正指令は、請求項に係る考案に対してなされるものであるから、明細書又は図面に公序良俗を害することが明らかな事項又は内容が記載されている場合、そのことのみを理由として[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づく補正指令を行うことはできない。さらに、実用新案公報については、公序良俗を害する事項・内容の不掲載に関する規定も設けられていない（[実用新案法第14条第3項](#)）。このため、公序良俗を明らかに害する事項・内容が実用新案公報に掲載されないよう、所要の措置を講ずる必要がある。

また、実用新案登録出願は、図面の添付を必須としている（[実用新案法第5条第2項](#)）。そのため、図面が全て削除される場合は、図面を補充するよう補正指令を行う必要がある。

（参考）

[特許・実用新案審査基準「第X部 実用新案 第2章 実用新案登録の基礎的要件」の3.2 公序良俗違反（第6条の2第2号、第14条の3第2号、第4条）](#)には、次のように記載されている。

- （1）請求項に係る考案が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがあるときには、本号に該当する。
- （2）考案の詳細な説明における記載が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある場合であっても、請求項に係る考案について、そのようなおそれがないときは、公報掲載時に所要の措置を講ずるものとする。

61. 01

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする出願の取扱い

1. 平成 23 年改正[特許法第 30 条](#)の適用対象となる特許出願について¹(1) [特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用要件

[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用要件は、以下の要件 1 及び 2 である。[特許法第 30 条第 3 項](#)に規定された「証明する書面」によって以下の要件 1 及び 2 が満たされることが証明されなければならない。

要件 1 発明が公開された²日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して発明が公開され、特許を受ける権利を有する者が特許出願をしたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

なお、「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」（本項目 61.01 では以下、「平成 23 年改正法対応手引き」という。）には、「証明する書面」として、以下の一定の書式が記載されている（「証明する書面」の詳細については「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」の「[3.](#)」を参照のこと。）。

¹ 平成 23 年改正[特許法第 30 条](#)の適用対象となる特許出願

- ・ 通常の出願
 - 出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- ・ 分割出願／変更出願／実用新案登録に基づく特許出願
 - 原出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- ・ パリ条約の優先権主張を伴う出願
 - 優先権主張を伴う出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
- ・ 国内優先権主張を伴う出願
 - 原則として*、優先権主張の基礎出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの
 - * 基礎出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（明細書等）に記載されていない発明については、国内優先権主張を伴う出願の出願日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの

² 本項目 61.01 では、「[特許法第 29 条第 1 項各号](#)のいずれかに該当するに至った」ことを「公開された」又は「公開した」という。

出願人による証明書

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開された発明の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）

2. 特許を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開された発明の発明者
- ② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）
- ③ 特許出願人（願書に記載された者）
- ④ 公開者
- ⑤ 特許を受ける権利の承継について（①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと）
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について（②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載）

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成○年○月○日

出願人○○○ ㊞

(2) [特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用の可否についての判断

(i) 判断時期

出願人が[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用を受けることができるものであることを証明しようとした公開された発明は、同項の規定が適用できない場合には、本願発明の新規性・進歩性を否定する証拠となり得ることから、原則として、審査に着手する際にこの規定の適用の可否を判断する。

ただし、出願人が証明しようとした公開された発明を引用例とせずに拒絶査定できると見込まれる場合には、この規定の適用の可否を判断しなくてもよい。

(ii) 判断手順

「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従って「証明する書面」（出願人による証明書）が作成され、特許出願の日から 30 日以内¹に提出された場合には、原則として要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたものと判断する²。

ただし、「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従った「証明する書面」が提出されていても、出願前に公開された発明が[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用を受けることができる発明

¹ 「証明する書面」を提出する者がその責めに帰すことができない理由により特許出願の日から 30 日以内に「証明する書面」を提出することができないときは、その理由がなくなった日から 14 日（出願人が在外者である場合は 2 月）以内に、特許出願の日から 30 日の期間の経過後 6 月以内にその「証明する書面」を特許庁長官に提出することができる（特許法第 30 条第 4 項）。

² [特許法第 30 条第 3 項](#)では「証明する書面」の内容や形式には、決まったものはないことから、「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従っていない「証明する書面」が提出されている場合もある。その場合には、当該提出された「証明する書面」によって要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたか否かを判断する。「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」に記載の一定の書式に従った「証明する書面」と同程度の内容が記載されていれば、要件 1 及び 2 を満たすことについて証明されたと判断する。

であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、同項の規定の適用を認めずに、その出願前に公開された発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由を通知することができる。

上記の拒絶理由通知への応答時等に、出願人から、特許出願の日から 30 日以内に提出した「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料（客観的証拠資料や第三者による証明書等）が意見書又は上申書等を通じて提出される場合があるが、その場合には、特許出願の日から 30 日以内に提出された「証明する書面」に記載の事項の範囲内でその補充資料を参酌して、要件 1 及び 2 を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

(3) [特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用要件

[特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用要件は、以下の要件 1 及び 2 である。

要件 1 発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公開されたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

（注）[特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用が受けられることを示す証拠が拒絶理由通知への応答時等に提出されることがある。その場合には、提出された証拠等に基づいて[特許法第 30 条第 1 項](#)の規定の適用の可否について判断する。

(4) 留意事項

(i) 拒絶理由通知・拒絶査定をする際の留意点

[特許法第 30 条](#)の規定の適用を認めずに、その適用を受けようとした発明を引用して拒絶理由通知・拒絶査定をする場合には、[特許法第 30 条](#)の規定の適用を認めない理由を明記する。

(ii) 特許査定をする際の留意点

審査ハンドブック [6 4. 0 1](#)「特許査定起案時の注意」の「3. 特許法第 30 条の新規性の喪失の例外」を参照。

(iii) 公開された発明が複数存在する場合に「証明する書面」の提出を省略できる発明について

公開されたある発明（先に公開された発明）についての[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用申請を伴う特許出願を審査するにあたっては、拒絶理由通知で特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する証拠として用いた発明（引用発明）について、出願人から、その引用発明は「証明する書面」を

提出していなくても新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる発明であるとの主張が、意見書や上申書等でなされる場合がある。

この場合、その引用発明が、「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」の「[4. 公開された発明が複数存在する場合](#)」に示す「証明する書面」の提出を省略することができる発明に該当することが証明されたか否かを判断する。そして、その証明がなされたと認められ、かつ、先に公開された発明について適正に[特許法第 30 条第 2 項](#)の規定の適用を受けるための手続が行われていた場合に限り、その引用発明は[特許法第 29 条第 1 項各号](#)のいずれにも該当しなかったものとして取り扱う。

(参考)「[平成 23 年改正法対応手引き](#)」

[4. 公開された発明が複数存在する場合](#)

権利者が発明を複数の異なる雑誌に掲載した場合など、権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合において[第 2 項](#)の規定の適用を受けようとするときは、それぞれの公開された発明について[第 2 項](#)の規定の適用を受けるための手続（[\[2.\]](#)の(a)～(c)、以下「手続」といいます。）をする必要があります。

ただし、上記複数存在する発明のうち、手続を行った発明の公開以降に公開された発明であって、以下の 1. 又は 2. の条件を満たすものについては、「証明する書面」の提出を省略することができます。

【条件】

1. 手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、手続を行った発明の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明
2. 手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、権利者又は権利者が公開を依頼した者のいずれでもない者によって公開された発明

(5) 参考にすべき資料

- ・「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」
- ・「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集](#)」

2. 平成 23 年改正前の特許法第 30 条の適用対象となる特許出願について

(1) 特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用要件

特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用要件は、以下の要件 1～3 である。特許法第 30 条第 4 項に規定された「証明する書面」によって以下の要件 1～3 が満たされることが証明されなければならない。

要件 1 発明を公開した日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 発明の新規性喪失の事由が特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項に規定された公開であること

要件 3 特許を受ける権利を有する者が公開し、その者が特許出願をしたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

なお、「[発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」（平成 22 年 3 月改訂版公表）（本項目 61.01 では以下、「平成 22 年改訂版手引き」という。）に記載の一定の書式に従って提出される「証明する書面」とは、「[平成 22 年改訂版手引き](#)」に記載された書面 A（一定の書式に従った出願人による証明書）を指す。

(2) 特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用の可否についての判断

(i) 判断時期

出願人が特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けることができるものであることを証明しようとした公開された発明は、同項の規定が適用できない場合には、本願発明の新規性・進歩性を否定する証拠となり得ることから、原則として、審査に着手する際にこの規定の適用の可否を判断する。

ただし、出願人が証明しようとした公開された発明を引用例とせずに拒絶査定できると見込まれる場合には、この規定の適用の可否を判断しなくてもよい。

(ii) 判断手順

「[平成 22 年改訂版手引き](#)」に記載の一定の書式に従った書面 A が作成され、特許出願の日から 30 日以内に提出された場合には、原則として、要件 1～3 を満たすことについて証明されたものと判断する¹。

ただし、「証明する書面」として書面 A が提出されていても、出願前に公開された発明が特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けることができる発明であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、同項の規定の適用を認めずに、その出願前に公開された発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由を通知することができる。

上記の拒絶理由通知の応答時等に、出願人から、特許出願の日から 30 日以内に提出した書面 A に記載した事項が事実であることを裏付けるための書面 B（客観的証拠資料や第三者による証明書等）が意見書又は上申書等を通じて提出される場合があるが、その場合には、書面 A に記載の事項の範囲内でその提出された書面 B を参酌して、要件 1～3 を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

(3) 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用要件

特許法第 30 条第 2 項の規定の適用要件は、以下の要件 1 及び 2 である。

¹ 書面 A において従来求めていた「添付の書面」欄の記載は不要。

また、特許法第 30 条第 4 項では「証明する書面」の内容や形式には、決まったものはないことから、書面 A と異なる様式の「証明する書面」が提出されている場合もある。その場合には、その「証明する書面」によって要件 1～3 が証明されたか否かを判断する。この点、「[平成 22 年改訂版手引き](#)」に記載の一定の書式に従った書面 A と同程度の内容が記載されていれば、要件 1～3 を満たすことについて証明されたと判断する。

要件 1 発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしたこと

要件 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公開されたこと

以上の適用要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合には適用を認めない。

(注) 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用が受けられることを示す証拠が拒絶理由通知への応答時等に提出されることがある。その場合には、提出された証拠等に基づいて特許法第 30 条第 2 項の規定の適用の可否について判断する。

(4) 留意事項

1. (4) 参照。

3. 平成 11 年 12 月 31 日以前の特許出願について

(1) 特許法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用要件

2. (1)に記載の要件 1～3 に加えて「要件 4 公開した発明が特許出願に係る発明であること」も適用要件である。

(2) 特許法第 30 条第 2 項の規定の適用要件

2. (3)に記載の要件 1 及び 2 に加えて「要件 3 公開された発明が特許出願に係る発明であること」も適用要件である。

参考判決

1. パリ条約による優先権主張を伴った出願と特許法第 30 条の適用の関係が示された事例

『日本国を第二国出願とする優先権主張を伴う特許出願については、同項に規定する「特許出願」の日は、日本国においてなされた特許出願の日を意味すると解するのが相当であって、パリ条約 4 条を根拠としてこれと異なる解釈をする余地はないというべきである。』

(参考：東京高判平 9.3.13 ([平 7 \(行ケ\) 148](#)))

2. 第 30 条第 2 項に規定された「意に反して」の考え方が示された事例

『特許法第 30 条第 2 項の規定は・・・共同発明者の一部や発明協力者が発明を公表したような場合には、共同発明者間、あるいは発明協力者との間で、秘密保持契約を締結するなど、発明の公表を制約する合意

が存在しない限り、同項に該当するものということとはできない。』

(参考：東京地判平 17. 3. 10 ([平 16 \(ワ\) 11289](#)))

平成 23 年改正前の特許法第 30 条の適用対象となる特許出願についての参考判決

1. 特許公報による公開は特許法第 30 条第 1 項に規定された「刊行物に発表」に該当しないことが示された事例

『特許を受ける権利を有する者が、特定の発明について特許出願した結果、その発明が公開特許公報に掲載されることは、特許法三〇条一項にいう「刊行物に発表」することには該当しないものと解するのが相当である。けだし、同法二九条一項のいわゆる新規性喪失に関する規定の例外規定である同法三〇条一項にいう「刊行物に発表」とは、特許を受ける権利を有する者が自ら主体的に刊行物に発表した場合を指称するものというべきところ、公開特許公報は、特許を受ける権利を有する者が特許出願をしたことにより、特許庁長官が手続の一環として同法六五条の二の規定に基づき出願にかかる発明を掲載して刊行するものであるから、これによって特許を受ける権利を有する者が自ら主体的に当該発明を刊行物に発表したものということができないからである。そして、この理は、外国における公開特許公報であっても異なるところはない。』(参考：最判平 1. 11. 10 ([昭 61 \(行ツ\) 160](#)))

2. 特許を受ける権利を有する者と公開者とが異なる場合の考え方が示された事例

『特許法第 30 条第 1 項にいう「特許を受ける権利を有する者が・・・文書をもって発表する」とは、特許を受ける権利を有する者が主体的にその発明について発表行為（公表行為）をしたものと社会通念上認め得る場合をいうものと解するのを相当とし・・・発明者自らが発表しないにもかかわらず、なお主体的に発表したといい得るためには、発明者の名前において発表したときのように、発明者が自ら発表したものと同視し得る場合でなければならず、特許を受ける権利を有する者が、単に「発明の発表を監督管理できる状態」にすぎない場合には、特許法第 30 条第 1 項にいう「発表」には当たらないことは明らかである。』(参考：東京高判平 4. 3. 16 ([平 3 \(行ケ\) 158](#)))

61.02

**発明の単一性の要件及び第 17 条の 2 第 4 項の要件の審査における
「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った
結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく
審査を行うことが可能である発明」について**

[特許・実用新案審査基準「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の 3.1.2.2](#) は、「(2)特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明¹について審査を行った結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明」（以下「審査が実質的に終了している発明」という。）を、特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明とまとめて審査を行うことが効率的である発明として、審査対象に加えることとしている。

そこで、「審査が実質的に終了している発明」について、以下に説明する。

1. 基本的な考え方

実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である（審査が実質的に終了している）かどうかは、出願の属する技術分野に応じて、案件ごとに、追加的に行う必要がある先行技術調査や記載要件も含めた特許要件の判断に要する実質的な労力を考慮して決定する。

2. 「審査が実質的に終了している発明」に該当する例について

[特許・実用新案審査基準「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の 3.1.2.2\(2\)](#) では、下記(i)～(v)に該当する発明は、通常「審査が実質的に終了している発明」であるとしている。これらに該当する発明は、特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行えば、通常、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえるため、先行技術との関係以外の審査（記載要件等）も実質的に終了していれば、「審査が実質的に終了している発明」であるといえる。なお、特別な技術的特徴に基づいて審査対象となる発明について先行技術との関係以外の審査（記載要件等）を行えば、下記(i)～(v)の発明についても先行技術との関係以外の審査（記載要件等）は実質的に終了している場合が多いと考えられる。

(i) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明と表現上の差異があるだけの他の発明

「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明と表現上の差異があるだけの他の発明」には、「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明とカテゴリー表現上の差異があるだけの他の発明」のほか、特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明と同一カテゴリーの他の発明であって表現上の差異があるだけのものも含む。

例えば、[特許・実用新案審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の事例 24](#) における請求項 7 に係る発明は、請求項 1 に係る発明に対し、同一カテゴリーの他の発明であって表現上の差異があるだ

¹ [特許・実用新案審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の「3.1.2.1 特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定」](#) において審査対象とした発明

けの発明である。

(ii) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明に対し、周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等をした他の発明であって、新たな効果を奏するものではないもの

例えば、[特許・実用新案審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の事例 24](#)における請求項 4 に係る発明、[事例 27](#)における請求項 3,4 に係る発明のうち請求項 1 を引用する部分は、それぞれ請求項 1 に係る発明に対し、周知技術、慣用技術の付加、削除、転換等をした他の発明であって、新たな効果を奏するものではないものである。

(iii) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明を審査した結果、その発明に新規性又は進歩性が無いことが判明した場合において、その発明を包含する広い概念の発明

特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明「X+Y」を審査した結果、その発明に新規性又は進歩性がないことが判明した場合は、この結果に基づいて、その発明を包含する広い概念の発明である「X」にも新規性又は進歩性がないとの審査結果が、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく得られることが通常である。この場合における発明「X」は、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえる。

(iv) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明を審査した結果、ある発明特定事項を有する点に新規性及び進歩性があることが判明した場合において、その発明特定事項を含む他の発明

例：

請求項 1：A 構造及び B 構造を備えた自転車

（※「A 構造及び B 構造を備えた自転車」という特別な技術的特徴を有する）

請求項 2：A 構造、B 構造及び C 構造を備えた自転車

請求項 3：A 構造及び C 構造を備えた自転車

（説明）

請求項 1 に係る発明に、「A 構造及び B 構造を備えた自転車」という特別な技術的特徴が発見された。なお、文献 1 には「A 構造を備えた自転車」が、文献 2 には「B 構造を備えた自転車」が、各々記載されており、請求項 1 に係る発明は文献 1 及び文献 2 の組み合わせで進歩性が否定された。

次いで、当該特別な技術的特徴を有する請求項 2 に係る発明を審査した結果、「C 構造を備えた自転車」との発明特定事項を有する点に新規性及び進歩性があることが判明した。この場合は、請求項 3 に係る発明が新規性及び進歩性を有するとの審査結果が、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく得られるから、請求項 3 に係る発明は、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえる。

(v) 特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明との差異が、「技術の具体的適用に伴う設計変更」又は「数値範囲の最適化又は好適化」である他の発明であって、当該差異が引用発明と比較した有利な効果を奏するものでもないことを容易に判断できるもの

例えば、「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明」が引用発明に対して新規性又は進歩性がないことが判明している場合、「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明」との差異が「技術の具体的適用に伴う設計変更」又は「数値範囲の最適化又は好適化」である発明について、引用発明と比較した有利な効果を奏するものでもないことを容易に判断できる場合には、当該発明が進歩性を有しないとの審査結果が、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく得られる。したがって、当該発明は、先行技術との関係についての審査（新規性・進歩性等）が実質的に終了しているといえる。

6 1 . 0 3

一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が
複数ある場合の審査対象の決定の手順について

[特許・実用新案審査基準「第 I 部第 2 章 発明の単一性の要件」の「3.1.2.1 特別な技術的特徴に基づく審査対象の決定」](#)¹において、特別な技術的特徴の有無を判断しようとする一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が複数存在する場合の審査対象の決定の手順を、以下の検討事例によって示す²。

検討事例：

請求項 1： $X + Y$

請求項 2： $X + \alpha$

請求項 3： $Y + \beta$

請求項 1 に係る発明「 $X + Y$ 」と請求項 2 に係る発明「 $X + \alpha$ 」の間には同一の「技術的特徴 X 」があり、請求項 1 に係る発明「 $X + Y$ 」と請求項 3 に係る発明「 $Y + \beta$ 」の間には同一の「技術的特徴 Y 」がある。

明細書等には、「技術的特徴 X 」も「技術的特徴 Y 」も新規なものである旨が記載されており、両者とも外形的に「特別な技術的特徴」と認定できるとともに、少なくともいずれか一方は、事後的にも「特別な技術的特徴」であることが判明すると想定する。

このような場合、まず、最初の発明（請求項 1 に係る発明）について先行技術に対する貢献をもたらす可能性の高い技術的特徴（例えば X ）を選択し、請求項 1 に係る発明（ $X + Y$ ）と当該技術的特徴（ X ）によって連関する他の発明（請求項 2： $X + \alpha$ ）を審査対象とする。当初審査対象とした発明の審査を開始した後に、その技術的特徴 X が特別な技術的特徴でないことが判明した場合は、審査対象を請求項 1 に係る発明（ $X + Y$ ）と他の技術的特徴（ Y ）で連関する発明（請求項 3： $Y + \beta$ ）に変更する。³

（留意事項）

特別な技術的特徴の有無を判断しようとする一の発明中に特別な技術的特徴となり得る技術的特徴が複数存在する場合において、ある技術的特徴を選択すると審査対象とならない請求項に係る発明が存在することとなり、他の技術的特徴を選択すると全ての請求項に係る発明が審査対象となるときは、後者の技術的特徴を優先して選択する。

¹ [審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の 3.1.2.1\(4\)](#)を参照。

² [審査基準第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の事例 15](#)と類似の例である。

³ この場合、請求項 2 に係る発明の審査を既に開始したという理由で、請求項 2 に係る発明が「特別な技術的特徴に基づいて審査対象とした発明について審査を行った結果、実質的に追加的な先行技術調査や判断を必要とすることなく審査を行うことが可能である発明」に該当することはない。

6 1 . 0 4

審査用メモ

特実審査周辺システム上の「審査用メモ」は、原則、「発明の名称の職権訂正データ」を記載するために使用する（[5 1 . 0 1](#) 参照）。

（注）「審査用メモ」は、[特許法第 186 条](#)に規定される特許に関する書類として取り扱われ、閲覧の対象となっている。

（参考）

- （1）「審査用メモ」には、早期審査の非選定通知書のイメージデータも蓄積される。
- （2）特許査定の際に本願発明と先行技術との対比判断結果について記載する場合は、「特許メモ」を使用する（[6 4 . 0 3](#) 参照）。

6 1 . 0 5

職権取消通知等について

特許査定や拒絶査定、補正の却下の決定、拒絶理由通知の処分等に、本来、誤りがあってはならない。

しかし、処分等に誤りがあると認められ、その誤りを正す必要が生じた場合に、審査官は、「職権取消通知」、「無効通知」、「職権更正通知」、「誤送通知」のいずれかの通知により、その誤りを正すことができる。以下、これらの通知をまとめて「職権取消通知等」という。

審査官は、行った処分等の記載又は内容に誤りを発見した場合には、下記 1. ～4. にしたがって、管理職と協議の上、職権取消通知等を行うか否かを決定する。

1. 無効通知を行う場合

その処分等の前に出願が放棄、取下げなどされており、処分等を行うべきでなかった場合、又はその処分等の前に出願人、代理人（以下、「出願人等」とする。）の変更などがされており、誤った名宛人に対して処分等が行われた場合、当該処分等が無効であることを伝えるため、無効通知を行う。

2. 職権更正通知を行う場合

補正により発明の名称が変更されたが、補正前の発明の名称を記載して特許査定した場合など、処分等の記載に明白な誤記があり、正しい記載が推測できる場合、処分等を更正するため、職権更正通知を行う。

拒絶理由通知については最終処分ではないことにかんがみ、審査官は、出願人等に対し正しい拒絶理由が通知されたものとして応答してもらうなどの要請を行い、出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権更正通知を行う。

3. 誤送通知を行う場合

単に送達又は送付先を誤った場合、誤送であることを伝えるため、誤送通知を行う。（現在は、オンライン手続が主流であることから、このケースはほとんどない。）

4. 職権取消通知を行う場合

上記無効通知、職権更正通知及び誤送通知を行うべき誤りに該当しないが、誤りを正す必要がある場合には、職権取消通知により誤りのあった処分等を取り消すことができる。

しかし、既に行われた処分等を取り消すことは、出願人や実施権者等の関係者の法的地位の安定性を損なうおそれや第三者の監視負担を増大するおそれもあり、また処分の適否を判断する審判の手続もあるため、職権取消通知により誤りのあった処分等を取り消すべきか否かは、下記(1)～(3)にしたがって判断する。

(1) 特許査定に対する職権取消通知

特許査定については、手続補正書等の提出を看過して処分した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて処分した場合など、重大な誤りがある場合であって、かつ、原則として出願人側が同意した場合に限り、職権取消通知を行う。

新たな拒絶理由の発見を理由とした職権取消通知や、出願人等の要請により、分割・補正の機会を与えることを目的とした職権取消通知は、行わない。

(2) 拒絶査定、補正の却下の決定に対する職権取消通知

拒絶査定、補正の却下の決定については、手続補正書等の提出を看過して処分した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて処分した場合など、重大な誤りがある場合に限り、職権取消通知を行う。

進歩性等の判断の変更を理由とした職権取消通知や、出願人等の要請により、分割・補正の機会を与えることを目的とした職権取消通知は、行わない。

拒絶査定、補正の却下の決定に対しては、拒絶査定不服審判の請求がなされずに審判請求期間が経過した後、又は拒絶査定不服審判の請求がなされた後は、職権取消通知を行わない。

(3) 拒絶理由通知に対する職権取消通知

拒絶理由通知については、最終処分でないことにかんがみ、手続補正書等の提出を看過して拒絶理由を通知した場合や、出願番号の錯誤により案件を取り違えて拒絶理由を通知した場合など、重大な誤りがある場合であっても、審査官は、出願人等に対し意見書でその旨を指摘してもらうなどの要請を行い、了解を得て審査を継続する。出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権取消通知を行う。

新たな先行技術文献の発見などによる拒絶理由の判断の変更を理由とした職権取消通知は、行わない。

6 3 . 0 1

拒絶をすべき特許出願

特許出願が、下記のいずれかに該当するときは、拒絶すべきものとする（[特 49 条](#)）。

（[表 1](#)「拒絶理由一覧」参照）

【特 49 条 1 号関係】

1. 新規事項

特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が、[特許法第 17 条の 2 第 3 項](#)に規定する要件を満たしていない場合

（平成 7 年 7 月 1 日以降の出願について適用される。平成 6 年 1 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日までの出願については、平成 5 年法の特許法第 17 条第 2 項（特許法第 17 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）が適用される。）

2. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正

特許請求の範囲についてした補正が、[特許法第 17 条の 2 第 4 項](#)に規定する要件を満たしていない場合

（平成 19 年 4 月 1 日以降の出願について適用される。）

【特 49 条 2 号関係】

3. 外国人の権利享有

特許出願人が日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人であって、[特許法第 25 条](#)の規定により特許に関する権利を享有することができない場合

4. 発明

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 1 項柱書](#)に規定する、発明でない場合

5. 産業上利用可能性

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 1 項柱書](#)に規定する、産業上利用することができる発明でない場合

6. 新規性

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 1 項各号](#)の新規性を有しない発明である場合

（平成 12 年 1 月 1 日以降の出願については、外国公知（1 号）、外国公用（2 号）、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明（3 号）も拒絶の理由となった。）

7. 進歩性

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条第 2 項](#)の進歩性を有しない発明である場合。

8. 拡大先願

特許出願に係る発明が、[特許法第 29 条の 2](#)の規定により、特許を受けることができない発明である場合

(平成 7 年 7 月 1 日以降の出願については、外国語書面出願にあつては、外国語書面に記載された事項の範囲が、PCT 外国語出願(明細書及び請求の範囲の翻訳文が提出されたものに限られる。)にあつては、国際出願日における国際出願の明細書等に記載した事項の範囲が、本条に規定する先願の地位を有することとなった。)

9. 特許を受けることができない発明

特許出願に係る発明が、[特許法第 32 条](#)に該当するものである場合

10. 共同出願

特許を受ける権利が共有に係るとき、他の共有者と共同で特許出願をしない場合 ([特 38 条](#))

11. 先願

(1) 異なった日にされた特許出願どうし

同一の発明について異なった日に二以上の特許出願(出願人が同一の場合を含む。)があったとき、最先の特許出願人でない場合 ([特 39 条 1 項](#))

(2) 同日にされた特許出願どうし

同日にされた特許出願に係る発明(出願人が同一の場合を含む。)が互いに同一であり、かつ、出願人間で協議が成立せず又は協議をすることができない場合 ([特 39 条 2 項](#))

(3) 異なった日にされた特許出願と実用新案登録出願

特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案(出願人が同一の場合を含む。)とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日にされたものであり、かつ、特許出願が実用新案登録出願より後にされた場合 ([特 39 条 3 項](#))

(4) 同日にされた特許出願と実用新案登録出願

同日にされた特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案(出願人が同一の場合を含む。)とが同一である場合において、出願人間で協議が成立せず又は協議をすることができない場合 ([特 39 条 4 項](#))

(平成 11 年 1 月 1 日以降の出願を審査する場合については、取り下げられ、又は却下された出願に加えて、放棄された出願、又は拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した出願についても、先後願の判断においては初めからなかったものとみなし、先願として取り扱わないこととなった。)

ただし、同一発明同日出願で協議不成立となることにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した出願に限り、例外として、先後願の判断において先願として取り扱う（先願の地位を残す）。([特 39 条 5 項](#))

また、平成 24 年 4 月 1 日以降の出願については、冒認出願も先願の地位を有することとなった。）

【特 49 条 3 号関係】

12. 条約

特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものである場合

【特 49 条 4 号関係】

13. 記載要件

特許出願が、[特許法第 36 条第 4 項第 1 号](#)又は[第 6 項](#)に規定する特許請求の範囲、明細書等の記載要件を満たしていない場合（条文、適用時期については[表 2](#)参照）

14. 単一性

特許出願が、[特許法第 37 条](#)に規定する要件を満たしていない場合

（平成 16 年 1 月 1 日以降の出願については、PCT と同様の発明の単一性に関する規定に改正された。）

【特 49 条 5 号関係】

15. 先行技術文献情報開示義務

[特許法第 48 条の 7](#)に規定する通知をした後であって、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によっても、なお[第 36 条第 4 項第 2 号](#)に規定する要件を満たすこととならない場合（平成 14 年 9 月 1 日以降の出願について適用される。条文については[表 2](#)参照）

【特 49 条 6 号関係】

16. 原文新規事項

特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でない場合

特許出願が外国語特許出願等である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書等に記載した事項が国際出願日における国際出願の明細書等に記載した事項の範囲内でない場合（[第 184 条の 18](#)）

【特 49 条 7 号関係】

17. 冒認

特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していない場合

なお、上記法令の適用については、審査基準等を参考にされたい（適用時期については[表 3](#)参照）。

別添.

[表 1](#) 拒絶理由一覧

[表 2](#) 第 36 条の条文、適用時期一覧

[表 3](#) 審査基準等の適用時期一覧

表1 拒絶理由一覧

法律	平成2年法	平成5年法	平成6年法	平成10年法	平成11年法	平成14年法	平成15年法	平成16年法	平成18年法	平成23年法										
施行日	平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成11年1月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成24年4月1日～										
補正要件	特49条1号関係																			
新規事項	§ 17(2) (§ 17の2(2) 含) (*1)										§ 17の2(3) (*3)		§ 17の2(3) (*10)							
発明の特別な技術的特徴を変更する補正											§ 17の2(4) (*14)									
外国人の権利享有 特許要件	特49条1号関係	特49条2号関係																		
	§ 25																			
	§ 29(柱)																			
	§ 29(1)					§ 29(1) (*9)														
	§ 29(2)					§ 29(2) (*9)														
	§ 29の2		§ 29の2 (*2)		§ 29の2 (*4)			§ 29の2 (*10)												
	§ 32			§ 32 (*5)																
	§ 38																			
	先願	§ 39(1)～(4)				§ 39(1)～(4) (*8)				§ 39(1)～(4) (*13)		§ 39(1)～(4) (*15)								
条約違反	特49条2号関係	特49条3号関係																		
記載要件	特49条3号関係	特49条4号関係																		
	§ 36(4)				§ 36(4) (*6)			§ 36(4)1号												
	§ 36(5), (6)				§ 36(6) (*6)			§ 36(6) (*10)												
単一性	§ 37				§ 37 (*7)			§ 37 (*12)												
先行技術文献開示義務違反						特49条5号関係														
						§ 36(4)2号 (*11)														
原文新規事項				特49条5号関係			特49条6号関係													
冒認	特49条4号関係	特49条5号関係		特49条6号関係			特49条7号関係													
法改正のポイント	要約書の採用	(*1) 補正の範囲の適正化（新規事項） (*2) 実用新案制度の公告公報・公開公報の廃止に伴い、実用新案掲載公報が発行されたものが対象となった。		(*3) 外国語書面出願についての補正の内容的制限の追加 (*4) 外国語書面に先行技術効果 (*5) 特許の対象拡大（原子核変換物質）（遡及適用） (*6) 明細書の記載要件の緩和 (*7) § 36の改正に伴う形式的な改正		(*8) § 39(5)において拒絶確定出願・放棄された出願に先願の地位が無くなった。		(*9) 外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能		(*10) 明細書と特許請求の範囲の分離(H15.7.1～) (*11) 先行技術文献情報開示制度の導入		(*12) 発明の単一性の要件		(*13) 実用新案登録に基づく特許出願制度の導入に伴い、§ 39(4)が改正され、実用新案登録に係る考案と同一の発明を出願できるようになった。		(*14) 発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止		(*15) § 39(6)が削除され、冒認出願も先願の地位を有することとなった。		

表3 審査基準等の適用時期一覧

施行日	平成2年12月1日～	平成6年1月1日～	平成7年7月1日～	平成12年1月1日～	平成14年9月1日～	平成16年1月1日～	平成17年4月1日～	平成19年4月1日～	平成21年4月1日～	平成24年4月1日～	
法改正のポイント	*要約書の採用	*補正の範囲の適正化 *新実用新案制度の導入	*外国語書面出願制度の導入 *明細書の記載要件の緩和	*29条（外国公知・公用、電気通信回線を通じて公衆に利用可能） *特許存続期間の延長登録制度の見直し	*先行技術文献情報開示制度の導入 *「物」にプログラムが含まれることの明確化 *明細書と特許請求の範囲の分離（H15.7.1～）	*発明の単一性の要件	*実用新案登録に基づく特許出願制度の導入 *実用新案登録の訂正の許容範囲の拡大	*発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止 *分割の時期的制限の緩和 *分割制度の濫用防止 *外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長	*不服審判請求期間の拡大	*冒認出願の先願の地位に係る規定の見直し	
明細書等	審査基準 第Ⅰ部 第1章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件										
	審査基準 第Ⅰ部 第2章 出願の単一性の要件					審査基準 第Ⅰ部 第2章 発明の単一性の要件					
						審査基準 第Ⅰ部 第3章 先行技術文献情報開示要件					
特許要件	審査基準 第Ⅱ部 第1章 産業上利用することができる発明										
	審査基準 第Ⅱ部 第2章 新規性・進歩性										
	審査基準 第Ⅱ部 第3章 特許法第29条の2										
	審査基準 第Ⅱ部 第4章 特許法第39条										
						審査基準 第Ⅱ部 第5章 インターネット等の情報の先行技術としての取扱い					
明細書等の補正	旧審査基準 第Ⅲ部 明細書等の補正		審査基準 第Ⅲ部 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正								
											第Ⅱ節「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」
優先権	審査基準 第Ⅳ部 優先権										
特殊な出願	産業別審査基準 出願の分割（改訂）		審査基準 第Ⅴ部 第1章 出願の分割								
											第2節「第50条の2の通知」
	審査基準 第Ⅴ部 第2章 出願の変更										
						審査基準 第Ⅴ部 第3章 実用新案登録に基づく特許出願					
特許期間の延長	審査基準 第Ⅵ部 特許権の存続期間の延長										
特定技術分野	審査基準 第Ⅶ部 第1章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明										
				「記録媒体」クレームに関する部分、「2.2「発明」であること」（H9.4.1以降の出願）							
				「プログラム」クレームに関する部分（H13.1.10以降の出願）							
	審査基準 第Ⅶ部 第2章 生物関連発明										
						〔付録3〕塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の作成のためのガイドライン（平成14年9月1日以降の出願）					
	審査基準 第Ⅶ部 第3章 医薬発明										
外国語書面出願				審査基準 第Ⅷ部 外国語書面出願							
審査の進め方	審査基準 第Ⅸ部 審査の進め方										
実用新案	（基本的には特許に同じ）		審査基準 第Ⅹ部 実用新案								

「特許・実用新案 審査基準」は、基本的には平成7年7月1日以降の出願に適用される。ただし、その後の法改正、運用変更等に伴い、追加・改訂された部分については、適用される出願に限られる場合がある。この場合には、当該部分にその旨が表示されている。

また、従前の法令の解釈あるいは運用を明確化した部分も含まれていることから、平成6年法施行前にされた出願等の取扱いに際しても参考に供されるものである。

63. 02

先行技術文献調査結果の記録

1. 調査した分野

最初に先行技術調査をした後、拒絶理由を通知するときは、「先行技術文献調査結果の記録」に、調査した分野（国際特許分類等で表す）を記載する。

（「特許・実用新案 審査基準」第IX部 2.3参照）

- (1) 「調査した分野」は、原則として国際特許分類（IPC）で表記する。
- (2) 審査にあたって先行技術を調査した場合には、引用文献又は記載すべき先行技術文献を発見しなかったときも、その「調査した分野」を記載する。
- (3) 商用データベースを使用した場合であって、出願人等にとって有益な情報になると考えられるときには、当該商用データベース名を記載する（例：CA（STN））。
- (4) 国際的に普遍性のある商用データベースのみを使用して調査を行っており、IPCを用いて「調査した分野」を記載することが困難な技術分野においては、IPCは記載しなくともよい。

2. 先行技術文献

拒絶理由を構成するものではないが、出願人にとって補正の際に参考になる等、有用と思われる先行技術がある場合には、その文献情報を併せて記録することができる。

（「特許・実用新案 審査基準」第IX部 2.3参照）

3. 出願人への要請（以下に該当する場合のみ記載する）

先行技術調査によって、次の条件(1)(2)に該当する文献が発見され、当該文献を用いて[特許法第 29 条第 1 項第 3 号](#)又は[特許法第 29 条第 2 項](#)に基づく拒絶理由を通知する場合には、出願人への要請を記載する（注 1, 2）。

- (1) 本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献（注 3, 4）であって、
- (2) 本願の一以上の請求項について、当該一の文献のみで新規性又は進歩性を否定することができる文献（PCT国際調査報告におけるX文献に相当する文献）

（注 1）複数の文献の組合せにより[第 29 条第 2 項](#)の拒絶理由通知を行う場合、[第 29 条の 2](#)、[第 39 条](#)の拒絶理由通知を行う場合には、この要請は行わない。

（注 2）当該文献が明細書中に先行技術文献として開示されている場合であっても、この要請を行う。

（注 3）一部共通する場合を含む。なお、表記上一致しない場合は、要請を行わなくてもよい。

（注 4）電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報も含む。

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願○○○○－○○○○○○○
 起案日 平成○○年 ○月 ○日
 特許庁審査官 ○○ ○○ ○○○○ ○○
 特許出願人代理人 ○○ ○○
 適用条文 第29条第1項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

(新規性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- ・請求項 1
- ・引用文献等 1
- ・備考
-

<引用文献等一覧>

1. 特開昭○○－○○○○○○○号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 I P C B43K 8/00 ～ 8/24
D B 名
- ・先行技術文献 特開平○○－○○○○○○○号公報
(本願の発明の詳細な説明中、明細書、段落○○○○、第○行に記載されている「B」の点については、本文第○頁、第○欄、第○行に記載されている。)
- ・出願人への要請

引用文献1は、本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献であって、本願の一以上の請求項について、当該引用文献のみで新規性又は進歩性を否定するものです。

このような文献に基づいて、事前に発明を適切に評価することは、出願人による適切な請求項の作成に役立つとともに、迅速かつ的確な審査にも資するものと考えられます。出願・審査請求の際には、このような文献を出願人が知っている先行技術文献として明細書中に開示するとともに、特許を受けようとする発明が、このような文献に基づき特許性を有するものであるか否かについて適切な評価を行っていただくようお願いします。

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官(補)名】
 TEL. 03-3581-1101 内線
 FAX. 03- -

6 3 . 0 3

出願日の遡及が認められない分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願に対し拒絶の理由を通知する場合の取扱い

出願日の遡及が認められない分割出願、変更出願及び実用新案登録に基づく特許出願について、審査の結果、拒絶の理由を発見したときは、その拒絶理由通知に、出願日の遡及を認めない旨を、理由を付して記載する。

なお、その理由については、具体的に記載する。

(説明)

出願日の遡及が認められない[特許法第 44 条](#)に基づく分割出願、[特許法第 46 条](#)に基づく変更出願及び[特許法第 46 条の 2](#)に基づく実用新案登録に基づく特許出願については、審査官は、理由を付して遡及を認めない旨を特許出願人に別に通知することとしているが、審査の結果、拒絶の理由を通知するものについては、手続を簡略にするため、便宜上本文のように取り扱うこととする。

(注) 出願日の遡及は認められないものの、拒絶理由通知をすることなく、直ちに特許査定をする場合は、[6 4 . 0 1 「6 . 出願日の遡及を認めない場合の対処」](#)参照。

ただし、もとの出願の出願日が平成 6 年 1 月 1 日以降の出願であって、分割出願に係る発明と分割後のもとの出願に係る発明が同一である場合の取扱いについては、[「特許・実用新案 審査基準」第 V 部 第 1 章第 1 節 3.1](#)参照。

63. 04

特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載事項

特許出願の拒絶の理由中に刊行物等を引用する場合、その刊行物等の記載要領は次による。

1. 我が国の特許公報、実用新案公報等¹（記載例）

(1) 特許発明明細書又は登録実用新案公報（昭和 31 年以前発行）の場合

ア．特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書

イ．登録実用新案第〇〇〇〇〇〇〇号公報

(2) 平成 6 年 1 月 1 日施行の新実用新案法に基づく登録実用新案公報の場合

登録実用新案第 3 〇〇〇〇〇〇〇号公報

(3) 平成 8 年 1 月 1 日以降に特許査定又は登録査定された出願の特許掲載公報又は実用新案掲載公報の場合

ア．特許第〇〇〇〇〇〇〇号公報

イ．実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号公報

(4) 特許公報又は実用新案公報（出願公告）の場合

ア．特公昭〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

イ．実公昭〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

ウ．特公平〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

エ．実公平〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

ただし大正 11 年及び大正 12 年の実用新案公報のときは

オ．実用新案公告第〇〇〇〇〇〇〇号公報（大正 11 年）

カ．実用新案公告第〇〇〇〇〇〇〇号公報（大正 12 年）

大正 13 年以降の大正年間の実用新案公報のときは

キ．大正〇〇年実用新案出願公告第〇〇〇〇〇〇〇号公報

(5) 公開特許公報又は公開実用新案公報の場合

ア．特開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

イ．特開平〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

ウ．特開 2 0 〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

エ．実開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報（※）

オ．実開平〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報（※）

カ．実開 2 0 〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報（※）

※ 留意事項

¹ 平成 27 年 4 月 1 日以降に発行された特許公報、実用新案公報等のすべての公報（登録実用新案公報については平成 18 年 1 月 5 日以降、意匠登録公報については平成 19 年 1 月 5 日以降に発行されたものも含む。）は、インターネットを利用した方法で発行されるため、拒絶理由等に当該公報を引用する場合、当該公報については「刊行物」という用語を用いない（「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。）。

公開実用新案公報のみの引用で足る場合であっても、その後、再度拒絶理由を通知する必要があることを予防すべく、極力マイクロフィルム、CD-ROM等明細書全文を引用する。(下記(7)参照)

(6) 公表特許公報又は公表実用新案公報の場合

- ア. 特表昭〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- イ. 特表平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- ウ. 特表20〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- エ. 実表昭〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- オ. 実表平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
- カ. 実表20〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報

(7) 平成5年12月31日以前の旧実用新案法に基づく公開実用新案公報の全文明細書等の場合

＜平成5年1月7日以前に発行されたもの＞

実願平02-〇〇〇〇〇〇号(実開平03-〇〇〇〇〇〇号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(平成3年〇月〇日特許庁発行)又は、

実願平02-〇〇〇〇〇〇号(実開平03-〇〇〇〇〇〇号)のマイクロフィルム

＜平成5年1月8日以降に発行されたもの＞

実願平05-〇〇〇〇〇〇号(実開平06-〇〇〇〇〇〇号)の願書に最初に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM(平成6年〇月〇日特許庁発行)又は、

実願平05-〇〇〇〇〇〇号(実開平06-〇〇〇〇〇〇号)のCD-ROM

＜平成16年1月8日以降に発行されたもの＞

実開2004-〇〇〇〇〇〇号公報

(8) 意匠公報の場合

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号公報

2. 外国及び国際機関の特許明細書、特許明細書抜粋等(記載例)

(1) 世界知的所有権機関国際事務局

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号	(WO, A1)
国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号 ²	(WO, A2)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号サーチレポート 国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号サーチレポート	(WO, A3)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A4) 国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A4)	(WO, A4)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A8) 国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A8)	(WO, A8)
国際公開第〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A9) 国際公開第20〇〇/〇〇〇〇〇〇号(A9)	(WO, A9)

² 平成18年4月1日以降に発行された国際公開は、インターネットを利用した方法で発行されるため、拒絶理由等に当該公報を引用する場合、当該公報については「刊行物」という用語を用いない(「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。)

(2) 米国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
米国特許出願公開第2 0 0 0 / 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(U S, A 1)
米国特許第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(U S, A) (U S, B 1) (U S, B 2)
米国再発行特許発明第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(U S, E)
米国防衛出願第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(U S, I 4)
米国植物特許発明第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(U S, P)
米国意匠特許発明第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(U S, S)

(3) 欧州特許庁

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
欧州特許出願公開第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(E P, A 1) (E P, A 2)
欧州特許出願公開第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号サーチレポート	(E P, A 3)
欧州特許第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(E P, B 1)

(4) 独国³

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
西独国特許出願公開第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, A)
独国特許出願公開第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, A 1)
西独国特許出願公告第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, B)
西独国特許第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, B)
西独国実用新案第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, B)
独国特許出願公告第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, B 1) (D E, B 2)
独国特許発明第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書 ⁴	(D E, C 1) (D E, C 2) (D E, C 3) (D E, B 3)
西独国実用新案公開第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, U)
独国実用新案第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D E, U 1)
旧東ドイツ国経済特許第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(D D, A 1)

(5) 英国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
英国特許出願公開第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書 * 番号は2 0 0 0 0 0 1 以上	(G B, A)
英国特許出願公告第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書 * 番号は1 6 0 5 2 2 4 以下	(G B, A)
英国特許第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(G B, B)
英国特許改訂第〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号明細書	(G B, C)

³ 「出願公開明細書」は独語で「Offenlegungsschrift」、「出願公告明細書」は独語で「Auslegeschrift」、「特許明細書」は独語で「Patentschrift」、「実用新案明細書」は独語で「Gebrauchsmuster」と表記される。

⁴ 「独国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書」を記載する際には、B 3については、番号部を必ず12桁（12桁未満の場合は0埋めして12桁とする）で記載し、C 1～C 3については、番号部を必ず8桁以内（公報の記載通り）で記載する。

(6) 仏国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
仏国特許出願公開第○○○○○○○○号明細書	(FR, A1)
仏国追加特許公開第○○○○○○○○号明細書	(FR, A2)
仏国実用新案証公開第○○○○○○○○号明細書	(FR, A3)
仏国追加実用新案公開第○○○○○○○○号明細書	(FR, A4)
仏国特許発明第○○○○○○○○号明細書	(FR, A) (FR, A5) (FR, B) (FR, B1)
仏国追加特許発明第○○○○○○○○号明細書	(FR, B2)
仏国実用新案証特許発明第○○○○○○○○号明細書	(FR, A7) (FR, B3)
仏国追加実用新案証特許第○○○○○○○○号明細書	(FR, B4)
仏国医薬特別特許第○○○○号明細書	(FR, M)

(7) 中国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
中国特許出願公開第○○○○○○○○号明細書	(CN, A)
中国特許第1○○○○○○○○号明細書 *番号は先頭が「1」の7桁又は9桁	(CN, B) (CN, C)
中国実用新案第○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「2」の9桁	(CN, Y)
中国実用新案第2○○○○○○○○号明細書 *番号は先頭が「2」の9桁	(CN, U)
中国特許出願公告第○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「8」の8桁	(CN, B)
中国実用新案公告第○○○○○○○○号明細書 *番号は7桁以内又は先頭が「8」の8桁	(CN, U)

(8) 韓国

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
韓国公開特許第10-○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, A)
韓国公開特許第○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, A)
韓国特許第10-○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国登録特許第10-○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国特許第○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国登録特許第○○○○○○○○号公報	(KR, B1)
韓国公開実用新案第20-○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, U)
韓国公開実用新案第○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, U)
韓国実用新案第20-○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国登録実用新案第20-○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国実用新案第○○○○○-○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)
韓国登録実用新案第○○○○○○○○号公報	(KR, Y1)

(9) スイス

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スイス国特許発明第○○○○○○○○号明細書	(CH, A) (CH, A5) (CH, B) (CH, B5)
スイス国特許出願公開第○○○○○○○○号明細書	(CH, A3)

スイス国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(C H, A 4)
-------------------------	------------

(10) 台湾

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
台湾特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号公報	(T W, A)
台湾特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号公報	(T W, B)

(11) オーストラリア

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
豪国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(A U, A) (A U, A 1)
豪国特許出願公告第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(A U, B 2)

(12) カナダ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
カナダ国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(C A, A 1)
カナダ国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(C A, C)

(13) オランダ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
蘭国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(N L, A)
蘭国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(N L, C)

(14) オーストリア

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
オーストリア国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(A T, B)
オーストリア国実用新案第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(A T, U 1)

(15) デンマーク

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
デンマーク国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(D K, B 1)

(16) スウェーデン

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スウェーデン国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(S E, A)
スウェーデン国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(S E, C 2)

(17) フィンランド

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
フィンランド国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(F I, B)

(18) チェコ

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
チェコ国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(C Z, B 6)

(19) ロシア（旧ソ連）

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ソ連国特許発明第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(S U, A)
ロシア国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(R U, A)

(20) ベルギー

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ベルギー国特許発明第〇〇〇〇〇〇号明細書	(B E, A)

(21) スペイン

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
スペイン国発明特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書 * 番号は 6 桁又は先頭が「8」の 7 桁	(E S, A 1)
スペイン国発明特許第〇〇〇〇〇〇〇号明細書	(E S, A 6)
スペイン国特許出願公開第〇〇〇〇〇〇〇号明細書 * 番号は 7 桁、サーチレポート有	(E S, A 1)

(22) ポーランド

特許出願の拒絶の理由中に引用する際の表記	文献種別
ポーランド国特許発明第〇〇〇〇〇〇号明細書	(P L, B 1)

3. 発明協会公開技報（記載例）

- (1) 発明協会公開技報公技番号〇〇－〇〇〇〇〇〇号
- (2) 発明協会公開技報公技番号 2 0 〇〇－〇〇〇〇〇〇号

4. 逐次刊行物、不定期刊行物及びカタログ

- (1) 著者名、論文名（記事のタイトル）、刊行物名、発行国、発行所、発行年月日、巻数、号数、ページの順に記載する。
- (2) 著者名及び論文名は、必要がない場合には記載を省略することができる。
- (3) 論文名（論文名を記載しない場合には刊行物名）は、「」又は“ ”を付して記載する。
- (4) 刊行物名は、原則として略号を使用しないで記載する。
- (5) 誤認のおそれのない刊行物の場合には、発行所の記載を省略することができる。
- (6) 発行年月日は、刊行物記載の日本年号又は西暦年号を記載する。必要がある場合は、月及び日も記載する。なお、発行年月日が不明の場合には受入れ日をもってこれに代えることができるが、その旨を明りょうに記載しなければならない。
- (7) 発行年月日で巻号を代用できる場合には巻号数の記載を省略することができる。
- (8) ページは、数字の前に「p.」を付して記載する。原則として通巻ページを記載し、通巻ページが示されていない場合にはその号のページを記載する。引用するページが複数にわたる場合そのページが連続するときには、その最初と最後のページ数をハイフンで結び、不連続の場合には、コンマで区切って表示する。
- (9) 発行国は、（ ）を付して記載する。なお我が国で発行された刊行物の場合には、発行国の記載

を省略する。

(10) 外国語の刊行物については、原語で記載する。

(記載例)

- (1) 井上, “光学材料の最新動向ー赤外透過材料ー”, 分光研究, 社団法人日本分光学会, 平成 8 年 8 月, 第 45 巻, 第 4 号, p. 197-202
- (2) 立道潤一, 外 7 名, “イオンドーピング装置”, 日新電機技報, 日新電機株式会社, 平成 6 年 12 月 7 日, 第 39 巻, 第 3 号, p. 52-58
- (注) 本誌には通巻ページがないので第 3 号の記載は不可欠である。
- (3) エレクトロニクス, オーム社, 1968, 第 40 巻, 第 3 号 p. 500-501, 530
- (4) The Journal of Chemical Physics, (米), 1961, Vol. 34, No. 12, p. 313-315
- (5) Nucleonics, (米), Mc Graw-Hill Book Company, 1964 年 4 月, Vol. 22, No. 4, p. 76-78, 101
- (6) 「リニアック」, 日本原子力研究所, 特許庁資料館, 昭和 38 年 2 月 3 日受入, p. 2

5. 単行本

- (1) 著者 (又は編者)、書名、版数、巻数、発行国、発行所、発行年月日、ページの順に記載する。
- (2) 翻訳書の場合は、原著者 (又は原編者)、翻訳者、書名の順に記載する。
- (3) 講座、全集のようなシリーズ物の場合は、書名の前にその講座あるいは全集名と、そのシリーズにおける巻数を記載する。
- (4) 書名は省略しないで、「 」又は“ ”を付して記載する。
- (5) 版数は、単行本に表示がない場合は記載しない。
- (6) 発行年月日、ページ、発行国及び原語を使用するときの記載要領は、逐次刊行物の場合に準ずる。

(記載例)

- (1) 村岡洋一著, 「コンピュータサイエンス大学講座 (第 11 巻) コンピュータ・アーキテクチャ」, 第 2 版, 株式会社近代科学社, 1985 年 11 月, p. 123-127
- (2) J. W. Mellor, “A Comprehensive Treatise on Inorganic and Theoretical Chemistry”, Vol. III, (米), Longmans Green and Co., 1931, p. 341

6. ダーウエント抄録誌 (1980 年 6 月 11 日以降発行のもの)

抄録誌名、抄録誌の巻数、号数、抄録誌発行年月日、抄録誌発行国と発行所、抄録誌発行分類 (ダーウエント分類)、抄録の国名コードと文献番号、引用刊行物名の順に記載する。

抄録誌名は以下の通りである。

- (1) ダーウエント分類 A~M (化学分野): Basic Abstracts Journal
- (2) ダーウエント分類 P~X (非化学分野): World Patents Abstracts Journal

7. 電子的技術情報⁵

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合には、[「特許・実用新案 審査基準」第Ⅱ部第5章](#)に準じることとし、その引用形式はWIPO 標準 ST.14(注)に準拠して、該電子的技術情報について判明している書誌的事項を次の順に記載する。

- (1) 著者の氏名
- (2) 表題
- (3) 関連箇所

頁、欄、行、項番、図面番号、データベース内のインデックス又は最初と最後の語句で表示する。

- (4) 媒体のタイプ [online]
- (5) 掲載年月日（発行年月日）、掲載者（発行者）、掲載場所（発行場所）
- (6) 検索日

電子的技術情報が電子媒体から検索された日を括弧内に記載する。

- (7) 情報の情報源及びアドレス

電子的技術情報の情報源及びそのアドレス、又は識別番号（Accession no. ）を記載する。

- (8) 電子的技術情報に、著者名、表題、掲載者（発行者）、掲載場所（発行所）等が外国語で開示されている場合には、その原語名を記載する。

（記載例）

新崎 準，外3名，“新技術の動向”，[online]，平成10年4月1日，特許学会，[平成11年7月30日検索]，インターネット<URL：http：// tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html>

（注）WIPO 標準 ST.14（WIPO Standard ST. 14 ）

http://www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html

⁵ インターネットを利用した方法で公開されたものについては、拒絶理由等に引用する場合「刊行物」という用語を用いない（「引用例」、「引用文献」などの用語を用いる。）。

6 3 . 0 5

拒絶理由通知書中に誤記がある場合の取扱い

送付した拒絶理由通知書中に誤記が発見された場合には、以下のように取り扱う。

1. 拒絶理由通知の指定期間経過前に誤記が発見された場合

審査官は、出願人又は代理人（以下、「出願人等」とする。）に対し、正しく読み替えて応答してもらう、又は拒絶理由が適切でない旨を意見書で指摘してもらうなどの要請を行い、了解を得て審査を継続する。出願人等の了解が得られなかった場合に限り、職権更正通知又は職権取消通知を行う（[6 1 . 0 5](#)の2. 又は[4. \(3\)](#)参照）。

2. 拒絶理由通知の指定期間経過後に誤記が発見された場合

意見書提出の有無に関係なく改めて拒絶理由を通知する。

ただし、以下の場合には、改めて正しい拒絶理由を通知するには及ばない。

- (1) 出願人等が、その誤記について誤記と判断し、正しく読み替えて意見書を提出した場合
- (2) 出願人等から、その誤記について何らの意思表示がなく（意見書が提出された場合も含む。）、しかも、それが審査官の意図する理由にほとんど影響しない単なる誤字、脱字、などのような軽微な誤記の場合

なお、上記(1)及び(2)の場合において拒絶査定をする際には、拒絶査定之余白に、誤記の点の釈明を備考として付記するのがよい。

（説明）

拒絶理由通知書中に誤記がある場合には、出願人等に対して正しい拒絶理由を通知したことにならないから、このような場合は、改めて正しい拒絶理由を通知しなければならない。しかし、上記(1)及び(2)のように、既に正しい拒絶理由が出願人等に通じたと認められる場合にも改めて通知することは、実質的には重ねて同じ拒絶理由を通知することになるから、本文のように取り扱うこととする。

63. 06

拒絶の理由を発見しない請求項の明示について

拒絶の理由を発見しない請求項を含む出願について拒絶理由を通知する場合には、以下の要領にて、拒絶の理由を発見しない請求項を明示する。

1. 基本的な考え方

拒絶の理由を発見しない請求項の明示は、当該請求項についての審査官の意図を出願人により明確に伝え、出願人の拒絶理由通知への対応（とりわけ当該請求項以外の請求項を削除することによる対応）を容易にする趣旨で行う。

この趣旨に沿うよう、特許請求の範囲にその請求項のみが記載されていればその時点では拒絶の理由を発見しない場合、その請求項を「拒絶の理由を発見しない請求項」とする。すなわち、その請求項以外の請求項を削除する補正のみを行えばその時点での拒絶理由を解消できる場合に、その請求項を「拒絶の理由を発見しない請求項」として明示する。

2. 付記の記載の仕方

特実審査周辺システムの汎用文例には、次の文例が用意（条文の汎用文例中にあらかじめ記載）されている。下記の文例の「請求項（ ）」の（ ）内に、拒絶の理由を発見しない請求項の番号を追記する。

拒絶の理由を発見しない請求項に関する付記を行わない場合は、この文例を削除する。

（文例）

＜拒絶の理由を発見しない請求項＞

請求項（ ）に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

3. 具体例

〔事例1〕（一部の請求項に進歩性が欠如している場合）

請求項は2項。請求項1に進歩性欠如の拒絶理由を発見。他の拒絶理由は発見せず。

〔付記の対応〕

特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

〔事例2〕（実施可能要件違反である場合）

請求項は2項。実施可能要件違反あり。他の拒絶理由は発見せず。

〔付記の対応〕

すべての請求項（本事例の場合、請求項1，2）に係る発明について実施可能要件違反である場合、

どの請求項が単独で記載されていても、実施可能要件違反の拒絶理由が存在するため、拒絶の理由を発見しない請求項を明示しない。

一方、例えば、請求項1に係る発明については実施可能要件を満たさないが、請求項2に係る発明については実施可能要件を満たす場合には、特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

〔事例3〕（新規事項が追加されている場合）

請求項は2項。明細書に新規事項の追加あり。

〔付記の対応〕

特許請求の範囲にどの請求項が単独で記載されていても、明細書の新規事項追加の拒絶理由が存在するため、拒絶の理由を発見しない請求項を明示しない。

なお、例えば請求項1のみに新規事項が追加され、請求項2及び明細書には新規事項の追加がない場合には、特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

〔事例4〕（単一性欠如、一部の請求項に進歩性欠如）

請求項は3項。請求項1、2と請求項3とは単一性欠如。請求項1について進歩性欠如の拒絶理由を発見。

〔付記の対応〕

特許請求の範囲に請求項2のみが記載されていれば拒絶の理由を発見しない場合なので、拒絶の理由を発見しない請求項として請求項2を明示する。

なお、請求項3については単一性欠如のため新規性等の審査を行っていない旨の記載を、単一性欠如の拒絶理由の記載の中で行う。

4. 留意事項

(1) 最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知の両者において付記を行う

出願人又は代理人に対し審査官の意図を明確に伝えて、拒絶理由通知への対応を容易ならしめるという本施策の趣旨に鑑み、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知の両者において、上記の要領に従って拒絶の理由を発見しない請求項の明示を行う。

(2) 拒絶の理由を発見しない請求項の明示の付記の位置づけ

拒絶の理由を発見しない請求項の明示の付記は、審査部として拒絶理由通知に統一的に記載するものであるが、拒絶理由ではなく法的効力を伴う記載事項ではない。

付記に明示された請求項と拒絶理由の記載とが整合していなかったものについて審査を行う場合は、拒絶理由通知書の記載や意見書における出願人の主張等を考慮して、個別案件ごとに適切な対応を行う。

意見書における出願人の主張等を総合的に判断すれば、出願人が拒絶理由通知の記載が正しいことを認識していることが明らかである場合には、拒絶理由通知の本文の記載に従って審査を進める。一方、出願人が拒絶理由通知の本文の記載が正しいことを認識していたかどうか不明な場合は、再度同旨の拒絶理由通知を行うなど、出願人に対して拒絶理由、拒絶査定の不意打ちとならないよう適切な対応を行

う。

(3) 請求項ごとに判断できない拒絶理由を含む場合

例えば、明細書全体の記載不備、新規事項の追加等であって、請求項ごとに判断できない拒絶理由(注)がある場合においては、拒絶の理由を発見しない請求項は明示しない。

(注) [「特許・実用新案 審査基準」第IX部第2節4.2 \(2\)](#) 参照

(4) 引用形式の請求項についての留意点

引用形式の請求項についても、「1. 基本的な考え方」にしたがって、拒絶の理由を発見しない請求項か否かの判断を行う。

例えば、独立形式の請求項に係る発明に明確性違反や新規事項の追加などの拒絶理由がある場合、引用形式の請求項にも同様の拒絶理由がある場合が多いので注意する。

5. 拒絶理由通知書における付記の記載例

別紙参照

拒絶理由通知書

特許出願の番号 特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
 起案日 平成〇〇年 〇月 〇日
 特許庁審査官 〇〇 〇〇 〇〇〇〇 〇〇
 特許出願人代理人 〇〇 〇〇
 適用条文 第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

(進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧を参照)

- ・請求項 1, 4
- ・引用文献等 1, 2
- ・備考

.....

文例を利用して拒絶の理由を発見しない
請求項を明示する。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項(2, 3, 5-7)に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
2. 特開平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報

<先行技術文献調査結果の記録>

- ・調査した分野 I P C B43K 8/00 ～ 8/24
DB名
- ・先行技術文献 特開平〇〇－〇〇〇〇〇〇号公報
(本願の発明の詳細な説明中、明細書、段落〇〇〇〇、第〇行に記載されている「B」の点については、本文献第〇頁、第〇欄、第〇行に記載されている。)

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官(補)名】
 TEL. 03-3581-1101 内線
 FAX. 03- -

63. 07

第50条の2の通知を起案する際の留意事項

(出願日(遡及日)が平成19年4月1日以降の出願に適用)

1. [第50条の2](#)の通知の起案において記載すべき事項

- (1) 他の特許出願についての拒絶理由通知に係る拒絶の理由を特定する情報(他の特許出願の出願番号、拒絶理由通知の起案日、拒絶の理由を特定する情報(拒絶の理由の番号、拒絶の理由の対象となった請求項等))を記載するとともに、他の特許出願についての拒絶理由通知に係る拒絶の理由の具体的な内容が、本願についての拒絶理由通知に係る拒絶の理由の具体的な内容と実質的に同一であると判断した理由を備考に記載する。
- (2) ただし、他の特許出願の拒絶の理由と本願の拒絶の理由とが、一見して同一であると判断できる場合には、上記(1)の、他の特許出願の拒絶の理由が本願の拒絶の理由と実質的に同一であると判断した理由の記載を省略することができる。

2. 起案例

「この拒絶理由通知に係る拒絶の理由は、下記の点で、本願と同時に出願されたこととなっている特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号の平成〇年〇月〇日付けでされた拒絶理由通知に係る拒絶の理由と同一である。したがって、この拒絶理由通知に対して行う特許請求の範囲の補正は、同法第17条の2第5項及び第6項に規定されている要件を満たさなければならない。

記

本願の拒絶の理由

- ・拒絶の理由△(注)
- ・請求項○

特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号の拒絶の理由

- ・拒絶の理由□(注)
- ・請求項◇

備考

・・・・・・。』

(注)拒絶の理由を示す番号だけでは拒絶の理由を特定することにならない場合には、根拠条文や引用文献等、特定するために必要な情報を併せて記載する。

[参考]

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇
起案日	平成 〇〇年 〇月 〇日
特許庁審査官	〇〇 〇〇 〇〇〇〇 〇〇
特許出願人代理人	〇〇 〇〇
適用条文	第29条第2項、第〇〇条

<<<< 特許法第50条の2の通知を伴う拒絶理由通知 >>>>

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理由

1. (進歩性) この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

2. . . .

記 (引用文献等については引用文献等一覧を参照)

●理由1について

- ・請求項 1
- ・引用文献等 1、2
- ・備考

.

●理由2について

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項 () に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

<引用文献等一覧>

1. 特開昭〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報
2. 特開平〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号公報

<特許法第50条の2の通知>

この拒絶理由通知に係る拒絶の理由は、下記の点で、本願と同時に出願されたこととなっている特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号の平成〇年〇月〇日付けでされた拒絶理由通知に係る拒絶の理由と同一である。したがって、この拒絶理由通知に対して行う特許請求の範囲の補正は、同法第17条の2第5項及び第6項に規定されている要件を満たさなければ

ならない。

記

本願の拒絶の理由

- ・拒絶の理由 1
- ・請求項 1

特願○○○○－○○○○○○号の拒絶の理由

- ・拒絶の理由 2
- ・請求項 2

備考

・ ・ ・ ・ ・。

< 先行技術文献調査結果の記録 >

- ・ 調査した分野 I P C B 43 K 8 / 00 ～ 8 / 24
 D B 名
- ・ 先行技術文献 特開平○○－○○○○○○号公報
 (本願の発明の詳細な説明中，明細書，段落○○○○，第○行に記載
 されている「B」の点については，本文第○頁，第○欄，第○行に
 記載されている。)

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がありましたら次の連絡先までご連絡ください。

審査第【漢数字】部【審査室】 【審査官（補）名】

T E L . 0 3 － 3 5 8 1 － 1 1 0 1 内線

F A X . 0 3 － ー

63. 08

第50条の2の通知を行う場合において、他の特許出願の拒絶理由通知の内容を、出願人が知り得る状態にあったと判断する際の留意事項

(出願日(遡及日)が平成19年4月1日以降の出願に適用)

第50条の2の通知を行う場合において、他の特許出願の拒絶理由通知の内容が、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったか否かは以下のように判断する。

1. 他の特許出願に拒絶理由が通知された時点における他の特許出願の出願人と、本願の出願人との少なくとも一部が一致している場合

(1) 他の特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌々開庁日以降に、本願についての出願審査の請求が行われた場合には、当該他の特許出願の拒絶理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(説明)

特許出願の出願人又は代理人は、当該特許出願の公開如何にかかわらず、特許庁に対して閲覧請求を行うことにより、当該特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌開庁日中に当該拒絶理由通知を閲覧することが可能である。

したがって、本願の出願人と他の特許出願の出願人の少なくとも一部が一致している場合には、他の特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌々開庁日以降であれば、他の特許出願についての拒絶理由通知の内容は、本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(2) 他の特許出願の拒絶理由通知の発送日の翌々開庁日より前に、本願についての出願審査の請求が行われた場合であっても、他の特許出願の拒絶理由通知の到達日時、又は、他の特許出願の拒絶理由通知を本願の出願人が閲覧可能となった日時が、本願についての出願審査の請求時より前であることが明らか場合は、当該他の特許出願の拒絶理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態であったものである。

この場合には、本願の出願審査の請求が行われた日時と、他の特許出願の拒絶理由通知の到達日時、又は、他の特許出願の拒絶理由通知が閲覧可能となった日時を第50条の2の通知の備考に記載する。

2. 他の特許出願に拒絶理由が通知された時点における他の特許出願の出願人と、本願の出願人とが異なる場合

(1) 拒絶理由通知がなされた他の特許出願の出願公開日又は当該拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌々開庁日以降に、本願についての出願審査の請求が行われた場合には、当該他の特許出願の拒絶

理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(説明)

特許出願の出願人又は代理人のいずれにも該当しない者であっても、当該特許出願の出願公開日又は当該特許出願についての拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌開庁日中に当該拒絶理由通知を閲覧することが可能となる。

したがって、本願の出願人と他の特許出願の出願人が異なる場合には、当該特許出願の出願公開日又は当該特許出願についての拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌々開庁日以降であれば、他の特許出願についての拒絶理由通知の内容は、本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

(2) 拒絶理由通知がなされた他の特許出願の出願公開日又は当該拒絶理由通知の発送日のいずれか遅い日の翌々開庁日より前に、本願についての出願審査の請求が行われた場合であっても、他の特許出願の拒絶理由通知を本願の出願人が閲覧可能となった時が、本願の出願審査の請求時より前であることが明らかな場合は、当該他の特許出願の拒絶理由通知の内容は、本願についての出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものである。

この場合には、本願の出願審査の請求が行われた日時と、他の特許出願の拒絶理由通知が閲覧可能となった日時を[第 50 条の 2](#)の通知の備考に記載する。

63. 10

特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許（実用新案）に係る発明（考案）と同一である場合の、拒絶理由通知時に行う特許（実用新案）権者等への通知について

1. 特許（実用新案）権者等へ通知を行う場合

特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許（実用新案）に係る発明（考案）と同一である場合には、出願人に[特許法第 39 条第 2 項](#)又は[第 4 項](#)の規定に基づく拒絶理由を通知する際に、特許（実用新案）権者等にその事実を通知する（「[特許・実用新案 審査基準](#)」第Ⅱ部第 4 章 2.7.1(2)参照）。

2. 通知の様式及び手続

審査官は、特許(実用新案)権者への通知書(別紙1)と 特許出願人¹への通知書(別紙2)に必要事項を記入し、審査官名を自署した後、各通知書のコピーを起案書と共に決裁者に提出し、決裁が終了した後、各通知書を調整課に提出する。調整課は、上記通知書を庁内書類としてイメージ取り込みをした後、封書で郵送する。

上記通知書は、協議指令ではないため（一の出願が特許又は実用新案登録されている場合には、協議をすることはできない。）、出願人からの上記通知書への応答がない場合もある。

（記入時の留意点）

- (1) 日付欄には、拒絶理由通知の起案日を記入する。
- (2) 特許出願人への通知書のあて先欄には、代理人（代理人がいない場合には特許出願人）の住所、氏名を記入する。
- (3) 特許(実用新案)権者への通知書のあて先欄には、
 - ア. 特許（実用新案）権者が在外者でない場合には、特許（実用新案）権者の住所・氏名を記入する。
 - イ. 特許（実用新案）権者が在外者である場合には、
 - (ア)特許（実用新案）管理人が選任されている場合には特許（実用新案）管理人の住所・氏名を記入する。
 - (イ)選任されていない場合には設定登録時の特許（実用新案）管理人の住所・氏名を記入する。

¹ 特許出願人にも通知するのは、拒絶理由を通知したことを、出願人と特許(実用新案)権者の両者にほぼ同時に通知するためである。

—

様

通知書(特許権者用)

平成 年 月 日

特許庁審査官 _____ (_____)
(自署) 作成者コード

特許権者 様

あなたが特許権者である

特許第 号

(特願 — 号)

の特許に関し、下記の点につきお知らせします。

記

下記出願の請求項()に係る発明は、同日に出願され既に登録された、上記特許の請求項()に係る発明と同一であるとして、下記出願に特許法第39条第2項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

特願 — 号

(特開 — 号公報)

出願人

住所

氏名

代理人

住所

氏名

上記特許権に共有者、専用実施権者、通常実施権者がある場合には、本通知の内容を共有者、専用実施権者、通常実施権者にもお知らせください。

特許法第39条第6項の協議について、一方の出願が特許されている場合には、協議をすることはできませんが、特許出願人と特許権者の間で実質的な協議の機会を持つことは、拒絶理由又は無効理由を回避し適切な保護を得るために有用と考えられますので、本通知を行っております。

また、本通知は上記特許出願人にも通知しています。

様

通知書(特許出願人用)

平成 年 月 日

特許庁審査官 ()

(自署) 作成者コード

出願人 様

あなたが出願人である

特願 ー 号
(特開 ー 号公報)

の出願に関し、下記の点につきお知らせします。

記

上記出願の請求項()に係る発明は、同日に出願され既に登録された、下記特許の請求項()に係る発明と同一であるとして、上記出願に特許法第39条第2項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

特許第 号
(特願 ー 号)

特許権者

住所

氏名

特許管理人

住所

氏名

特許権者、専用実施権者の詳細については登録原簿により確認してください。

特許法第 39 条第 6 項の協議について、一方の出願が特許されている場合には、協議をすることはできませんが、特許出願人と特許権者の間で実質的な協議の機会を持つことは、拒絶理由又は無効理由を回避し適切な保護を得るために有用と考えられますので、本通知を行っております。

また、本通知は上記特許権者にも通知しています。

64. 01

特許査定起案時の注意

1. [特許法第 39 条第 2 項、第 4 項](#)の協議

協議の結果の届出がなされ¹、定められた一の出願人の出願について特許査定をするときは、「特許査定／登録査定設定」画面から「協議成立メモ」を開き、以下の(1)(2)を入力する。(注)

(1) 協議により定めた一の特許出願人以外の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 上記(1)の出願人の出願に係る発明又は考案の発明者又は考案者の氏名及び住所又は居所

特許出願人が同一である場合においても、(1)(2)を入力する。

(注) [特許法施行規則第 29 条](#) 協議が成立した旨の特許公報への掲載のため

2. [特許法第 30 条](#)の新規性の喪失の例外

新規性の喪失の例外規定の適用を認めてその特許出願について特許査定をする際には、その特許出願に係る発明について新規性の喪失の理由とみなさなかった事実を「特許査定／登録査定設定」画面の「特 30 条メモ」を開いて入力する。

また、上記入力にあたっては、平成 23 年の法改正によって[特許法第 30 条各項](#)の内容が変更されたことから、特許査定をする出願について、平成 23 年法改正後の同条が適用されるのか、改正前の同条が適用されるのかを確認し²、第 1 項～第 3 項から適切な項を選択する。

平成 23 年法改正後の[特許法第 30 条](#)が適用される場合の記載例

(1) 特許法第 30 条第 2 項適用、〇〇学会雑誌第〇巻第〇号（平成〇〇年〇月〇日）〇〇発行第〇ページに発表

(2) 特許法第 30 条第 2 項適用、平成〇〇年〇月〇日〇〇大学において開催された社団法人〇〇学会第〇回大会で発表

特許掲載公報には、上記の摘記事項が掲載される。

(説明)

このような措置をして、上記の事実は当該出願について新規性の喪失の理由とみなさなかった主旨を明らかにしておかないと、第三者がこれを知らないで上記の事実を引用して特許無効審判の請求をするおそれがあるので、このような特許無効審判の請求を防止するために、本文のとおり扱うこととする。

3. 微生物の寄託

¹ 協議の結果の届出がない場合は、特許請求の範囲の補正や出願の取下げ等によって特許法第 39 条第 2 項又は第 4 項の拒絶理由が解消した場合であっても、「協議成立メモ」を作成する必要はない。

² [61. 01](#) 又は「[平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き](#)」参照

微生物の寄託について付された受託番号がある場合は、その受託機関、受託番号を「特許査定／登録査定設定」画面の「菌寄託」を開いて入力する。

4. 発明の名称あるいは出願人名等が長い場合の対処

発明の名称の欄や出願人・代理人の欄に表示できる文字数には制限がある。起案書を確認したときに、これらの欄の記載が途中で切れていた場合（文字数の制限数を超過している場合）には、「特許査定／登録査定設定」画面の「備考欄入力」を開き、そこに「発明の名称の続き：○△…」等と記載して、切れている部分を記載するか、または「発明の名称：X X ○△…」等と記載して、発明の名称等を全部記載する（その際、内部データとしては切れている部分を保持しているので、「変更」ボタンを押下して、「発明／考案の名称」欄の編集は行わない。）。

5. 出願日の遡及を認めない場合の対処

特殊出願(注)について、出願日の遡及を認めない場合には、「特許査定／登録査定設定」画面から「出願種別」を選択し、「出願種別」画面において出願日（遡及日）の設定を行う。

出願日の遡及を一部しか認めない場合（例えば、孫出願に対して子の出願日までの遡及は認めるが、親の出願日までの遡及は認めない場合等）には、「出願日の遡及を一部認める。」を選択して遡及出願日を入力、出願日の遡及を全部認めない場合（特殊出願の現実の出願日とする場合）には、「出願日の遡及を全て認めない。」を選択することより出願日（遡及日）を設定する。

出願日の遡及は認められないものの、拒絶理由通知をすることなく、直ちに特許査定をできるものにあつては、あらかじめその旨及び理由を審査官名で通知（指定期間無し）しておき、内国人では1月、在外者では3月の経過後特許査定を行う。

（注）特殊出願は、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願をいう。

6. 請求項の数

「特許査定／登録査定設定」画面で表示される請求項の数が、実際の請求項の数と異なっているときは修正する（特に、前置審査案件）。

6 4 . 0 2

特許査定の謄本の送達及び特許査定の確定

特許査定があったときは、特許庁長官は、その謄本を特許出願人に送達する ([特 52 条 2 項](#))。
特許査定は、その査定の謄本の送達があったときに確定する。

64. 03

特許メモ

1. 特許メモの位置づけ

特許メモは、本願発明と先行技術との対比判断結果を記録したものであり、[特許法第186条](#)に規定される特許に関する書類とされていることから、閲覧の対象である。また平成15年7月以降に作成された特許メモは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で閲覧可能である。

2. 特許メモを作成する案件

特許メモは、審査官が判断の客観性・透明性の担保や第三者による特許査定後の情報提供等に資するために必要と判断した場合に作成する。作成する場合は、先行技術との対比で発明のポイントを簡潔に記載する。

3. 特許メモの記載内容

特許査定をした案件が新規性・進歩性等を有することが判断できるよう、本願発明と先行技術との対比判断結果について、下記の要領に従い、簡潔かつ明りょうに記載する。

① 先行技術にはない本願発明の発明特定事項を明示すれば新規性・進歩性を有することが明らかである場合には、例えば「参考文献には・・・が記載も示唆もされていない。」のように記載する。

② 先行技術と相違する発明特定事項が、一見単なる設計変更等の場合であって、先行技術にない発明特定事項の明示のみでは進歩性を有することが簡単には認識することができない場合には、有利な効果など進歩性を有する根拠を記載する。例えば、以下のように記載する。

i) 参考文献には・・・が記載されておらず、一方、本願発明はそれにより・・・という顕著な効果を発揮。

ii) 【参考文献にない発明特定事項】・・・【有利な効果】・・・。

iii) 参考文献には・・・が記載されておらず、しかもその点は・・・から当業者といえども容易に想到しえない。

③ 先行技術との対比判断結果を記載する請求項において、その理由が共通する請求項についてはまとめて記載する。

[記載例]

（例1）参考文献には「駆動パルスモータの性能を考慮して、変倍時の副走査方向の制御を、拡大時にはモータ速度を変えることにより行い、縮小時にはモータ速度を一定してライン間引きにより行う点」が記載も示唆もされていない。

(例2) 参考文献には、半導体発光素子の製造方法において「I n G a Nからなる第1半導体層上に、この第1半導体層よりも低い温度で成長させたA l N又はI n G a Nからなる第2半導体層を形成し、さらにこの第2半導体層よりも高い温度でI n G a Nからなる第3半導体層を形成する」というバッファ層を挿入することが記載されておらず、一方、本願発明はそれにより「I n G a N層の格子歪みを緩和しながら積層できる」という顕著な効果を発揮できる。

(例3) 【参考文献にない発明特定事項】

アスベスト含有廃棄物の熔融処理法において、化合物Xを添加して熔融する点。

【有利な効果】

熔融温度が低下し、かつ凝固時にガラス化しやすい。

4. 特許メモに対する出願人の意見の提出について

出願人は特許メモに対して上申書により意見を提出することができ、上申書は閲覧の対象である。

なお、上申書は特許査定後に提出されるので、審査官はその内容を考慮の対象としない。

(説明)

特許メモにおいて示した審査官の見解が第三者に対して閲覧可能であることから、これに対する出願人の意見も第三者に対して閲覧可能とすることが適切である。

65. 01

拒絶査定起案時の注意

1. 発明の名称あるいは出願人名等が長い場合の対処

発明の名称の欄や出願人・代理人の欄に表示できる文字数には制限がある。起案書を確認したときに、これらの欄の記載が途中で切れていた場合（文字数の制限数を超えている場合）には、起案書本文の備考欄の最後等に「発明の名称の続き：○△…」等と記載して、切れている部分を記載するか、または「発明の名称：X X ○ △ …」等と記載して、発明の名称等を全部記載する。

2. [特許法第 39 条](#)に基づく拒絶査定起案時の注意

2.1 先後願

(1) [「特許・実用新案 審査基準」第Ⅱ部第4章 4.1.1 出願人が異なる場合](#)

先願の確定を待つこととし、拒絶査定起案時には備考欄にその旨記載する。

（文例）

特願○○○○○－○○○○○○○の出願は特許第○○○○○○○○○号として登録された。

(2) [「特許・実用新案 審査基準」第Ⅱ部第4章 4.1.2 出願人が同一である場合](#)

先願が未確定であっても拒絶査定をする。

2.2 同日出願

(1) 出願人の協議が成立せず、又は協議することができないことを拒絶の理由とする場合は、意見書等の提出がなくても直ちに拒絶査定をせず、他の出願についてすべて取下げ、放棄等がされたかどうかを確かめ、すべて取下げ、放棄等がされている場合を除いて拒絶査定をする。

(2) 出願人の協議が成立しなかった場合は、その旨を拒絶査定の備考欄に記載する。

（文例）

この特許出願人は、平成○年○月○日付の指令の趣旨に沿う届出をしないから、特（実）願○○○○○－○○○○○○○の出願人との間に協議が成立しなかったものとみなす。

3. 出願日の遡及を認めない場合の対処

平成 19 年 4 月 1 日以降にされた特殊出願(注 1)であって、出願日の遡及を認めると遡及出願日が平成 19 年 4 月 1 日より前となる特殊出願について、出願日の遡及を認めない場合(注 2)には、「拒絶査定設定」画面の「出願日遡及設定」を選択し、「出願日遡及設定」画面において出願日（遡及日）の設定を行う。

出願日の遡及を一部しか認めない場合（例えば、孫出願に対して子の出願日までの遡及は認めるが、親の出願日までの遡及は認めない場合等）には、「出願日の遡及を一部認める。」を選択して遡及出願日

を入力し、出願日の遡及を全部認めない場合（特殊出願の現実の出願日とする場合）には、「出願日の遡及を全て認めない。」を選択することより出願日（遡及日）を設定する。

（注 1）特殊出願は、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願をいう。

（注 2）出願日の遡及を認めない場合とは、拒絶理由通知にて、[6 3 . 0 3](#)に基づき、出願日の遡及を一部又は全部認めない旨の指摘を行い、遡及を一部又は全部認めない状態のまま拒絶査定を行う場合である。これ以外の場合には、出願日は遡及しているものとして取り扱う。

65. 02

拒絶査定の確定

拒絶査定の確定とは、拒絶査定が、特許法に規定する不服の申立て方法によりこれを取り消すことができない状態になったことをいう。拒絶査定が確定するのは、

- (1) 拒絶査定不服審判の請求がなく、その査定の謄本の送達があった日から原則 3 月（注）（出願人が在外者である場合には特許庁長官の職権で 1 月延長される。）を経過した場合、及び

（注）詳細については[審判便覧 6 1－0 3](#) 参照

- (2) 上記審判の請求があった場合において、審判の請求は成り立たない旨若しくは審判の請求を却下する旨の審決が確定したとき、又は請求書の却下の決定が確定したとき

である。

67. 01

第194条第1項の規定により審査官が書類その他の物件の提出を求める場合

[特許法第194条第1項](#)の規定によれば、審査官は当事者に対し審査のために必要な書類その他の物件（以下、「書類等」という。）の提出を求めることができる。この規定に従い、例えば下記の場合には、審査官は、出願人等に対して参考資料等の書類のほか、ひな形・見本等の提出を求めることができるものとする（[「特許・実用新案 審査基準」第IX部第2節5.](#)及び[「特許・実用新案 審査基準」第V部第1章第1節5.](#)参照）。

1. 提出を求めることができる書類等の例

- (1) 請求項に係る発明の認定に際し、発明の技術内容が難解であること、明細書の分量が膨大であること、又は請求項の数が膨大であることなどにより、その発明を理解することが困難な場合には、審査官は、出願人等に対し、発明の内容を明らかにするための参考資料として、例えば、請求項に記載された発明特定事項がそれぞれ実施例のどの部分と対応するかを説明した書類、発明の要旨を簡明に説明した書類、請求項どうしの関係を示した図表などの提出を求めることができる。

（説明）

明細書、特許請求の範囲及び図面の記載によって発明の内容を理解することができない又は困難である場合には、拒絶の理由を通知するのが原則である。しかし、特許出願に係る発明が、特殊な専門技術に関するものであって発明の理解が困難であり、又は明細書の分量や請求項の数が膨大であって発明の理解に長時間を要すると判断されるが、一方において明細書、特許請求の範囲及び図面の記載には一応不備な点がなく、直ちに拒絶の理由を通知するなどの処理をするのは適当でないと認められるものについては、発明の理解を容易にするため例外的に拒絶の理由の通知以外の上記のような措置をすることが審査処理上必要と認められるので、本文のように取り扱うこととする。

- (2) 拒絶理由の通知後、意見書における主張に理解が困難な点があり、しかもその点が審査に重大な影響を及ぼすと認められる場合においては、審査官は、出願人等に対し、意見書における主張を更に明らかに説明した書類の提出を求めることができる。

- (3) ひな形・見本・実験報告書等（以下、「見本等」という。）によらなければ、明細書中に記載されている作用、効果などが確認できない場合であって、見本等の提出によって、出願当初から、明細書又は図面の記載が明確かつ十分な記載であったことが確認できるような場合には、審査官は、出願人等に対し、見本等の提出を求めることができる。

実験報告書等としては、学術雑誌の発表論文、鑑定書などが含まれ、これらの書類は、多くの場合第三者の作成したものが望ましい。

- (4) 分割出願が分割の実体的要件を満たしているかどうかを簡単に判別できない場合や、分割出願に係る発明が原出願に係る発明や他の分割出願に係る発明と同一でないかどうかの判断に相当の時間を要する場合には、審査官は、出願人等に対し、原出願の明細書等のどの記載を変更したのか、分割出願に係る発明は原出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されたどの事項に基づいているのか、分割出願に係る発明が原出願に係る発明や他の分割出願に係る発明と同一でないこと等について説明した書類の提出を求めることができる。
- (5) 明細書等の補正が当初明細書等に記載された事項の範囲内であることが容易に理解することができない場合には、審査官は、出願人等に対し、補正の根拠を説明した書類の提出を求めることができる。また、最後の拒絶理由通知に対応して、又は拒絶査定不服審判の請求時になされた特許請求の範囲についての補正が、[特許法第 17 条の 2 第 5 項各号](#)のいずれを目的としてなされたものであるかが不明である場合も、補正が前記目的のいずれかに合致するものであることを説明した書類の提出を求めることができる。
- (6) 誤訳訂正書を提出して明細書等の補正がなされているが、誤訳訂正書に誤訳訂正の理由が十分に記載されていない場合には、審査官は、出願人等に対し、当該誤訳訂正の理由を説明した書類の提出を求めることができる。

2. 書類等の提出を求める通知

- (1) 通知書は、上記 1. (4) 以外の場合には、審査官通知（期間有）の「194 条の通知（その他）」を用い、上記 1. (4) の場合には、審査官通知（期間有）の「194 条の通知（分割出願に関する説明書）」を用いる。
- (2) 上記 1. に規定する書類等の提出を求める場合の指定期間は、意見書提出のための指定期間と同一とする。見本等であって、作成に長期間を要すると判断される場合は、その事情に応じて、上記期間と異なる期間を指定することができる。また、指定期間の延長については、手続をする者が在外者である場合、期間延長請求書 1 通で 3 か月の期間延長が認められ、手続をする者が在外者でない場合、期間延長は認められない。
- (3) 通知書中には下記文例のように、出願人等がどのような書類等を提出すべきかを具体的に記載する。
(文例)

この出願の請求項 1 に記載された発明を特定するための事項のそれぞれが、実施例のどの部分と対応するかを説明した書類

- (4) 上記 1. (4) で提出を求める書類については、出願人に対し出願を分割する際に提出を求めている上申書の記載例（※）に沿って作成するよう求める。
- （※）特許庁ホームページ「出願を分割する際の説明書類に関する出願人への要請について（平成 21 年 6 月 29 日）」http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shinsa/bunkatu_yousei.htm

3. 見本等の借用

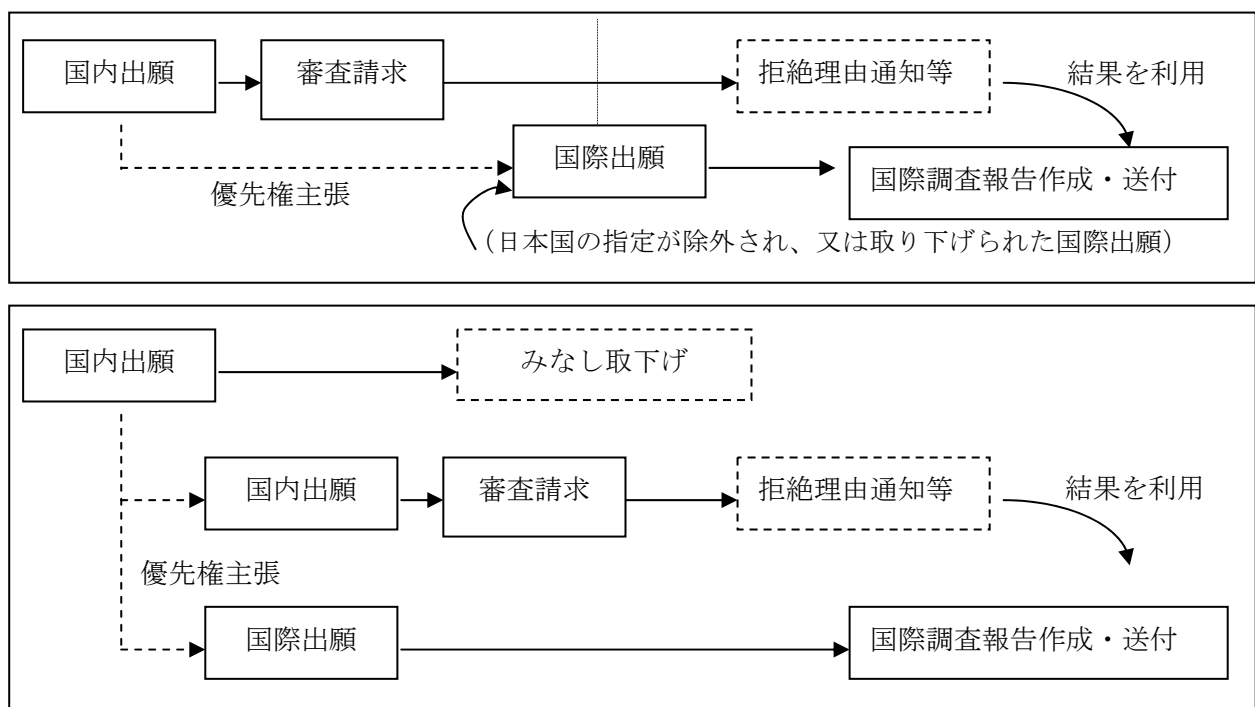
提出されたひな形又は見本を借用する場合は、特実審査周辺システム「審査官業務選択」画面で、「起動業務選択」から「物件借用」を選択する。

68. 01

国際出願において先の国内出願の調査結果の利用の請求がある場合 における当該国内出願の着手について

1. 国際出願において先の国内出願の調査結果の利用の請求がある場合における当該国内出願の着手について

国際出願日が2004年1月1日以降の国際出願において先の調査結果の利用の請求があった場合の、未着手である先の国内出願の着手に関する取扱いについては、下記のとおりとする。



(1) 国内出願の担当官と国際出願の担当官が同一の場合

①先の調査結果の利用請求があるとき、すなわち、国際出願の願書（様式PCT/RO/101）の第Ⅶ欄（[別紙 1](#)参照）に国内出願の記載がある場合であって、当該先の国内出願について先行技術調査は行われていないが審査請求がなされている場合には、原則として、先の国内出願について国際調査報告の作成前に先行技術調査を行う。

②ただし、

a) 優先権の基礎となる国内出願が、みなし取下げとなる見込み（※1）の場合には、先の国内出願の先行技術調査を国際調査報告の作成前には行わない。

※1：願書の第Ⅴ欄において日本国の指定が除外されておらず、かつ日本国の指定を取り下げる旨の「指定国の指定取下書」が提出されておらず、かつ国内優先権の主張を取り下げる旨の「上申書」が提出されていないとき、優先権の基礎となる国内出願は「み

なし取下げとなる見込み」であると判断する。

b) 先の国内出願についての先行技術調査を行うまでもなく、先の国内出願の先行技術調査結果の相当部分を国際出願の国際調査報告の作成に当たって利用することができないことが明らかな場合(※2)には、先の国内出願の先行技術調査を国際調査報告の作成前には行わない。

※2：利用することができないことが明らかな場合としては、例えば（ア）当該先の国内出願の発明または考案と当該国際出願の発明が同一の国際出願中にあると仮定した場合に、当該先の国内出願の先行技術調査の対象となる発明または考案と、当該国際出願の先行技術調査の対象となる発明とが先行技術と比較するまでもなく単一性を満たさない場合、（イ）国際出願の優先日が、先の国内出願の公開日（先の国内出願にパテントファミリーが存在する場合にはそれら全ての出願の公開日のうち最先の日）より後であること等が挙げられる。

c) 第Ⅶ欄に著しく多数の出願が記載されており、その全ての出願についての調査を終了することが困難な場合には、一部の出願についてのみ国際調査報告の作成前に先行技術調査を行う。

なお、先の国内出願の審査請求がされているが、以下の事情により先の国内出願が着手できない場合には、以下の手順で対処する。

・先の国内出願の分類が未付与の場合

調整課機械事務調整班に先の国内出願の出願番号、予約する担当官氏名、担当官コード、指定分類（F I）を連絡して分類を付与してもらうことで予約可能とした後、予約及び着手する。

・先の国内出願の願書、審査請求書や補正書等の方式審査が未完の場合

庁内処理の完了目安日を調整課機械事務調整班に確認し、スケジュール票に記載された期日を遵守できる範囲で庁内処理が完了する見込みがある場合に限り、庁内処理の完了を待って先の出願を着手する。庁内処理の完了を待つと当該期日を遵守できない恐れがある場合には、先の調査等の結果の相当部分を利用することができないものとして様式番外2を起案し、国際出願の国際調査を進める。

(2) 国内出願の少なくとも一部の出願の担当官が国際出願の担当官と異なる場合

- ①国内出願について、上記(1)の②にしたがって、国際調査報告の作成前に先行技術調査を行わなくて良い場合に該当するか否かを判断する。国際調査報告の作成前に先行技術調査を行う場合は、以下の②又は③のとおりとする。国際調査報告の作成前に先行技術調査を行わなくて良い場合には、当該国内出願の先行技術調査を国際調査報告の作成前には行わない。
- ②国内出願について分担変更をすることができる場合には、国内出願について分担変更をし、先の国内出願について、国際調査報告の作成前に先行技術調査を行う。
- ③分担変更をすることが不適切と認められる場合には、国際出願の担当官は、国内出願の担当官に対して、国内出願の先行技術調査を直ちに実施し当該出願の先行技術調査の結果を提供

することを依頼する。先行技術調査を依頼された国内出願の担当官は直ちに先行技術調査を実施し、国際出願の担当官に先行技術調査結果を提供する。

2. 先の国内出願に関する確認手順

国際調査を開始する際には、先の国内出願に関して下記の手順Aにより確認を行う。(別紙2フローチャート参照)

A. 先の国内出願に関する確認手順

(1) 願書の第Ⅶ欄に国際出願の出願人と同一の出願人が出願した先の国内出願が表示されているかを確認する(出願人同一の判断は、日本の国内出願と同様に行う。具体的には、[特許・実用新案審査基準第Ⅱ部第3章2.6](#)に基づいて判断する。)。表示されている場合には(2)の確認を行う。表示されていない場合には、先の国内出願の調査結果を利用することなく、国際調査を行う。

(2) 先の国内出願の審査着手状況(拒絶理由通知又は特許査定がなされているか否か)について確認する。未着手の場合には(3)の確認を行う。着手済みの場合には、当該着手済みの先の国内出願の調査結果を利用して国際調査を行う。

(3) 先の国内出願の審査請求状況を確認する。審査請求済みである場合には(4)の確認を行う。審査未請求の場合には、先の国内出願の調査結果を利用することなく、国際調査を行う。

(4) 先の国内出願が当該国際出願の優先権主張の基礎となっているかを確認する。基礎となっている場合には(5)の確認を行う。基礎となっていない場合には、先の国内出願を原則先に着手し、その調査結果を利用して国際調査を行う。

(5) i) 当該国際出願の願書の第Ⅴ欄における日本国の指定の除外、又は、ii) 当該国際出願の日本国の指定の取下げ、若しくは、iii) 国内優先権の主張の取下げがなされているかを確認する。いずれかがなされている場合には、先の国内出願を原則先に着手し、その調査結果を利用して国際調査を行う。いずれもなされていない場合には、先の国内出願の調査結果を利用することなく、国際調査を行う。

＜日本国の指定の除外、取下げ及び国内優先権の主張の取下げについての確認手順＞

- ① 国際出願の願書において、i) 日本国の指定が除外されているか、又は、国際出願の仮包袋中に、ii) 日本国の指定を取り下げる旨の「指定国の指定取下書」、若しくは、iii) 国内優先権の主張を取り下げる旨の「上申書」が存在するか否かを確認する。
- ② 上記①で日本国の指定の除外がなされておらず、かつ国際出願の仮包袋中に「指定国の指定取下書」または「上申書」が存在しない場合は、PCT-RO照会により、ii) 日本国の指定を取り下げる旨の「指定国の指定取下書」または、iii) 国内優先権の主張を取り下げる旨の「上申書」が提出されているか否かを確認する。

※国際出願と同時に「指定国の指定取下書」または「上申書」が提出された場合には、仮包

袋中に「指定国の指定取下書」または「上申書」が入る。後から「指定国の指定取下書」または「上申書」が提出された場合には、審査官に上げとして配付される。（ただし、出願人が書面を提出してから10日～2週間程度かかる。）

※PCT-RO照会についても、参照可能となるまでには、出願人が書面を提出してから1週間～10日程度かかる。

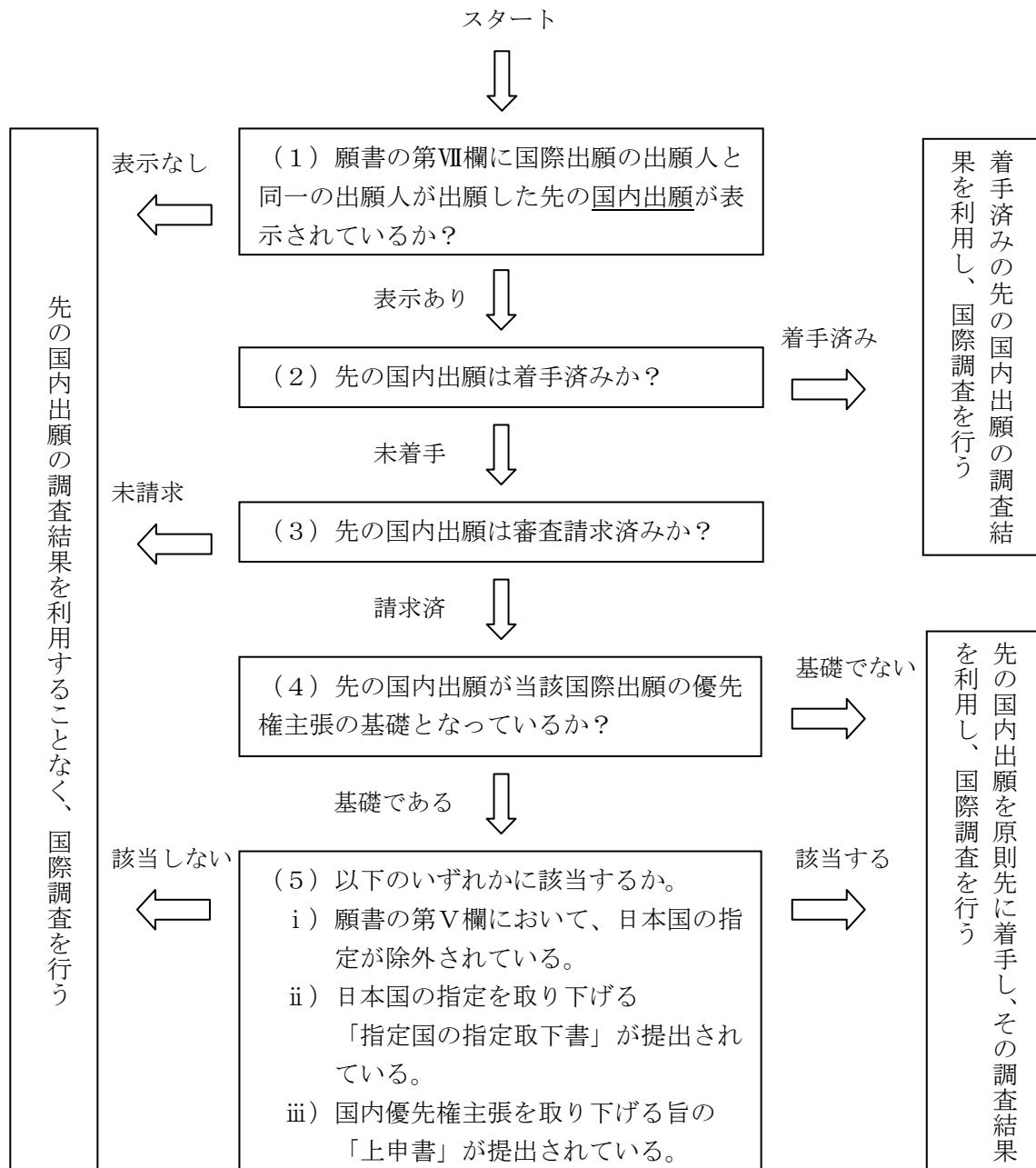
112233

2/2

特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し（注意：電子データが原本となります）

VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張		
VI-1-1	出願日	2004年 12月 31日 (31. 12. 2004)	
VI-1-2	出願番号	2004-123456	
VI-1-3	国名	日本国 JP	
VI-2	先の国際出願に基づく優先権主張		
VI-2-1	出願日	2004年 12月 31日 (31. 12. 2004)	
VI-2-2	出願番号	PCT/JP2004/999999	
VI-2-3	受理官庁名	日本国 JP	
VI-3	優先権証明書送付の請求 上記の先の出願のうち、右記の番号のものについては、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁に対して請求している。	VI-1, VI-2	
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)	
VII-2	先の調査の利用請求		
VII-2-1	日付	2004年 12月 31日 (31. 12. 2004)	
VII-2-2	出願番号	2004-123456	
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP	
VIII	申立て	申立て数	
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	—	
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	—	
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	—	
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	—	
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	—	
IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書(申立てを含む)	0	✓
IX-2	明細書	0	✓
IX-3	請求の範囲	0	✓
IX-4	要約	0	✓
IX-5	図面	0	✓
IX-7	合計	0	
	添付書類	添付	添付された電子データ
IX-8	手数料計算用紙	—	✓
IX-17	PCT-SAFE 電子出願	—	—
IX-19	要約書とともに提示する図の番号		
IX-20	国際出願の使用言語名	日本語	

A. 先の国内出願に関する確認手順フローチャート

68. 02

DO出願の審査における非公式コメントの取扱い

国際調査機関により作成された国際調査見解書に対して、出願人は、国際予備審査を請求して答弁書や補正書を提出する代わりに、国際事務局にコメント（条約等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれる。）を提出することにより反論することができる。提出された非公式コメントは各指定官庁に送付され、国内の実体審査の際に参酌することができる。指定官庁が非公式コメントを実体審査において参酌するか否かは、各指定官庁の判断に委ねられている。

日本国特許庁（指定官庁）においては、以下のように取り扱う。

1. 非公式コメントが日本語で作成されている場合

審査の参考資料として参酌する。

2. 非公式コメントが外国語で作成されている場合

日本国特許庁に対してその翻訳文が上申書で提出されている場合には、翻訳文を審査の参考資料として参酌する。翻訳文とコメントの原文との内容の一致性については判断せず、翻訳文の方を参酌する。

68. 03

引用補充がされた国際出願に基づくD O出願の取扱い

1. 優先基礎出願に基づく引用補充

引用補充とは、優先権主張を伴う国際出願において、優先権主張の基礎となる先の出願（以下、「優先基礎出願」という。）の明細書等を引用することにより、国際出願日を繰り下げることなく維持しながら補充をする手続である。

引用補充は、優先権主張を伴う国際出願に明細書等の欠落があり、当該欠落が優先基礎出願の明細書等に完全に記載されている場合に利用される。

2. 引用補充がされた国際出願に基づくD O出願の取扱い

2.1 平成24年9月30日以前に出願がされた国際出願に基づくD O出願の場合

指定官庁又は選択官庁としての日本国特許庁は、平成24年9月30日以前に出願がされた国際出願に基づくD O出願について、引用補充を認めていない。

このため、引用補充がされた国際出願に基づくD O出願について、指定官庁又は選択官庁としての日本国特許庁は、補充がされた日を国際出願日とする旨の「通知書」を送付する。出願人は、この「通知書」に対して、以下の①又は②のいずれかを選択する。

- ① 引用補充を無視して欠落のある明細書等で手続を進める旨の「請求書」を提出することを選択する。この場合、国際出願日は繰り下がらないが、補充がされた部分は無視される。
- ② 「請求書」を提出せず、補充がされた明細書等で手続を進めることを選択する。この場合、国際出願日は補充がされた日に繰り下がる（その結果、国際出願日が優先日から12月経過後となる場合、優先権は無効となる。）。

審査官は、出願人の選択結果に基づいて実体審査を行う（詳細は(1)、(2)を参照）。選択結果は、「請求書」の提出の有無で判断する。

なお、「通知書」は仮包袋に含まれるが、「請求書」は含まれない。「請求書」は特実審査周辺システムのWindowManager(審査官)の「書類目録参照」ボタンを押すと現れる「書類目録選択画面」において、「庁内書類（その他の庁内書類）」を選択することで参照できる。

(1) 審査の際の注意点

① 「請求書」が提出されている場合

審査官は、国際出願日における明細書等（明細書、請求の範囲又は図面）には引用補充部分（無視されるべき部分）が含まれないものとして、実体審査を行う。

そのため、引用補充部分にのみ記載されている事項が翻訳文に含まれている場合には、原文新規事項（[特許法第184条の18](#)において読み替えて適用する[特許法第49条第6号](#)）にあたる。そこで、[「特許・実用新案 審査基準」第Ⅷ部 5.2](#)に準じて、国際出願日における明細書等（引用補充部分以外の部分）と翻訳文との一致性に疑義が生じた場合¹には、原文新規事項の有無を確認

¹ 例えば、引用補充を無視するよう「請求書」を提出しているにもかかわらず、出願人が「請求書」の主旨に対応する補正をしていない場合などには、国際出願日における明細書等と翻訳文との一致性に疑義が生じた場合にあたると考えられる。

する（詳細は(2)参照）。

② 「請求書」が提出されていない場合

審査官は、国際出願日における明細書等に引用補充部分が含まれるものとして、実体審査を行う。

補充がされた日に国際出願日が繰り下がった結果、国際出願日が優先日から12月経過後となれば、優先権の主張はその効力を失うので、新規性・進歩性等の判断の基準日に留意する。

(2) 引用補充部分に記載されている事項の確認方法

引用補充部分が含まれるページ（国際公開公報のページ）又は図の番号は、国際段階で受理官庁により出願人に通知された「要素及び部分を引用により含めることの確認が認められた旨の決定の通知（RO/114）」の所定欄に記載されている（[別紙1](#)）。また、引用補充部分が含まれるページには、国際公開公報のページ下部に「INCORPORATED BY REFERENCE (Rule 20.6)」²と記載されている。

したがって、国際公開公報の該当ページを参照することで、引用補充部分に記載されている事項を確認できる。

RO/114は仮包袋に含まれていないので、特実審査周辺システムのWindowManager（審査官）の「出願マスタ照会」ボタンを押すと現れる「出願マスタ項目照会画面」の「雑通知」又はWIPOのホームページの「PATENTSCOPE」（[別紙2](#)）により参照する。

なお、該当ページ全体ではなくページ中の一部のみについて引用補充がされている場合がある。引用補充部分がページ全体なのかページ中の一部なのかは、「PATENTSCOPE」を用いて、出願人が受理官庁に提出した引用補充を求める書簡（[別紙2](#)の3.③）を参照することで確認できる。しかし、多くの場合はページ全体について引用補充がされるから、ページ中の一部のみについて引用補充がされた可能性が高い場合³を除いて、ページ全体について引用補充がされたものと仮定して審査を進めることができる。

2.2 平成24年10月1日以降に出願がされた国際出願に基づくDO出願の場合

指定官庁又は選択官庁としての日本国特許庁は、平成24年10月1日以降に出願がされた国際出願に基づくDO出願について、引用補充を認めている。引用補充がされた国際出願に基づくDO出願は、受理官庁が認定した国際出願日及び明細書等の内容で、国内移行される。

審査官は、受理官庁が認定した国際出願日及び明細書等の内容に基づいて実体審査⁴を行う。

² INCORPORATED BY REFERENCE は引用補充を意味する。

³ 例えば、出願人がページ中の一部のみについて引用補充をした旨を、意見書・上申書等で主張している場合など。

⁴ 補充がされた要素又は部分が優先基礎出願に完全に記載されていないことを発見した場合には、審査基準室まで連絡する。

別紙 1

RO/114 の例（2009年6月以前に通知されたもの）

PATENT COOPERATION TREATY

From the RECEIVING OFFICE

To: [Redacted]		PCT	
		NOTIFICATION ON DECISION OF CONFIRMATION OF INCORPORATION BY REFERENCE OF ELEMENT OR PART (PCT Rule 20.6(b) and (c))	
		Date of mailing (day/month/year)	31 Dec 2007
Applicant's or agent's file reference [Redacted]		IMPORTANT NOTIFICATION	
International application No. [Redacted]		International filing date/Date of first receipt of papers (day/month/year) 24 May 2007	
Applicant [Redacted]			
This receiving Office has found that: 1. ☒ the requirements of Rules 4.18 and 20.6(a) have been complied with and that an element or part is considered to have been contained in the purported international application on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by this receiving Office (for further details on the international filing date accorded see Form PCT/RO/105 issued separately) (Rule 20.6(b)). This decision concerns page number 3-21 of the international application received on 6/25/07. For the purposes of Rule 20.6(a)(ii), this decision has been based on: a. ☐ the priority document furnished under Rule 17.1(a), (b) or (b-b/s). b. ☒ a copy of the earlier application as filed (Rule 20.6(a)(ii)).			
a, bの選択肢は気にしなくて良い (優先権書類の提出方法が異なるだけ)		引用補充がされたページ (この例では3～21ページ) 図の番号が記載されることもある	
		引用補充がされた日 (この例では 2007年6月25日)	
日本（指定官庁又は選択官庁）において認定される国際出願日及び出願当初明細書等の範囲 ※平成24年9月30日以前に出願された国際出願に基づくDO出願の場合 ・「請求書」が提出されなければ2007年6月25日 3～21ページの引用補充部分も出願当初明細書等に含まれる。 ・「請求書」が提出されれば2007年5月24日 3～21ページの引用補充部分は出願当初明細書等には含まれない。			
Name and mailing address of the receiving Office		Authorized officer	
2009年7月以降は次ページのとおり様式が一部変更されている。			
Facsimile No. 571-273-3201		Telephone No. 571-272-3294	

Form PCT/RO/114 (April 2007)

RO/114の例(2009年7月以降の新様式)

PATENT COOPERATION TREATY

From the RECEIVING OFFICE

To:		PCT	
		NOTIFICATION ON DECISION OF CONFIRMATION OF INCORPORATION BY REFERENCE OF ELEMENT OR PART (PCT Rule 20.6(b) and (c))	
		Date of mailing (day/month/year)	
Applicant's or agent's file reference		IMPORTANT NOTIFICATION	
International application No.		International filing date/Date of first receipt of papers (day/month/year)	
Applicant		 最初に願書等が提出された日	

This receiving Office has found that:

1. ☐ the requirements of Rules 4.18 and 20.6(a) have been complied with and that an element or part is considered to have been contained in the purported international application on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by this receiving Office (for further details on the international filing date accorded see Form PCT/RO/105 issued separately) (Rule 20.6(a)(i)).

This decision concerns page number(s) _____

引用補充がされたページ
(図の番号が記載されることもある)

received on _____

引用補充がされた日

For the purposes of Rule 20.6(a)(ii), this decision has been based on:

- ☐ a. the priority document furnished under Rule 17.1(a), (b) or (b-bis).
☐ b. a copy of the earlier application as filed (Rule 20.6(a)(ii)).

a, bの選択肢は気にしなくて良い
(優先権書類の提出方法が異なるだけ)

This decision concerns page number(s) _____

For further details concerning the incorporation of the international application, see Form PCT/RO/126.

A copy of this N

実質的な記載内容は、旧様式と変わらない

Name and mailing address of the receiving Office	Authorized officer
Facsimile No.	Telephone No.

別紙 2

PATENTSCOPE を用いて引用補充がされた部分を確認する方法

1. 国際出願番号の入力

次のURLにアクセスする。

<http://patentscope.wipo.int/search/ja/structuredSearch.jsf>

以下の画面が表示されるので国際出願番号を入力し、「検索」ボタンを押す。

構造化検索

検索フィールド

フロントページ

及び WIPO公開番号

及び 出願番号

及び 公開日

及び 発明の名称(日本語)

及び 要約(日本語)

及び 出願人氏名(名称)

及び 国際特許分類

及び 発明者氏名

及び 特許庁コード

及び 明細書(日本語)

及び 請求の範囲(日本語)

及び ライセンシングの利用可能性の要請

く及び 発明者氏名

ここに国際出願番号を入力 例.US2000/000000

のデータ有無 ☒ 適用しない ☐ 無 ☐ 有

言語 日本語 語幹処理 ☒

特許庁 / PCT

☐ PCT ☐ キューバ ☐ スペイン ☐ ベトナム ☐ ロシア ☐ 欧州特許庁

☐ アルゼンチン ☐ ガテマラ ☐ チリ ☐ ベルギー ☐ ロシア(USSR data) ☐ LATIPAT

☐ イスラエル ☐ ケニア ☐ ドミニカ共和国 ☐ ホンジュラス ☐ 南アフリカ ☒ 全て

☐ ウルグアイ ☐ コスタリカ ☐ ニカラグア ☐ メキシコ ☐ 日本

☐ エクアドル ☐ コロンビア ☐ パナマ ☐ モロッコ ☐ 韓国

☐ エルサルバドル ☐ シンガポール ☐ ブラジル ☐ ヨルダン ☐ ARIPO

0 検索結果 検索 リセット

2. 書類タブの選択

対象案件の画面が開かれ、最初は「PCT 書誌情報」タブが選択されている。「書類」タブを選択する。

PCT書誌情報 明細書 請求の範囲 国内段階 更新情報 書類

国際事務局に登録されている最新の書誌情報

国際公開番号: [REDACTED] 国際出願番号: [REDACTED]

国際公開日: [REDACTED] 国際出願日: [REDACTED]

3. 対象書類の選択

PATENTSCOPE に格納されている書類一覧が表示される。

PCT書誌情報 明細書 請求の範囲 国内段階 更新情報 書類

国際出願のステータス ②

日付	書類名	表示	ダウンロード
06.11.2012	国際出願ステータスレポート	HTML, PDF	PDF, XML

公開された国際出願

日付	書類名	表示	ダウンロード
05.05.2011	国際公開公報 (国際調査報告付き) (A1 18/2011)	PDF (73p.)	PDF (73p.), Zip形式ファイル(XML及びTIFFファイル)
05.05.2011	要素及び部分を引用により含めることの確認が認められた旨の決定の通知 (RO/114)	PDF (2p.)	PDF (2p.), Zip形式ファイル(XML及びTIFFファイル)
05.05.2011	申立て	PDF (1p.)	PDF (1p.), Zip形式ファイル(XML及びTIFFファイル)
05.05.2011	PCT規則20.6に基づく引用により含めるための用紙	PDF (58p.)	PDF (58p.), Zip形式ファイル(XML及びTIFFファイル)

国際事務局において保管されている関連書類

日付	書類名	表示	ダウンロード
08.05.2012	特許性に関する国際予備報告(第一章)の英訳 (IB/373)	PDF (5p.)	PDF (5p.), Zip形式ファイル(XML及びTIFFファイル)

⋮

05.05.2011	要素又は部分を引用により含めることを確認する書面	PDF (1p.)	PDF (1p.), Zip形式ファイル(XML及びTIFFファイル)
------------	--------------------------	-----------	-------------------------------------

②国際公開公報

①受理官庁が出願人に送付した引用補充を認める通知

③出願人が受理官庁に提出した引用補充を求める書簡

②国際公開公報
①受理官庁が出願人に送付した引用補充を認める通知

③出願人が受理官庁に提出した引用補充を求める書簡

このうち、引用補充に関連する以下の書類を選択（表示又はダウンロード）して、内容を確認する。

①要素及び部分を引用により含めることの確認が認められた旨の決定の通知（RO／114）

②国際公開公報（A1 又は A2）

③要素又は部分を引用により含めることを確認する書面

①又は②を参照することで、引用補充部分が含まれるページ（又は図）の番号を特定できる。

③ではページ中の部分が特定されている場合がある（ページ中の一部のみ引用補充がされた場合）。

9 1 . 0 1

特許出願技術動向調査

1. 特許出願技術動向調査の概要

特許庁では、技術の発展が見込まれる分野、または、社会的に注目されている分野について、内外の特許情報を用いた出願動向や技術相互の関連性等を研究開発動向・市場動向等を踏まえて調査・分析した特許出願技術動向調査を実施している。調査結果については、企業等の研究開発戦略や知的財産戦略、政府における政策策定のための参考情報として情報発信するとともに、機動的な審査体制の構築、FI・Fターム改正やIPC改正のための基礎資料として活用されている。

2. 特許出願技術動向調査は、平成11年度より作成されている。今までに作成された報告書については、審査資料として各審査調査室、審査部関係審査室に配備されている。

3. これまでに作成された特許出願技術動向調査の調査結果の一部は、特許庁ホームページにて、PDFデータとして閲覧が可能である。

ホームページアドレスは、<http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm>

9 1 . 0 2

標準技術集

1. 標準技術集の概要

特許庁では、標準技術を特定し、標準技術を的確に表現している論文、マニュアル、カタログ、Web ページ等の非特許文献に記載された技術等を収集することにより、標準技術集として整理した。

この標準技術集は、特許文献のみからは知得しにくい標準的な技術を的確に表現する情報（例えば代表的な図面）を取りまとめ、審査官の審査資料として各技術分野における効率的な審査に貢献するものである。

2. 標準技術集の作成は、平成 12 年度から平成 18 年度まで行った。作成されたものは、審査資料として審査部関係審査室に配備されている。

3. 作成された標準技術集は、特許庁ホームページにて、PDF データとしての閲覧が可能である。
ホームページアドレスは、http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/hyoujun_gijutsu.htm

審査ハンドブック 附属書

附属書 1：実用新案技術評価書作成のためのハンドブック

[附属書 1]

実用新案技術評価書作成のためのハンドブック

平成25年12月

特 許 庁

調整課 審査基準室

目 次

1. 関係資料の確認.....	1
(1) 補正、訂正及び審判の記録.....	1
(2) 出願の取下げ、放棄等.....	1
(3) 刊行物等提出書及び上申書.....	1
(4) 既作成の実用新案技術評価書.....	2
2. 書誌的事項.....	2
(1) 「1. 登録番号」、「2. 出願番号」、「3. 出願日」、「4. 優先 日／原出願日」、「5. 考案の名称」及び「6. 実用新案登録出願人 ／実用新案権者」.....	2
(2) 「7. 作成日」及び「9. 作成した審査官」.....	2
(3) 「8. 考案の属する分野の分類」.....	2
(4) 「10. 考慮した手続補正書・訂正書」.....	3
3. 「11. 先行技術調査を行った文献の範囲」の欄の記載.....	3
(1) 一群の内国特許文献又は外国特許文献の場合.....	3
(2) 「その他の文献」.....	5
4. 「12. 評価」の欄の記載.....	5
(1) 「請求項」.....	5
(2) 「評価」.....	6
(3) 「引用文献等」.....	7
(4) 「評価についての説明」.....	8

付録：実用新案技術評価書の記載例

記載例1.....	10
記載例2.....	13
記載例3.....	15
記載例4.....	17

1. 関係資料の確認

評価書作成に先立ち、以下の記録があるかどうか、登録管理マスタ等で確認する。また、評価書作成に数日以上要した場合には、評価書作成前に確認した事項に追加された事項がないかどうか、評価書起案時に再度登録管理マスタ等で確認する。

なお、登録管理マスタ等の照会時に、審決が確定していない場合であっても、審決の確定を待たずに評価書作成を行う。また、明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面の補正、訂正、出願の取下げ又は放棄の手段の方式審査が終了していない場合等は、その旨調整課機械事務調整班に連絡した上で、評価書作成関係書類等を調整課機械事務調整班に戻す。調整課機械事務調整班では、それらの手段の方式審査が完了したこと等を確認し、必要であれば、スケジュールを再設定して、評価書作成関係書類等を審査官に戻す。

(1) 補正、訂正及び審判の記録

評価書作成時に補正又は訂正が行われている場合には、その補正又は訂正が新規事項を含むものであっても、補正又は訂正後の明細書等に基づき評価書を作成する。

評価書作成時に、無効審判で一部の請求項が無効になっているもの、訂正により一部の請求項が削除されているものについては、それらの請求項については評価書を作成しない。また、無効審判で無効理由がないとされたものについても、評価書作成の際には、この審決を参酌して評価を行う。審決が確定していない場合であっても、無効審判において提出されている無効理由の証拠等を考慮して評価を行う。

(2) 出願の取下げ、放棄等

登録前に出願が取下げ若しくは放棄されている場合、又は無効審判ですべての請求項が無効になっている場合には、評価書は作成しない。この場合は、その旨調整課機械事務調整班に連絡する。

(3) 刊行物等提出書及び上申書

刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、その内容を考慮して評価を行う。上申書に先行技術となりうる刊行物等が記載されていたときは、刊行物等提出書に準じた取扱いを行う。

(4) 既作成の実用新案技術評価書

既に作成した評価書がある場合には、その内容を考慮して評価を行う。その際には、既作成の評価書の作成後に、①調査可能な文献範囲が拡大した、②新規性等を否定する有力な先行技術文献等についての刊行物が提出された場合等、評価内容を変更することが適当であるような事情の変更があるかどうかについても検討し、評価を行う。

2. 書誌的事項

(1) 「1. 登録番号」、「2. 出願番号」、「3. 出願日」、「4. 優先日／原出願日」、「5. 考案の名称」及び「6. 実用新案登録出願人／実用新案権者」

これらの項目については、以下の場合を除き、評価書作成関係書類等に記載されたものを記載する。

- ①「1. 登録番号」が評価書作成関係書類等に記載されていないときには、登録管理マスタ等で確認し、登録番号が登録されている場合は、その番号を記載する。
- ②登録後の場合は、「6. 実用新案登録出願人／実用新案権者」について、登録管理マスタ等で権利情報を確認のうえ、実用新案権者を記載する。

(2) 「7. 作成日」及び「9. 作成した審査官」

「7. 作成日」には、起案した日を記載する。「9. 作成した審査官」には、定められた担当審査官であって実際に評価書を作成した審査官の氏名のみを記載し、サーチを依頼した審査官名等は記載しない。作成者の押印は不要である。

また、審査官コード及び技術単位コードも記載する。

(3) 「8. 考案の属する分野の分類」

基本的には、評価書作成関係書類等の記載に基づいて国際特許分類を記載するが、調査範囲の決定の過程で評価書作成関係書類等の分類に誤りがあることを発見した場合は、正しい分類を評価書に記載する。

(留意事項)

評価書作成関係書類等の分類に誤りがあることを発見した場合は、特実検索システムのオンライン更新機能でF I データ等の修正を行う。また、発行済公報の分類に誤りがあることを発見した場合は、訂正公報発行の依頼を行う。

(4) 「10. 考慮した手続補正書・訂正書」

考慮に入れた手続補正書・訂正書を、その書面に記載した提出の日付をもって特定する。手続補正書・訂正書がない場合には、何も記載しない。

(留意事項)

その補正又は訂正が新規事項を追加するものか否かにかかわらず、補正又は訂正された明細書等に基づいて評価を行う（「[特許・実用新案 審査基準](#)」第X部第1章2.を参照）。

3. 「11. 先行技術調査を行った文献の範囲」の欄の記載

(1) 一群の内国特許文献又は外国特許文献の場合

「文献の種類」、「分野」及び「時期的範囲」の欄は、一群の特許文献の範囲を特定するために用いる。

(a) 「文献の種類」の特定

①内国及び外国の特許文献であって一群の文献の場合は、「文献の種類」の欄に、その文献の種類を記載する。

②「文献の種類」の欄に「日本国特許公報及び実用新案公報」と記載した場合、当庁発行の下記の文献を意味する。

「公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等（実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム等）、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報、及び登録実用新案公報。」

③上記②以外の内国の意匠公報等又は外国特許文献を調査した場合には、その文献の種類を追加的に記載する。外国特許文献の種類を記載する場合の記載要領は、審査ハンドブック [6.3.04](#) 「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載要領」に準じる。

(b) 「分野」の特定

①調査範囲が客観的にかつ明確に分かるように、調査した分野を、国際特

許分類（サブグループレベル）を用いて特定する。

なお、「分野」の表記にあたっては、調査範囲を明瞭にするため、階層関係にかかわらず、調査範囲に該当するすべてのIPC記号を記載する。

例えば、A63F1/00の下位概念にA63F1/02及びA63F1/04があり、これら全てを調査範囲とした場合には、A63F1/00－1/04と表記する。

A63F 1/00を調査範囲としてA63F 1/02、A63F 1/04を調査範囲から除外した場合には、A63F1/00と表記する。

表 記 形 式	例 示
IPC記号	A21D 2/04 E05D 15/00－15/58

- ②調査範囲のうち、一群の内国特許文献又は外国特許文献に関するものは、国際特許分類以外のものにより特定してはならない。

したがって、サーチを行う際の調査手法として、フリーワード、Fターム等のサーチツールを用いたサーチを行った場合にも、調査範囲は当該国際特許分類により表記することとし、そのフリーワードやFタームの検索式等は記載してはならない。

また、無テーマのフリーワード検索又は商用データベース検索を行う場合にも、調査範囲を国際特許分類のみにより特定し、Fターム等の検索式は調査範囲として記載しないこととする。

- ③国際特許分類で特定される調査範囲外においてサーチを行った結果得た関連先行技術文献については、下記(2)②に従って個別の内国特許文献又は外国特許文献として記載する。

- ④一群の内国特許文献又は外国特許文献の場合の「国際特許分類」の表記は、評価書作成時の最新版とする。すなわち、調査範囲の特定は、評価書作成時の最新版により行う。

(c) 「時期的範囲」の特定

時期的範囲については、実際に調査した調査範囲をその始期及び終期で特定する。ただし、始期については、特に必要がある場合（調査範囲とし

た分野における当該種類の文献について、途中で調査を終了した場合等)を除き省略してもよい。

終期については、調査終了日を記載する。このように記載する理由は、調査終了日までに公開された先願を調査範囲に含めるためである。

(2) 「その他の文献」

非特許文献及び個別の特許文献を調査した場合には、以下のように扱う。

①単行本、逐次刊行物、不定期刊行物等の非特許文献は、「その他の文献」の欄に審査ハンドブック [6 3. 0 4](#) 「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載要領」に従って記載する。

②一群の特許文献について表示した「文献の種類」と「分野」と「時期的範囲」とで特定される調査範囲の外において個別に調査した内国又は外国の特許文献についても、「その他の文献」の欄に文献名等を記載する。

③商用データベースによる非特許文献のサーチ結果
商用データベース等により非特許文献をサーチした場合は、検索式を表示することなく、サーチの結果、得られた関連先行技術文献（非特許文献）を調査した文献として「その他の文献」の欄に記載する。

④刊行物等の提出があった場合の記載
評価書作成時に刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、当該刊行物等提出書又は上申書で提出された先行技術文献を「その他の文献」の欄に記載する。その先行技術文献が調査範囲として記載した一群の特許文献の範囲に含まれる場合であっても、「その他の文献」の欄に個別に調査した文献として記載する。

(留意事項)

刊行物等提出書又は上申書で提出された先行技術文献等については、それが新規性等を否定する先行技術文献と認められるか否かにかかわらず、「その他の文献」の欄に記載する。

4. 「1 2. 評価」の欄の記載

(1) 「請求項」

評価を行った請求項をアラビア数字で特定する。評価及び評価についての説

明が共通する請求項については、まとめて記載してもよい。

なお、無効審判において無効とされた請求項、訂正により削除された請求項については、評価しない。この場合、「12. 評価」の欄の末尾に、「請求項○については、既に無効とされているので評価を行わない。」というように、その旨記載する。

(留意事項)

実用新案技術評価の請求がなされた請求項のみについて評価を行う。単一性の要件については判断せず、仮に単一性の要件を満たさないと認める請求項があったとしても、評価対象外とはしない（「[特許・実用新案 審査基準](#)」第X部第1章2. 及び3.1(2) 参照）。

(2) 「評価」

評価書の下欄に記載された「評価1」ないし「評価6」の内から該当する一又は二以上のものを選択し、評価対象の請求項に対応する評価欄に番号を記載する。「評価1」ないし「評価6」は、それぞれ以下に該当する場合に選択する。

評価1：請求項に係る考案について、引用文献の記載からみて、新規性がない旨の評価を行う場合（第3条第1項第3号）。

評価2：請求項に係る考案について、引用文献の記載からみて、進歩性がない旨の評価を行う場合（第3条第2項（ただし、第3条第1項第3号に掲げる考案に係るものに限る。））。

評価3：請求項に係る考案について、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である旨の評価を行う場合（第3条の2）。

評価4：請求項に係る考案について、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である旨の評価を行う場合（第7条第1項又は第3項）。

評価5：請求項に係る考案について、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である旨の評価を行う場合（第7条第2項又は第6項）。

（注）平成11年1月1日以降、平成24年3月31日までの出願については、「第7条第6項」とあるのは「第7条第7項」と読み替えて適用。
平成10年12月31日以前の出願については、読替え不要。

評価6：請求項に係る考案について、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない場合（記載が不明瞭であること等により、有効な調査

が困難と認められる場合も含む。) 。

(3) 「引用文献等」

- ①引用文献等の文献名等は、「12. 評価」の欄の下部の「引用文献等一覧」に引用文献番号と共に記載する。引用文献等の文献名等は、審査ハンドブック [63.04](#)「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載要領」に従って記載する。請求項に対応する引用文献等は、引用文献番号により表示する。
- ②新規性等を否定しない旨の評価の場合には、少なくとも一つの一般的技術水準を示す文献を表示し、引用文献番号の後に括弧書きで「(一般的技術水準を示す参考文献)」と記載する。
- ③ある請求項に係る考案について進歩性がない旨の評価を行うためには、頒布刊行物に基づききわめて容易に考案できたものと言えるものでなければならないから、少なくとも1つの頒布刊行物を表示する。
- ④少なくとも1つの頒布刊行物記載の考案と他の先行技術との組み合わせによって進歩性がない旨の評価を行う場合において、当該他の先行技術が周知慣用技術である場合には、例示の必要がないほど周知・慣用であると認められる場合を除き、可能な限り当該周知慣用技術を示す文献を表示する。

(留意事項)

- ①一般的技術水準を示す文献を表示するのは、特に関連する先行技術文献等を発見しない旨の「6」と評価される請求項に限られる。新規性等を否定する旨の「1」ないし「5」と評価される請求項については、一般的技術水準を示す文献を表示してはならない。
- ②検討した文献が新規性等を否定することを確認しうる根拠となるものでない場合は、新規性等を否定する旨の評価を行うべきでない（[「特許・実用新案 審査基準」第X部第1章4.\(3\)](#)参照）から、特に関連する先行技術文献等を発見しない旨の「6」と評価することになる。この場合には、その文献を、一般的技術水準を示す文献として表示する。
- ③評価書作成時に刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、当該刊行物等提出書又は上申書で提出された刊行物等が請求項に係る考案の新規性等を否定する旨の評価の根拠となる先行技術文献等となりうるか否かについて判断し（[「特許・実用新案 審査基準」第X部第1章4.\(5\)](#)及び

[6. 参照](#))、新規性等を否定する旨の評価の根拠となる文献でない場合は、一般的技術水準を示す文献として表示することを検討する。

(4) 「評価についての説明」

(a) 新規性等を否定しない旨の評価の場合 ([記載例 1 の請求項 4 に係る考案に対する「評価についての説明」参照](#))

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない場合は、その旨を下記の例文に準じて記載する。

「有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。」

また、評価書作成時に刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、必要に応じて、請求項に係る考案と当該刊行物等提出書又は上申書で提示された先行技術との対比判断について、簡潔に記載する。

(b) 新規性等を否定する旨の評価の場合

審査官が新規性等を否定するという評価を行った理由を請求人が理解できるように説明を記載する。基本的には、その引用文献中の記載のうち、新規性等を否定する旨の評価の根拠となった特定箇所を、段落番号、ページ番号、行番号等により特定する。また、請求項に係る考案の考案特定事項との対応関係を指摘する等、その特定箇所から、どのように請求項に係る考案の新規性等を否定する考案が認定できるかについて記載する。進歩性が否定される場合には、さらに、引用文献から認定された考案に基づき、どのような論理づけで進歩性が否定されるのかについて記載する。

(c) 考案が明確でない等の理由により、そのままでは十分な新規性等の評価が行えない場合 ([記載例 2 参照](#))

明細書等にどのような不備があるかについて、明細書等の関連箇所と不備の内容とを特定して記載する。新規性等の評価のための前提について、考案特定事項をどのように解釈して評価を行ったのかを具体的に記載する。

なお、明細書等に不備があっても、請求項の記載に基づき、十分な新規性等の評価が行える場合には、明細書等の不備については評価書に記載しない。

(d) 有効な調査が困難な場合

[「特許・実用新案 審査基準」第X部第1章3.1\(5\)](#)に記載されるケースに該当する場合は、特に関連する先行技術文献等を発見しない旨の「評価6」として、有効な調査を行うことができなかった旨とその理由を下記の例文に準じて記載する。

① 著しい記載不備の場合（[記載例3の請求項1に係る考案に対する「評価についての説明」参照](#)）

「この請求項の記載（できるだけ問題の箇所を特定）は著しく不明瞭であるため、考案の詳細な説明及び図面を参酌しても、請求項に係る考案を明確に認定することができない。したがって、有効な調査を行うことができなかった。」

② 非考案であって調査困難な場合（[記載例3の請求項2に係る考案に対する「評価についての説明」参照](#)）

「この請求項には、自然法則を利用した技術思想たる考案に該当しないものが記載されており、調査範囲の確定が困難であるので、有効な調査を行うことができなかった。」

(e) 分割・変更要件を満たしていない、又は優先権主張の効果が認められないと判断される場合（[記載例4参照](#)）

評価の欄の冒頭に、明細書等の関連箇所を特定して、分割・変更要件を満たしていない、又は優先権主張の効果が認められないと判断する理由を記載する。また、現実の出願日を基準日として評価を行った旨も記載する。

新規性等を否定しない旨の評価を行う場合であっても、分割・変更要件を満たしていない、又は優先権主張の効果が認められないと判断される場合は、現実の出願日を基準日として評価を行った旨を記載する。

記載例 1

・典型的な記載例

実用新案法第 12 条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号	3 0 1 2 3 4 5
2. 出願番号	実願 2 0 0 6 - 0 9 2 3 4 5
3. 出願日	平成 1 8 年 5 月 1 日
4. 優先日／原出願日	
5. 考案の名称	寝具付きぬいぐるみ
6. 実用新案登録出願人／実用新案権者	実用 太郎
7. 作成日	平成 1 8 年 9 月 1 日
8. 考案の属する分野の分類 (国際特許分類)	A 6 3 H 3 / 0 2 A 6 3 H 3 / 0 0 A 6 3 H 3 / 0 4 A 4 7 J 9 / 0 8
9. 作成した審査官	俵 香志代 (9 1 3 6 3 L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書	
11. 先行技術調査を行った文献の範囲	
●文献の種類	日本国特許公報及び実用新案公報
分野	国際特許分類 A 6 3 H 3 / 0 0 - 3 / 0 4 A 4 7 G 9 / 0 0 - 9 / 0 8
時期的範囲	～平成 1 8 年 9 月 1 日
●その他の文献	・〇〇〇〇編「生活百科（収納編）」（平成 3 年 5 月 6 日発行）〇〇社 ・特開昭 6 2 - 1 2 3 4 5 6 号 ・特開昭 6 3 - 2 4 6 7 3 4 号 ・実願昭 6 3 - 1 3 4 5 8 7 号（実開平 0 1 - 0 2 3 4 6 4 号）のマイクロフィルム
(備考)	
『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。	
12. 評価	
・請求項	1 及び 2

- ・評価 1
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。

引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。

したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。

- ・請求項 3
- ・評価 2
- ・引用文献等 1及び2
- ・評価についての説明

引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。

引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

- ・請求項 4
- ・評価 6
- ・引用文献等 1、2及び3（一般的技術水準を示す参考文献）
- ・評価についての説明

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

引用文献等一覧

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○○編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行）○○社
3. 特開昭59-23456号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

記載例2

・考案が明確でないことにより新規性等の評価が十分行えない場合

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 登録番号 | 3 0 1 2 3 4 7 |
| 2. 出願番号 | 実願2 0 0 6－0 9 2 3 4 7 |
| 3. 出願日 | 平成1 8年5月1日 |
| 4. 優先日／原出願日 | |
| 5. 考案の名称 | 椅子 |
| 6. 実用新案登録出願人／実用新案権者 | 実用 太郎 |
| 7. 作成日 | 平成1 8年9月1日 |
| 8. 考案の属する分野の分類
(国際特許分類) | A 4 7 C 7／4 0 |
| 9. 作成した審査官 | 俵 香志代 (9 1 3 6 3 L) |
| 10. 考慮した手続補正書・訂正書 | |

1 1. 先行技術調査を行った文献の範囲

- | | |
|--------|-------------------------|
| ●文献の種類 | 日本国特許公報及び実用新案公報 |
| 分野 | 国際特許分類
A 4 7 C 7／4 0 |
| 時期的範囲 | ～平成1 8年9月1日 |

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

1 2. 評価

- | | |
|------------|---|
| ・請求項 | 1 |
| ・評価 | 1 |
| ・引用文献等 | 1 |
| ・評価についての説明 | |

請求項1の「図1に示されるような座り心地のよい」という記載は、図1に示されるいずれの事項を意味しているのか不明であり、請求項1に係る考案は明確でない。そして、そのままでは十分な新規性等の評価ができないので、「図1に示されるような座り心地のよい」という語は、明細書等の記載を参酌して、「背

もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた」という意味であるという前提で評価を行った。

引用文献 1 の図 1 等には、背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられたものが記載されている。したがって、引用文献 1 には、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた前後に揺動可能な椅子」が記載されている。

- ・請求項 2
- ・評価 2
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

請求項 2 の記載は、そのままでは考案が明確ではないので、「図 1 に示されるような」という語は、明細書等の記載を参酌して、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた前後に揺動可能な」という意味であるという前提で評価を行った。

引用文献 1 に記載された考案の認定は、請求項 1 の評価についての説明に記載したとおりである。さらに、引用文献 1 に記載されたものにおいて、その材質を革にすることは、単なる材料の選択に過ぎない。

引用文献等一覧

1. 特開平 7-12345 号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第 3 条第 2 項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第 3 条の 2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 1 項又は第 3 項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 2 項又は第 6 項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

記載例3

- ・著しい記載不備の場合(請求項1)
- ・非考案であって調査困難な場合(請求項2)

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 3012346
2. 出願番号 実願2006-092346
3. 出願日 平成18年5月1日
4. 優先日/原出願日
5. 考案の名称 コーヒーメーカー
6. 実用新案登録出願人/実用新案権者
実用 太郎
7. 作成日 平成18年9月1日
8. 考案の属する分野の分類 A47J31/06
(国際特許分類) A47J31/02
9. 作成した審査官 俵 香志代(9136 3L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
分野 国際特許分類
A47J31/02
A47J31/06
時期的範囲 ~平成18年9月1日
- その他の文献 ・〇〇〇〇編「美味しいコーヒー」(平成3年5月6日発行) 〇〇社

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1
- ・評価 6
- ・引用文献等 1 (一般的技術水準を示す参考文献)
- ・評価についての説明
請求項1の「……」部分は、意味が理解できない。考案の詳細な説明及び図

面を参酌しても、請求項 1 に係る考案を明確に認定できず、有効な調査を行うことができなかった。

- ・請求項 2
- ・評価 6
- ・引用文献等 1（一般的技術水準を示す参考文献）
- ・評価についての説明

請求項 2 には、「実用株式会社のコーヒーマーカーのマニュアル」とのみ記載されており、自然法則を利用した技術思想たる考案に該当しない。そして、調査範囲の確定が困難であるので、有効な調査を行うことができなかった。

引用文献等一覧

1. 特開昭 6 2－1 2 3 4 5 号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第 3 条第 2 項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第 3 条の 2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 1 項又は第 3 項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第 7 条第 2 項又は第 6 項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

記載例4

・分割・変更要件を満たしていない場合

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号 3012348
2. 出願番号 実願2006-092348
3. 出願日 平成18年5月1日
4. 優先日／原出願日 平成16年1月1日
5. 考案の名称 空気調和機
6. 実用新案登録出願人／実用新案権者
実用 太郎
7. 作成日 平成18年9月1日
8. 考案の属する分野の分類 F24F11／00
(国際特許分類)
9. 作成した審査官 俵 香志代(9136 3L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書 平成18年5月15日付け手続補正書

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
- 分野 国際特許分類
F24F11／00
- 時期的範囲 ～平成18年9月1日

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

本願明細書の段落【0020】に記載された「また、温度検出器を複数個所に設けることにより、より適切な除霜時間を設定することが可能になる」という点は、原出願の当初明細書等になんら記載されておらず、原出願の当初明細書等から自明な事項とも認められない。したがって、本願は、適法な変更出願とは認められず、現実の出願日である平成18年5月1日を出願日として評価を行った。

- ・請求項 1～10
- ・評価 1

- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

変更が適法になされていたとすれば本願の原出願となっていた出願の公開公報である引用文献1には、本願の請求項1～10に係る考案と同一のものが記載されている。

引用文献等一覧

1. 特開2005-12345号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。